

* 0023037000 *

0023037-000

a 331-110

經濟參謀本部論

松井春生・著

日本評論社

1934

ADD

331

110

江濟參謀本部論

松井春生

新經濟全集

1



經濟參謀本部論

松井春生



新經濟全集

1

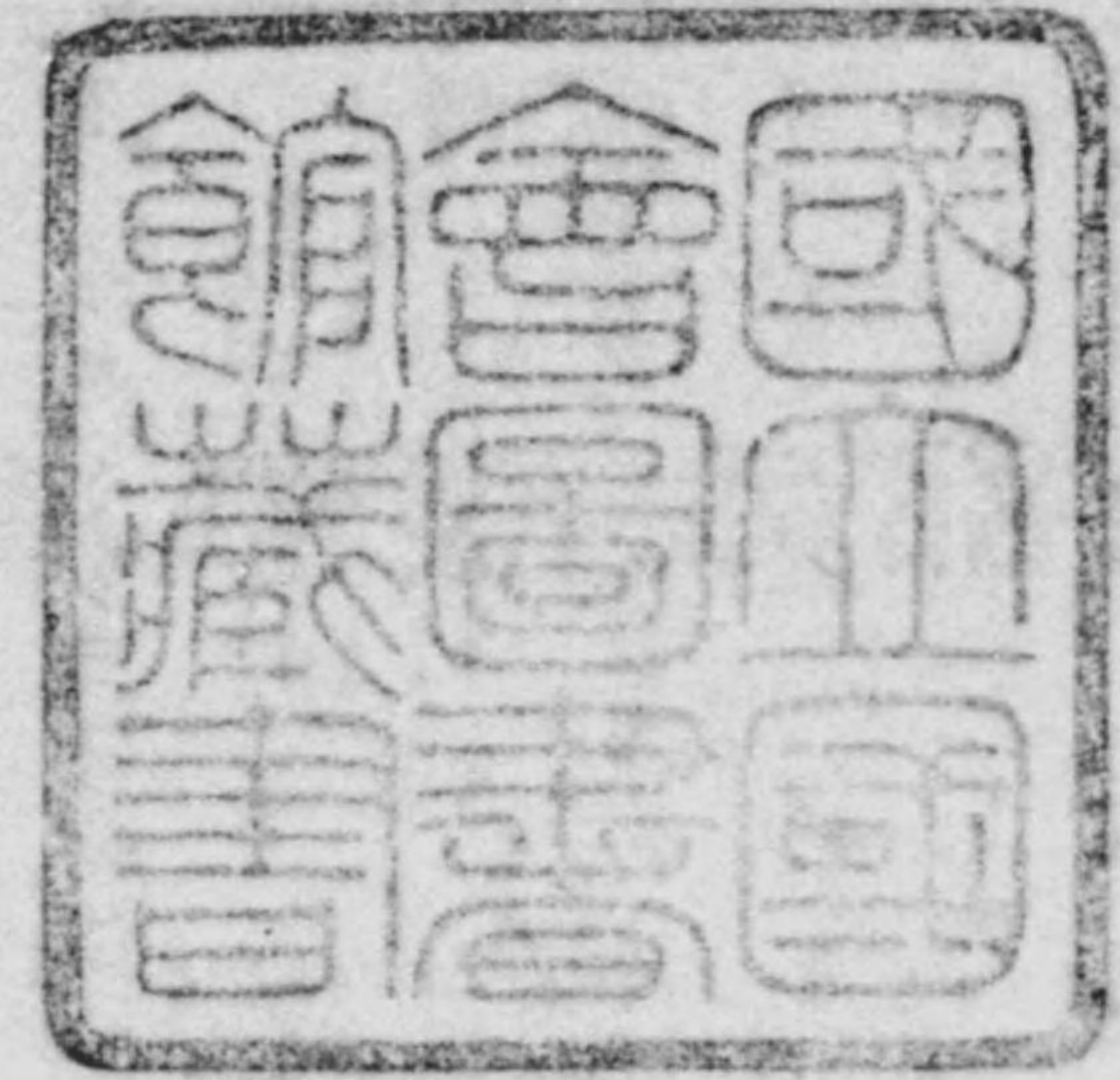
經濟參謀本部論

松井春生



新經濟全集

331
110



序

經濟が政治に對して、要請することの大なる、今日の如きは、未だ曾て見なかつた事象である。今や、世界の經濟は、一大機構的變局に際會し、國內、國際の政局は、一に經濟現象の推移改變に伴つて、搖蕩常なきこと、私どもの日常見聞する所である。洵に、現下空前の經濟的過渡期に於て、政治が舊套依然たることは、斷じて許さるべきでない。我が第六十五議會の成果に徴するも、其の政府提出に係る重要法律案が、殆ど皆、經濟統制に關するものなるに於て、思ひ半に過ぐるものがある。即ち政治は、今や經濟の機構的變化に適應して、其の形態を整備すべく、産みの悩みを重ねつつある。今にして、斯かる根本的苦惱の真相を把握し、以て政治形態の改變に善處するに非ざれば、所謂救國濟民の政治本來の使命は、畢に、達成せられ得べくもなからう。

序 著者は、斯かる見地に立つて、本書第一編に於て、聊か經濟の基本的推移の様相を闡明せんことに努むると共に、第二編及第三編に於て、之に對應すべき政治形態の現勢乃至展

序
望に付て、若干の考察を進めんと欲する。唯、本務繁忙の身、評論社の懇篤なる依頼を受けて、夜業を集積するも、短時日、到底研究の不足、推敲の不備を免れ得ず、之を世上に公表するに當つては、衷心忸怩たるの念を禁じ得ない。倅にして、此の種の研究に付、若干の讀者諸君に、多少の刺戟と暗示を與へ、以て、微小なりとも、時務に貢献することを得れば著者の望外の幸とする所である。

昭和九年四月八日

松井春生

目次

緒論	一
第一編 經濟參謀本部論の基調	九
第一章 統制經濟の大勢	九
第二章 統制經濟思潮の由來	一四
第三章 統制經濟の要望	二二
第四章 統制經濟の本質	二六
第一 統制經濟の要義	二六
第二 統制經濟の國際性	三三
第三 現代統制經濟の特徴	三九
第五章 統制經濟の形態	四〇
第六章 統制經濟の實現性	五三

目次

第一 一般的考察……………五二

第二 我國に於ける實現性と其の特色……………六〇

第七章 統制經濟と經濟參謀本部……………六三

第一 統制經濟と政治機構改善の要請……………六三

第二 經濟の政治化か、政治の經濟化か……………六六

第三 統制經濟政治機構の首脳部……………六八

第二編 歐米諸國に於ける經濟參謀本部……………七一

第八章 經濟參謀本部の形態……………七一

第九章 獨逸の聯邦經濟會議……………七四

第一 會議の職能……………七四

第二 會議の構成……………七七

第三 會議の運用方法……………九〇

第四 會議の對議會關係……………九三

第五 會議の對政府關係……………九二

第六 會議の豫算……………九五

第七 會議の反應……………九五

第八 會議に對する意見……………一〇〇

第九 會議の其の後……………一〇三

第十章 佛蘭西の全國經濟會議……………一五

第一 會議の職能……………一五

第二 會議の構成……………一六

第三 會議の運用方法……………二一

第四 會議の對議會關係……………二三

第五 會議の對政府關係……………二四

第六 會議の豫算……………二五

第七 會議の反應……………二六

第八 會議に對する意見……………二九

第九 會議改革案……………三三

第十一章 伊太利の全國協同組合會議

第一 總 說……………一三九

第二 會議の地位及性質……………一四一

第三 會議の機關及其の構成……………一四二

第四 會議の職能……………一四四

第十二章 蘇聯邦の經濟參謀本部

第一 總 說……………一四六

第二 勞働國防會議……………一四六

第三 國家計畫委員會……………一四八

第四 諸機關一覽……………一五〇

第十三章 英吉利の經濟諮問會議

第一 總 說……………一五四

第二 會議の目的及權限……………一五五

第三 會議の構成及運用……………一五六

第十四章 米國に於ける實際上の經濟參謀本部

第一 總 說……………一五八

第二 ルーズベルト大統領の「ブレーン・トラスト」……………一六〇

第三 最高復興會議……………一六八

第三編 經濟參謀本部の展望

第十五章 經濟參謀本部の將來概論

第一節 諸國經濟參謀本部の實績批判……………一七九

第一 總 說……………一七九

第二 諮問的會議の成果……………一八二

第三 計畫型機構の概評……………一八三

第二節 經濟參謀本部の發展性……………一八五

第一 各種の場合に於ける經濟參謀本部の考察……………一八五

第二 衆民政に於ける經濟參謀本部の地位……………一八六

第十六章 我國經濟統制關係情況と經濟參謀本部の必要

……………一九三

第一節 我國經濟統制の現況と統制方策再認識の必要……………一九三

第一 從來の保護的統制政策概説……………一九三

第二 統制經濟的施設の情況……………一九六

第三 經濟統制策再認識の必要……………二二七

第二節 我國に於て特に統制經濟を必要とし、隨つて
又經濟參謀本部を必要とする實質的事由……………二二〇

第一 我國經濟機構の動搖乃至擴充……………二二〇

第二 我國經濟參謀本部の必要なる實質的理由……………二二三

第十七章 我國經濟統制關係機構と經濟參謀本部の必要……………二二九

第一節 議會及政黨の機能の關係よりする必要……………二二九

第二節 中央行政機構の機能の關係よりする必要……………二三四

第一 内 閣……………二三四

第二 各 省……………二四三

第三節 官設經濟關係調查會等の機能の關係よりする必要……………二四六

第四節 經濟諸團體の機能の關係よりする必要……………二六〇

第一 産業關係組合の現狀……………二六〇

第二 其の他の産業團體の鳥瞰……………二七一

第三 勞働關係諸團體の發達……………二七五

第四 消費者團體の成立……………二七七

第五 經濟諸團體と經濟參謀本部……………二七八

第十八章 我國經濟參謀本部設置の考案……………二八一

第一 經濟參謀本部案考察の基礎條件……………二八一

第二 經濟參謀本部の組織に關する重要事項……………二八四

第三 經濟參謀本部の具體案に就いて……………二九〇

第四 結 び……………二九七

緒論

一

社會生活上、我々は、常に何等かの問題を持つ。その解決の基調、指導の原理は、果して、之を何處に求むべきであるか。固より、肉體を範圍とする個人の打算的理智を、原理とすべきでないことは、言ふ迄もないが、之と同時に又、斷じて、封建的專制的國家の意思に盲従することを、豫定すべきでもない。惟ふに、我々は、其の意識に内在する集團心意を基調として、不斷に、彌榮の渾一體を實現するに努めねばならぬ。個體は全體を表現し、全體は個體として生きるとき、茲に理想の社會があり、眞の國家がある。其の過程に名づけて、私は集團主義と謂ふ。總體主義と呼んでも良ければ、國民主義と稱しても妨げない。社會生活に於ける問題解決の基調は、此の集團原理に依るの外ないのではなからうか。政治の衆民主義は、蓋し、此の意味に於てのみ正しく、此の意味に於てのみ愈々發達

を期せねばならぬ。

謂ふ所の集團とは、内面的に統一されたる總體である。之を渾一社會と云ふことが出来れば、又之を社會的個人と云つても理解が出来ねばならぬ。言葉の先の事ではない。所詮、其の眞義は、我々の體得に俟たねばならぬ。集團は、單なる個人の機械的集合でもなければ、個人を超越する外界の事物でもない。本來の實在であり、實有である。我々の自己充足の過程であり、自己實現の過程である。即ち其の神髓は創造に在る。絶えず無数の多種多様を齎しては、之を渾一化する無限の交互作用に外ならぬ。相違を統一し、雑多を整齊し、不等質を圓融する。集團、日々に新に、日々に擴充して、そこに永遠の進歩が在る。

元と、我々の生活の目的は創設に在り、價値の創造に在る。隨て、絶えず、生活改善の要求があり、其の實現の努力を生む。生活改善の要求は、即ち我々の生活に、更に人格的統一を具有せしめんとするの要求であり、其の實現の努力は、即ち協同生活の現在に於ける環境に於て、我々の性能の發達に伴ふ自由を實現せんとする自覺的行動でなければならぬ。而して我々は、創造精神の主體として、時間空間を介し、同胞關係を通して、其の機能を果すとき、初めて自由を享受する。即ち、我々が自ら創造を爲すとき、茲に自由を獲

る。それは我々が、意思に於て、感情に於て、將た思考に於て、集團そのものであるときのことである。茲に於てか、自由は、我々が眞の集團を爲すに於て存し、創設は、集團に依つて初めて成就せられることを、知るべきではないか。實に、集團は、現實に於ける最善の發揮であり、人生の行進歌である。

二

此の意味に於て、我々は、益々集團生活を自覺的に導き、此の過程を通して、不斷に、理想の國家を實現するに努力せねばならぬと同時に、國家は、其の成員をして、人間としての完成を遂げしめることを、使命とせねばならぬ。茲に、我々は、政治の本質的目的を理解せんとする。即ち創設の確保がそれであり、生活の改善がそれである。かの生活は經濟であつて政治は掠奪に外ならぬ、と爲すが如き政治經濟對立論は、其の發達の過程に於ける一斷面に捉はれたる個別觀に過ぎないのであつて、政治こそ、實に生活改善の要件であり、其の最も有力なる一般的要件であることを、知らねばならぬ。唯、固より、生活には物心兩方面を存する。物質生活を知つて、精神生活を忘れるが如きは、正に人の生き甲

斐を没却するものであるが、さりとて、又、萬人に普遍なる物質生活の改善を外にして、生活の改善は期し得べくもない。隨て、政治の基礎も、決して徒に、之を遠大に求むべきではない。我々の日常生活に於ける需要、之こそ先づ、政治の實質でなければならぬ。而して協同生活に於ける多種多様を渾一して、我々の内に持つ最善を表現し得る方法は、所詮、集團に俟つの外はない。即ち政治の方途は、畢竟、我々の集團的精神の發揚に歸せねばならぬ。

三

今や、職能的集團の認識が、日を逐うて増大し來つた。益々多種多様ならんとする生活が、職能を同じうする關係に依つて、自ら、自發的協同を創造して行くのは、洵に當然であり、又十分の社會的意義を有する。然しながら、統一國社會の一般的基礎は、矢張り地域的集團であり、其の最も手近に在る隣保の集團でなければならぬとするのは、私の年來の考である。集團は、各種各段階に於て設けられて良い。必要なのは、其の渾一である。職能的集團が、最も發達した場合に於ても、恐らくは、地域的集團が、何等かの方法に依つ

て、職能的集團を包容し、渾一するの途が、發見されねばならぬであらう。そこに至れば勿論の事、そこ迄行かずとも、相當職能的集團の發達を見たる場合には、叙上の集團原理が、自ら政治組織の改善を要求するに至るのは、當然である。然しながら、我國の現狀に於ては、果して、職能的集團が、適當に渾一されてゐるであらうか、どうか。若し未だ、各地方の單位に於ても、普く實際的渾一が、致されてゐないならば、政治の組織も、亦徒に飛躍を許さぬであらう。併し、其の普き基礎的、段階的渾一が、開展してゐなくとも、職能的集團の不規則、無秩序の發達が、今や相當其の渾一を必要とするの秋、何等かの範圍程度に於て、政治は、其の組織を、此の需要に適應させねばならぬのではなからうか。

四

現代文化政治即ち衆民政は、普通選舉制の實施に至つて、殆ど遺憾のない迄に、其の外延的作業の開展を遂げた。さりながら、其の内包的作業は、果して、幾何の成果を示してゐるか。衆民政の眞義を體得し、其の美果を掬せんとすれば、我々は、須らく、先づ日常生活に觸接する集團に就いて、相互の切磋磨礪に依り、交互の人格構成關係を通して、其

の精神的渾一の發揚を期せねばならぬ。我々が、皆近小なる日常義務を完成するとき、やがてそこに、衆民政の精神の發揚せられるのを見るであらう。即ち、先づ隣保の集團からして、國の實體が織り成されねばならぬのであるが、經濟生活の發達今日の如く、其の複雑多難なること今日の如き社會に於て、其の職能的集團も、亦當に、政治の組織に織り込まれねばならぬのではなからうか。

我々は、一般國民として政治に参加すると共に、常に近接する集團に就いて、傍觀者たらずして活動者たり、單に、與へる資格、受ける身分に固定せずして、必ずや、分擔者たるべき新生活の秩序を、次第に具現して行かねばならぬ。而して、此の際の集團が、現代生活の多種多様化に伴ひ、それぞれの機能、乃至職業に應ずるものを増大するのは、自然の趨向であり、やがて益々、國の政治に參與する範圍程度を擴大すべきは、當然であらう。斯くて、相俟つて、生活の需要に相應するの政治活動を、庶幾し得べきではなからうか。

五

特に經濟生活を眼中に置いて、其の指導原理の何たるかを稽へても、畢竟、叙上集團原

理を適用するの外ない。

所謂資本主義も個別觀であれば、所謂社會主義も亦個別觀である。何れも、社會の統轄原理とすべきでないが、之に對する國家資本主義又は國家社會主義の如き超越的全體觀も、亦同じく理想の指導原理であり得ない。此等は、皆齊しく、叙上の集團原理に依つて、統轄されねばならぬ所であつて、個別主義的無政府狀態も却けねばならぬが、機械主義的硬固狀態も斷じて避けねばならぬ。要は、集團意思なり、集團感情なり、集團思想なりが、開展するに連れて、之に伴ふ經濟組織の更新を見るべきであつて、財物の社會化の如きも、亦性能の社會化に相應せねばならぬであらう。産業の合理化と謂ひ、統制經濟と謂ふも、皆此の集團原理開展の過程に於ける形相に過ぎぬ。指導方針は一であるが、唯社會の環境の變遷に連れ、集團過程の開展に應じて、自ら發現する形態を異にするのみである。然も今や、統制經濟思潮が漸く普及し、經濟進展上一大時期を畫せんとするに於て、茲に集團原理は、最も明らかに、最も高らかに、其の根本指導方針として掲げられねばならぬ所であり、而して又實に、其の發揚の過程に於て一大進歩を致さねばならぬと思ふ。即ち、政治が、組織的に經濟を統制して、其の生活改善の目的を達せんとするとき、集團原理の根

本的要求は、政治其のものの機構の改善を以て、其の前提と爲さんとする。是れ即ち、統制經濟の政治機構が特に攻究を値する所以であり、又茲に、所謂經濟參謀本部論ある所以である。

第一編 經濟參謀本部論の基調

第一章 統制經濟の大勢

一 近來、統制經濟とか、計畫經濟とかいふ標語が、著しく一般の關心を呼ぶに至つてゐるが、其の意義に至つては、遺憾ながら、殆ど各人各説とも云ふべき域を脱しない。唯、其の間、自ら共通する一點がある。經濟に對する政治の任務を強調すること、之である。政治と經濟との關係に付ては、古くより論ぜられ來つた所であつて、現在に於ては、經濟に於ける政治の重要性、乃至は經濟の政治化といふことは、至極當然のこの様であるが、問題としては、從來頗る議論のあつた所である。

二 佛蘭西の經濟學者シャルル・ジイド (Charles Gide) が、經濟思想の歴史を説いて、「十九世紀は、國家の輕蔑に始まり、國家の尊重の裡に終つた。」と言つたが、洵に味ふべき警句である。十八世紀の末、アダム・スミス (Adam Smith) は、かの有名なる「諸國民の

富」を著して、

個人は、一般に公益を増進する意圖を有せず、又如何程公益を増進しつゝありやも知らない。彼が國外産業よりも國內産業を支持するのは、唯彼が自身の安全を想ふからである。又その産業の生産を、最大の價值ある様に運営するのは、唯彼自身の利潤を考慮するからである。而も此の場合に於て、他の多くの場合と同様に、見えざる手に依つて、彼の意圖の外に在る目的の達成に導かれる。……彼自身の利益を追求することに依つて屢々社會の利益を増進する。而も彼が眞に社會の利益を増進せんと意圖する場合よりも更に有効に、

と説いて、經濟の自由放任レセラニールを高唱した。此の思想が、當時の政治上の自由主義と結び着いて、政治の無視乃至政府の輕蔑は、大分熱度を加へて行つた。佛蘭西のバステイア(Bastiat)は、「國家といふものは、國民の總意を代表して行動するものではなく、力に依つて動くものである。之に反して、個人の本質は自由に在る。だから、個人に代へるに國家を以てすることは、自由に對する力の勝利であつて、忌むべきことである。國家は、たゞ公安を保持することと、公物を管理することとさへしてゐればいゝ。」と言つてゐる。之は少し極端か

も知れぬが、大體斯ういふ風に、所謂「ベスト・ガバメント・ガバンス・リスト」で、政治の活動は少ければ少い程善いとし國家なり政府なりの働きを出来るだけ制限しよう、特に經濟のことは、個人の活動に任せ、政府は餘計なお節介をしてはならぬ、といふ考が十九世紀前半に於ける思想の主潮であつた。又實際の状態も之に近い觀を呈した。

處が、動あれば反動があるといふことは、敢て物理學上ばかりの原則ではなく、同世紀の後半には、早くも其の反動が現はれ、獨逸の經濟學者リスト(Friedrich List)は、「個人直接の利益は、個人の支配に委ねねばならぬが、永久的利益は、政府のみが之を保護し得るのである。」といふ様なことを唱へ出した。マルクス(Karl Marx)の如きも、其の共產黨宣言の中で、「民主主義を克服し、支配階級として組織されたプロレタリアトを以て、現存政府に置き代へなければならぬ。」と言つてゐる所からすれば、過渡的手段としてはあらうが、社會の中心勢力たる國家を強調してゐるものと見るべきである。又、社會主義者の中でも、ロードベルタス(Karl Rodbertus)とか、ラッサール(Ferdinand Lassalle)とかになると、過渡的手段としてではなく、國家を中心として社會主義を行はなければならぬ、といふ所謂國家社會主義を説くに至つた。要するに、經濟の進展に伴つて、國民全般

の利福と背馳する幾多の事象が現出するや、經濟に對する國家又は政府の容喙を是認し、乃至は其の直接關與をさへ要望するの思想を生ずるに至り、これが、前世紀の半過ぎより今日迄、引續いて大勢を占めて來てゐるものと見てよからうと思ふ。

三 然しながら、國家主義と謂ひ、個人主義と謂つても、其の争は、所詮は、同じ盾の一面が金であり、他面が銀であつた、と云ふ話と同様で、何れも一面觀に過ぎない。姑く思想上の主張は別として、實際には、歴史上、國があれば政府があり、政府があれば、其の程度の差こそあれ、國社會に於ける、富の生産、分配、勞働といふ様な經濟方面に對して、保護なり、監督なり、干涉なりを加へ來つてゐるのであつて、全然又は純粹に自由放任の經濟が行はれたことは、歴史上未だ存在しなかつたのである。さうして見ると、統制經濟といふ様なことも、斯かる意味に於ては、今更事新らしいものではなく、國家のお節介の度の強い位のものである、といふ風な觀方もされぬでもない。然しながら、「量の變化が質の變化を齎す」といふ言葉があるが、最近盛に唱へられる統制經濟とか、特に計畫經濟とかを見ると、單に國家の經濟に對する干涉の度合の強いものであるといふよりも、最早本質的に異なる何物かが存在する様に思はれる。其の異なる何物かに付ては、後に幾らか論

究するつもりであるが、極く大ざつばに云へば、今迄の國家干涉は、個人の經濟活動を保護助長したり、或は弊害を除去したり、云はゞ子供の後見の様な役目をしてゐたのであつて、どこまでも子供本位であつたが、今や統制經濟になると、其の立場を變へ、國家自身が經濟の主體となり、其の根本方針を樹て、國民經濟全般の活動を組織的に統制し、以て經濟本來の目的を達成しよう、といふ様になつて來たことである。

第二章 統制經濟思潮の由來

斯かる統制經濟なり計畫經濟なりの思想が、何故に、今日かくも澎湃として隆盛を致し、其の施設も亦愈々増大するやうになつて來たか。其の由來を少しく考へて見ると、自然其の本體も、大分はつきりして來ると思ふ。

一 先づ第一に擧げねばならぬのは、何と云つても、現存の經濟組織の基調である所謂資本主義の缺陷に對する修正といふか、革新といふか、其の經濟機構の是正を必要とするといふことであらう。所謂資本主義の下では、從來、生産者の主眼とする所は、物資が幾何需要されるかと云ふことでなく、どうしたら利潤を最も多く擧げ得るか、如何にしたら市場から競争相手を驅逐し得るか、といふ點に在つた。其の結果は、所謂生産の無政府なる現象を來し、晩かれ早かれ生産過剩を將來し、恐慌が必然となる。企業相互の間に猛烈なる競争が行はれ、小企業は、殆ど例外なく、大企業の爲に壓迫せられ、消費者は、此の競争の結果一時的には餘澤を受けるが、やがて競争が終熄し、獨占乃至地盤の協定が成立す

れば、生産者の利潤慾追求の犠牲とならざるを得ない。又工業生産者と農業生産者との間の利害の衝突も、なか／＼如何ともし難い問題となり、一般に資本家と労働階級との間の階級闘争は、次第に激烈となつて、其の對立は尖鋭化し、社會不安は増大せんとする。

凡そ此等の事象に對し、微温的なものからよほど過激なものに至るまで、種類、程度は様々であるが、現在の所謂資本主義經濟組織の改造を叫ぶ者が、輩出するに至り、少くとも國社會の經濟全般に亘る組織的なる統制が行はれ、資本と労働、生産と消費等の間に、社會的調和を確保しなければならぬ、といふ様になつて來たことは、極めて自然な推移であらう。

二 第二に、此の傾向に油を注いだものは、蓋し、世界大戰に於ける交戦各國の國家總動員の體験である。今更云ふ迄もなく、彼の大戦に於ては、各國とも、之は經濟といふよりもなほ廣く、國家全般の資源を統制運用して、未曾有の國力戦をやつた。云はゞ、戦時といふ變態的な状態の下に於いてではあつたが、各國は自然に、極めて強度の統制經濟を、實驗せざるを得なかつた譯である。

一九一九年、即ち休戰條約締結後間もなく、英國に於て、各方面の代表者に對して、「戰

後に於ける國家統制の状態はどうであらうか。「國家統制に對して如何なる制限をしなければならぬか。」「商業、貿易、産業の利益増進の爲に如何なる統制方策を採つたらよいか。」といふ三個の質問を發し、其の回答を集めた書物があるが、其の中には、ロイド・ジョージ (Lloyd George) の如く、「何人も戦後に於て、現在の様な統制制度を續ける様な夢を抱くものはあるまい。」といふ様に、頭から國家統制を否認した議論もあるが、大體は「賢明なる統制政策は、戦後に於ても引續きやつて行かなければならない。」といふことに、意見が合致してゐる様であつた。傳統的に自由、自治を金科玉條とする英國に於てすら、斯様な有様である。

獨逸に於ては、ウォルター・ラテナウ (Walther Rathenau) が、戦争勃發と共に、民間から引抜かれて原料局長と爲り、一切の原料の統制に關する計畫を實施し、大なる効果を收めたのであるが、氏は此の経験よりして、戦後に於て、各般の資源を最も有効に利用するには、産業全般に亘る計畫的なる統制制度を實施しなければならぬとして、歴大な社會改造案を作つた。彼の同僚であつたウヒアルド・フォン・メレンドルフ (Richard von Meellendorf) も、同一の経験から、エーベルト、シャイデマン内閣の經濟大臣であつた

ルドルフ・ウィッセル (Rudolf Wissel) と共同して、獨逸計畫經濟組織の大綱を樹てた。即ち此等が相俟つて、後にも述べるが如く、獨逸新憲法に依つて保障せらるゝ同國經濟會議の起因を爲したものである。

其の他の諸國に於ても、戦後に於ては、戦前に比較して、著しく統制經濟の色彩が濃厚となつて來たのは、正に、戦時の統制經濟の搖曳に由る所が、頗る大なることを見逃し得ないであらう。

三 第三の要因は、其の後引續く戦後の世界的不況である。大戰の後始末は、必然に世界を深刻なる不況に陥れた。昔は、景氣は循環するもので、不景氣は放つて置いても永く續くものではない、と云ふ様に考へられたのであるが、巴里媾和條約の締結以來十數年を経過しても、一向景氣回復の曙光は見出されず、世界經濟は、却て一步一步深刻なる歩みを續けつゝあるの觀を呈した。蓋し、

(一) 從來の不況は、主として國民經濟の流通關係に生じ、殆ど各國に於ける國內的現象に止まつて、其の好景氣時代に膨脹したる貸借關係は、恐慌の襲來に依つて整理せられる關係を示したもので、即ち、恐慌を以て、或は自動的調節作用と稱した所以であつ

たが、大戰後の事情は全く之と趣を異にした。即ち大戰が各國間の貸借關係を激増したことは、云ふ迄もなく、之に關聯する物價騰貴が、更に又國內公私の貸借を、著しく膨脹した。然も各國は、此の未曾有の經驗に善處する所以の途を誤つて、金本位制の復活に焦せり、戰債、賠償金の受拂を勵行せんことを努めた。其の見當違ひと無理押とは、所謂世界經濟破綻を來して、結局、金本位の停止となり、戰債、賠償金の支拂停止となつたが、今や慢性的疾患となつて、容易に其の回復を致すべくも見えないのである。

(二) 他面國內産業關係に於ては、

- イ、大戰後に於ける資本集中の勢は、急速に進展して、大商工業に於ける經營の統一は著しく、延いては中小商工業乃至消費者も、それぞれ、組合組織を結成し、其の經營を統一するに至り、自然、自由競争を減殺して、大に其の餘地を少くし、
- ロ、労働は、益々人格的にも經濟的にも其の認めらるべき價值を、次第に認められんとして、一般に其の保護施設が講ぜられ、其の結果は、價格も、賃銀も、市場に於ける自動的調節の行はるゝ範圍を、著しく狭める様になつた。
- ハ、而して、會々個々の窮迫せる事態に對して、政府が乗出して救済や保護を加へ

れば、却て、全般の傾向としては、愈々以て市場經濟の作用を凝結せしめた。斯くの如き國民經濟機構の變革に際會しては、從來の所謂資本主義經濟作用は、十分に其の効果を發揮し得る筈がない。乃ち、此の難局を打開するには、從來の如く、自動的統制に依頼するの外姑息なる方法を以てするのみでは、何等の効果を齎し得ない、宜しく、生産と消費との關係乃至勞資内外の配分關係等、全般的に亘り、市場經濟の根本に觸れて組織的なる經濟統制を、徹底せしめなければならぬ、少くとも差當り其の外に途がない、といふ考が、次第に大勢を支配するに至つたのである。

四 第四には、經濟上に於ける國際的對立抗爭の激化、延いては經濟的國家主義の趨勢を其の動因に數へねばならぬ。是れ固より、不景氣に因る苦しまぎれの結果でもあり、其の打開策のあらはれでもあるが、國家的經濟統制を更に益々緊要ならしむる直接の事由として、別に掲げることが適當であらう。

經濟的國家主義は、蓋し、世界大戰に伴ふ戰後經營の必然的所産である。各國は、當初戰後に於ける國際協調の波に乗つて、經濟に於ても、眞の國際協調を實現せんとするの企圖を示した。然しながら、經濟の客觀的情勢は、各國の好むと好まざるとに拘らず、必然

的運命たる經濟的國家主義に誘導せられざるを得なかつたのである。

即ち、戦後の賠償問題を處理したるローザンヌ會議に於て、「賠償問題に付ては斯様に解決したが、之のみを以てしては、世界の不況を救ふことは出来ない。更に残された大きな問題が澤山ある。そこで近き將來に於て、國際協調主義に基き、國際聯盟主催の下に、世界會議を開いて、適當に世界經濟の整理をやらう。」といふ決議宣言が爲された。此の決議に基いて、倫敦に開催されたのが、即ち這次の世界經濟會議である。然しながら、英國は既にローザンヌ會議の直後、オッタワ會議を開催して、敢然其の經濟的國家主義を、實現に移してゐるのであるから、此の世界經濟會議が、成功を見るに至らないであらうといふことは、既に其の開催の當初に於て、略々豫想された所であつた。

世界經濟會議の取扱つた問題は、大凡そ三つある。

其の一は、通商の障礙を無くし、自由通商に立歸ること。

其の二は、金本位制度を離脱せる國を金本位に復歸させること。

其の三は、物價を引上げること。之である。

然るに果然、世界經濟會議は、開會後僅か六週間に於て、何等の解決策を見出すことな

くして、無期休會となつて仕舞つた。其の會議失敗の直接の原因は、爲替安定を決定的に拒否せんとする米國と、通貨安定なくして通商協定なしと主張する歐洲諸國との對立であり、更に其の根本に遡れば、米國が死物狂ひで行ひつゝある産業復興のインフレ政策は、到底爲替安定とは兩立し得ぬもので、斯くの如く、各國が根本的に其の立場を異にし、且又自國本位の立場を固執することに依つて、如何にして會議の成功を獲ることが出來得よう。

併し、會議の失敗したことに依つて、各國が愈々國家主義的思想に固まつてきて、差當り、國際協調よりも寧ろ國家主義政策に依つて、現在の經濟難局を打開しようといふ考であることが、今更に判明した點で、會議は必ずしも無意味ではなかつたのである。

蓋し、經濟的國家主義は、大戦後の國際問題の處理に當つて、常に避くべきものとされながらも、事實は常に其の反對に、此の勢を強めて行つた。然しながら、従前のそれは、寧ろ財政的乃至經濟的危機に際會して、非常手段として用ひられるか、或は限られたる保護政策として行はれたに過ぎないのであつたが、此の會議の不成功の結果、各國は、今や意識的に一般的採用を決意せざるを得なかつた。ケーンズ教授(John Maynard Keynes)

の如きは、「現存の經濟組織の下では、從來のまゝの個人企業の機構を放置することは妥當でない。新なる試みとして、國家統制を必要とする一國的自給自足主義を採ることは、極めて望ましいことだ。」とさへ説いてゐる。

果然、英國は會議休會と同時に、各自治領代表會議を開いて、オツタワ協定を強調し、英帝國內自給自足主義を確立する爲に、英帝國ブロックの結成を固くした。佛國は、その廣大なる植民地を包含する經濟ブロックの結成を固くすると共に、イタリー、オランダ、ベルギー等歐洲の金本位國と一ブロックを作つて、金本位制の維持と、インフレ排撃とに努める協定を結んだ。

即ち各國とも、今や關稅の障壁を高くし、自國と其の領土乃至特別關係地域とを一丸としたブロック・エコノミーの政策を、採る様になつて來た。此に於て、各國とも、其の産業全般の一大改造を要請せられ、各産業部門に涉つて、有力なる國家的統制を加へ、國際經濟場裡に善處しなければならぬこととなるのは、固より當然である。

第三章 統制經濟の要望

一 以上、項を分つて、統制經濟思潮の由來を、概觀的に考察して來たが、此等の要因に對應して、各國の經濟政策は、正に統制經濟の方向へ轉換を來した。即ち、世界戦後に於ける各國經濟政策は、先づ民主主義乃至社會主義思潮の全盛に連れて、所謂社會化運動(Sozialisierung)の隆興を致したが、戦後經濟界の困憊の實情は、容易に其の思想の實現を許さず、一九二二—二四年頃より、獨逸を魁として、所謂合理化運動(Rationalisierung)の勃興を見、さすがに獨逸に於て相當の成功を收めたが、却て國內に於てすら、十分なる需給の適應を致さず、特に國際間の經濟競争を一層激烈ならしめ、遂に産業界金融界に於ける世界的需給の不均衡は、一九二九年の米國取引所の恐慌に端を發する世界恐慌を爆發せしめ、之に伴ふ各國經濟の破綻は、齊しく其の産業救濟政策に熱中せしめた結果、一九三一年頃よりは所謂統制經濟政策(Regelung der Wirtschaft)が、世界を支配するに至つたのである。

然らば、其の此に至つた根本の理由は如何。茲に我々は、社會經濟機構の内部に就いて、其の統制經濟の必要なりとせられる所以を、検討しなければならぬ。蓋し、前章述ぶる所の諸要因は、何れも、統制經濟の思想を育成したる母胎であり、培養したる苗床に外ならぬのであつて、統制經濟への轉換を促し、其の進展を要望する直接の理由は、之を現代經濟機構そのものの基調的變革に於て、探求されねばならぬであらう。

二 元來、社會經濟に對する統制は、從來から既に色々とは行はれ來つてゐる。即ち國家は公正なる自由競争を確保するが爲に、粗製濫造防止の方策を講じたり、或は幼稚産業の保育助長の方策を行つたり、或は又公益的性質の獨占事業及公共事業に對して各種の統制を加へつゝあること等は、茲に詳説するまでもない。斯様な國家的統制を離れて考へて見ても、生産業者が共同して其の生産を制限したり、販路や價格を協定する等、各種各様の統制が、經濟分野に於て行はれてゐる。之を要するに、第一章に述べた通り、絶對的に自由なる經濟は、未だ曾て實在したることがないのであつて、如何なる時代に於ても、社會經濟の發展段階に照應して、經濟統制が成長してゐた、と謂ふことが出来るのである。然も今日、特に社會の重大關心事として、經濟の統制問題が擡頭し來つたに付ては、其處に自

ら新なる意義内容がなければならぬ。

惟ふに、經濟進展の徑路は、古來、幾多の思想の隆替と、社會情勢の變遷とが、經緯互に綾なして、史的興亡の跡を示してゐるが、大局に於ては、自然的であり順應的である。唯時として、或る突如的事象の出現は、此の自然的推移を破り、其の後の一時的時期を捉へれば、極めて混亂せる過渡的時期を構成するのである。曩に、技術上の大發明を契機としたる産業革命は、之であり、近くは、世界の先進諸國を駈つて、一大搖蕩に投入した世界大戰の事實が、即ち之である。

蓋し、世界大戰當時に於ける、軍需産業を中心とする生産力の一大擴張は、戦後に於て物資の世界的過剩状態を出現し、各國の市場爭奪戦は、戦前にその例を見なかつた程迄に熾烈を加へ來つた。而も他面、既に後進國及未開國の資本主義的開發は、略々一巡し盡し、從來の如き資本投資の餘地に乏しく、且消費地として多くを期待する譯に行かなくなつた。此の間に於ける、産業合理化に依る生産原價の引下げ、關稅障壁の昂上、自給自足主義、ブロック經濟化の傾向等は、畢竟各國が、「如何にして生産消費の調整問題を解決すべきか。」に悩んでゐる過程を、如實に物語るものである。即ち現下の經濟諸現象は、此の生産

消費調整の問題を中心とする諸方面の波動に過ぎないのである。

三 隨て、此の混亂を平靜に將來し、自然推移的徑路に立還らしむる爲には、問題の核心に向つて手を下すにあらざれば、所詮其の解決は見出され得ないのである。然しながらローマは一日にして成らず、の譬の如く、其の到達の前路に於ては、幾多の無駄な、見當違ひの努力の、致されることは、又已むを得ざる所である。即ち、先づ第一段には、斯かる情勢の下に、資本家自らが、自己の利益を増進し、其の繁榮を確保するが爲に、自主的に、カルテル、シンヂケート等に依る各種の經濟統制が行はれたのであるが、右の如き經濟事情の根本的變化に對しては、從來の不況乃至恐慌對策とは趣を異にし、資本家自らの自主力のみを以てしては、所詮其の目的を達し得ないので、そこで第二段として、資本家側自身より、政府に對して各種の援助を求めて、其の統制を效果的ならしめんとするに至つた。併し、此の程度では、政府の經濟關與はなほ受動的であつて、主動力は相變らず資本家自體に在つたことは、云ふ迄もない。然も、斯かる資本家を主動とする經濟統制ではなほ到底所期の目的を達し得ない事情の存することが、段々明になつて來たので、茲に、第三段として、政府を主動力とする組織的經濟統制の必要が、唱へられて來たのである。

蓋し、問題の核心は、生産消費の調整に在るが故に、生産の部面に於ける生産制限、販路及價格の協定等に付ては、生産者の自發的統制が行はれたのであるが、營利を主とする斯かる統制には自ら限度があり、又一面公益的見地との矛盾衝突を將來する虞が、減殺せられるどころか、却て益々増大せらるゝの觀を呈した。又消費の部面に於ては、生産者の側よりする價格の引下げや、財政の手加減に依る作爲的なる軍需品工業、土木事業等の一時的隆昌等に依つて、購買力を刺戟し得ない譯ではないが、國民の全般的消費の増進、而も其の主動力を爲すべき失業者數の減退に付ては、所謂資本主義經濟機構に於ては、眞に適切なる對策の樹立は、極めて困難なるものがあり、更に廣く配分關係の修正等を考へるとき、特に國家的統制の必要が識認せられる様になつた。乃ち茲に、各方面よりして、組織的國家統制の要望が、次第に強く叫ばれるに至つたのである。

第四章 統制經濟の本質

第一 統制經濟の要義

以上述ぶる所に自ら明なるが如く、今日の問題たる統制經濟は、決して偶然の產物でなく、世界大戰後の整理過程と繼續的經濟不況とが、相俟つて醸成したる世界的危機に、對處するものではあるが、斷じて一時的、變態的事象と見るべきではなく、其の思想の根元に於ては、第十九世紀の政治的自由主義や、無制限なる經濟的自由主義の行詰りより轉向して、新しい社會制度を確立せんとしつゝある一大過程の苦惱に成るものである。即ち現下世界的危機の根本原因が、生産、分配過程の一大變化に基く經濟上の不均衡に存することを認識し、之が匡救の方策として、從來の經濟機構の根本に觸れて一大改革を將來せんとするものに外ならないのである。

隨て、統制經濟の基本的觀念が、經濟過程の意識的調整に在るべきことは、固より當然である。即ち統制經濟の要義は、生産と消費とを最大限度に統合調整する目的を以て、各

種の工場、企業、産業等を、全體の組織の内に於て調和的に存在する單位と見做して、統制せんとする經濟組織の體制であると謂ふことが出來よう。かの從來屢々見るが如き、資本家的見地に於て、ひたすらに生産を制限して、所謂購買力ある需要と調和せしめんとする消極的立場に立つものでなく、畢竟、經濟本來の使命に目醒め、國民の現實の需要を、最大限度に充足するが爲、利用し得べき一切の資源を利用せんとする意識的努力に基く經濟組織の體制であると義解して妨げなからう。

(一)斯かる統制經濟は、かの社會化運動とは、大に其の趣を異にする。社會化運動は、寧ろ所有權の觀念に重點を置いたものであるが、統制經濟に在つては、經濟手段の所有の歸屬如何を問ふことなく、主として天然資源と生産手段とが、經濟終局の目標たる消費に適合すべき客觀的調整を、目途とするものであつて、決して、人の或は盲斷するが如き、蘇聯邦の專賣でもなければ、又其の様式の特定限局せられたものでもない。一般經濟機構が、所謂社會主義たると、所謂資本主義たるとに拘らず、之と結合して、徐々に成果を收めんとする極めて實際的なる實理でなければならぬ。

(二)かかるが故に又統制經濟は、既に前章にも一言したことであるが、カルテル及シンヂ

ケートの如き、自主的資本家統制と、觀念を異にすることは云ふ迄もない。自主的資本家統制に在つては、個々の企業が、獨立したる一單位と見做され、其の關係者の私經濟的利益の増進を期するものであるが、統制經濟に在つては、總ての經濟單位を一般經濟の見地より觀察し、社會經濟全般の福利を目途とするものである。即ち、彼はカルテル等の作用を主として、消極的にして且個別的なる規約に依つて統制せんとするに反して、此は職能乃至權限の積極的にして且相關的なる體制が、明確に識認せられ、且運用せられることを、必要とするものである。

但し、國家が、此等のカルテル自體を統制し、國社會全般の福利を目的とする統制經濟の一機構として、利用する場合に於ては、其等のカルテル等は、縦し、形態を同じうしても、性質は全く一變したものと見るべきであつて、やがて、統制經濟の一部を構成するものと謂つて良からう。

(三) 統制經濟は又、所謂科學的經營とは、頗る大なる隔りがある。科學的經營を力説する者は言ふ。「科學的經營は、先づ各個労働者の労働場所の科學的研究に始まり、やがて職場全體に、更に工場全般に普及せられたのみでなく、既に市場取引や、一般管理にも

達してゐる。斯かる經濟を一步前進せしめ、斯くの如き經驗を、私的企業から社會經濟に移して、實行し得べき方法を探求することこそ、當面の研究問題である。」と。

然しながら、所謂科學的經營は、其の發生の過程が示す如く、本來個別的職場乃至企業内部に於て、科學的基礎に立脚せる技藝の應用を目的とするものであつて、統制經濟の如く、斯かる小單位を、全體の有機的一部分として考察するものではないが故に、矢張り、其の根底に於て異なるものであることを忘れてはならぬ。即ち統制經濟に於ては、各個單位に於ける生産に有效なる技術の科學的利用を、排除するものではなく、寧ろ其の應用を必要とするのであるが、所謂科學的經營に於ける場合と違つて、其の應用は、單に其の附隨的形相に過ぎないものと謂はなければならぬ。

(四) 統制經濟は、又所謂産業合理化と混同せられる危険がある。合理化の概念其のものに付ては、必ずしも定説がある譯ではない。其の提唱された理想は、蓋し、産業組織を合理化して、價格の引下と賃銀の昂上並に社會大衆の福祉を將來するに在つたであらうが、其の實際の成果に徴して、所謂合理化の本旨とした所を綜觀すれば、各企業に於て出來得る限り、無駄を排除し、生産能率を増大することを期すると共に、産業全般とし

ては、各企業者間の競争を抑制し、生産高乃至販路及價格を統制するが爲、其の縦の結合乃至横の結合を促進せしむるに在つたと、見て差支へないであらう。或は一部論者の言ふが如き「労働者より労働機會を奪つて工場機械を置き換へた産業合理化は、所詮利潤合理化だ。」との批判は、固より全幅的には承認し難いが、然も實際には、多くの場合に於て、生産費の低下に比して價格水準を維持せんとする傾向があつたことは、否み難い事實であつて、合理化の背後には、其の目的が匿されてゐたとも見られないではない情勢であり、又合理化は結局市場經濟の觀念より一步も進んだ所はなく、各種企業の調整問題に至つては、全然觸れることがなかつたのである。

即ち合理化は、産業に即する統制經濟に一步を進めたものではあるが、精々統制經濟體系の一要素を成すといふ以上に、特別の意味を與ふべきではなからう。

之を要するに、統制經濟は、個人主義的産業企業や、科學的經營法乃至合理化とは異つて、生産と分配の調整均衡を圖る一新方法たることに歸するのである。従來は、斯様な調整は、主として、交換の過程や、價格及利潤の作用に依つて、自動的に其の目的を達せしめられんとしたのであるが、統制經濟は、之と異り、一切の利用し得べき生産力を、眞の

必要即ち實際の需要に、適合せしめんが爲に、其の過程に於て、合理的且組織的なる指導を、與へんとするものに外ならないのである。

以上述ぶる所に依り、統制經濟の本義は、略々明となつたことと信するが、勿論事は、經濟の分野に止まり、而も又其の範圍に於ても、經濟生活のあらゆる問題を解決するものでないことは、言ふ迄もない。隨て、其の他の組織的社會統制に依繋する所頗る大なるものあることは、固より當然であるが、之と同時に統制經濟が、一の社會統制の組織方法として、其の他の組織的社會統制に影響を與へることも、亦認めねばならぬ所であつて、各種の國民經濟制度に契合し、種々の社會的運營に連繋して、其の効果を發揮すべき弾力性を有するものであることを識らねばならぬ。

第二 統制經濟の國際性

一 叙上の論述は、主として國內經濟の範圍に於て、考察したものであるが、國際經濟の見地に於ては、統制經濟を以て封鎖經濟と同視する者の寡からぬことに注目しなければならぬ。事實、又統制經濟の主張者は、寧ろ多くは自給自足を主眼とする封鎖經濟の支持者である。各國の事例は、聊か後章に述べる積りであるが、現に、ソウエート・ロシヤの計

畫經濟も、此の基礎の上に立てられ、國內市場の擁護及擴張が、其の政策の重點を爲してゐる。米國の現在に於ける一種の指導的統制經濟に於ても、國內市場の擴充乃至國內經濟の更新に、其の主力を傾注してゐることは、寧ろ其の標榜する所である。

然しながら、斯かる差當りの傾向を以て、統制經濟其のものに始終する本質と見做すならば、それは大なる早計と謂はなければならぬ。否寧ろ統制經濟の攻究は、一國乃至一國民の範圍を超え、國際的問題となるべきことが理論上當然であり、又實際上にも避くべからざる所である。蓋し、一國の生産と消費との向上的均衡化は、當然に國際上の商品及資本の輸出入の必要を將來し、之が統制對策が講ぜられなければならぬからである。

二 洵に、國家主義的封鎖經濟は、斷じて經濟の理想でない。(一)。

イ、廣大なる國土と豊富なる資源に恵まれる國社會に於ては、或は封鎖經濟も可能であらうが、斯くの如きは、寧ろ極めて例外の事に屬し、米國の如き國情に於てすら、其の強行は殆ど不可能であると謂つても過言ではない。況んや現代の如く物質生活の複雑多岐に亘る時代に於て、強いて之を維持せんとすれば、國民の生活程度を大いに低下せざるを得なくなるのは當然である。

ロ、又此の種封鎖經濟的政策こそ、實に大戰後世界各國の經濟安定に、幾多破綻の因を供したものと謂はねばならぬではないか。

勿論、個人主義的自由經濟の全く破局を見たる今日、其の組織の理論的發展に外ならぬ國際自由通商の原理が、其の儘通用し難いことは、既に前述したる所に依つて明である。(二)。

茲に於てか、世界的自由通商にも依らず、國內的封鎖經濟にも依らない、新しい原理として、此にプロク・エコノミーの主張が生れ、現に至る所に、其の實現を企圖されてゐる。即ち、一定國際地域内に農業國、工業國等各種の發達段階に在る經濟社會を包括して、其の均衡的發展に依つて、大體自給的なる經濟組織を設定せんとするものである。

此の種思想は、其の實、別に新規なる創作ではない。一定の領域封鎖經濟より、廣く自由交通經濟に進み、其の交通經濟より翻つて、新領域封鎖經濟に轉じ、又更に自由交通の範圍及程度を擴充して行くのは、寧ろ、社會經濟發展の律的過程の姿であつて、唯常に、其の新領域が、以前のそれよりは擴大され膨脹し來つたことに、例外を存しないのである。現下世界のプロク・エコノミーの思想は、世界大戰前、既に中歐に其の端を發したものと

謂ひ得ようが、戦後異常の苦惱の結果は、今や英帝國ブロック經濟、汎アメリカブロック經濟、ソウェイト聯邦ブロック經濟等の強化を見、日滿ブロック經濟乃至は東亞ブロック經濟亦今や建設途上に在り、近電は又伊・埃・匈三國協定のブロック化を報ずる等、正に是れ宛然たる世界經濟のブロック化を現ぜんとしてゐる。隨て、ブロック經濟に於ける統制の絶對的必要は、愈々其の特定國際間にも擴大されたる視野に於て、統制經濟の確立更張を促進してゐる有様である。

三、然しながら、現下の國際經濟開展策は、

イ、關稅障壁撤去の必要

ロ、金本位制の維持及國際金融協働特に長期信用設定の必要

ハ、國際爲替相場安定の必要

等を主とするものであつて、ブロック經濟も、亦夫々多少の範圍程度に於て、此の目的の達成に貢献すること疑ひなく、且又歐洲聯盟等の政治的提唱と相俟つて、其の効果を擴張すべき關係をも認め得る所であるけれども、此等の必要は、畢竟世界市場を一の單位と見做して、各國の合理的協調に基く渾一的經濟組織が將來されるに非ざれば、完全に充足さ

れるに由ないのでなからうか。

洵に、統制經濟は、決して、ブロック經濟に始終すべきものでなく、此の渾一的國際經濟をこそ理想とし、目標とするものでなければならぬのである。蓋し、眼前の國際經濟情勢の一面を見て、此の世界的渾一經濟に進むべき協調の必要性と、其の統制の可能性とを閉却するが如きは、謬想も亦甚しいと謂はねばならぬ。既に一百年此の方發達し來つた世界經濟體制が、如何様の方途を辿るとも、究局、依然として其の發達の繼續せらるべきことに動きはない。否、現下ブロック經濟の趨勢も、所詮は、前記の社會經濟律的發展の過程に過ぎないのではないか。

四、茲に於てか、米國に於ける統制經濟論の權威レウイス・ローウィン博士(Dr. Lewis L. Lorwin)の如きは、世界統制經濟の必要を叫んで、

(一) 世界の經濟關係が益々密關連繋する所、自ら、各國民の機會均等を基礎とする世界渾一體制の新觀念を必要とし、

(二) 全國際聯盟に依る國際活動の發達を促進して、各國の國民經濟政策は、世界經濟に對する影響を考察して、確立せらるべきものとし、

(三) 世界戦争の與へたる破局の修復は全世界の責任とすべく、

(四) 世界の貸借關係は、大規模なる恒久的施設を考慮して、緊急の匡救策を斷行すべく、

(五) 向後の經濟的發達は、勤勉努力、集團的能率、公費節約等に依ると共に、先進國に於ける現時の生活標準を維持して、後進國に於ける生活標準の向上と、其の大衆購買力の増大に俟つべきである。

といふが如き原則の下に、世界五箇年計畫を提唱せられ

(一) 一切の戦債及賠償に關する五年間の一般支拂猶豫を認むること。

(二) 世界中に於て最も有望なる地域の生産資源を振興し、世界の購買力を刺戟増進せしむるが爲、資本國の國際協働に依り、特別國際貸付方法を講ずること。

(三) 原料品及特殊精製品の生産者に依る世界市場の區分及統制に關する國際協定を設定すること。

の三計畫の緊急實施を主張せられ、之が立案及調整の爲、世界計畫機關を設置して、世界の資源を調査し、其の開發の施設を攻究せしむべきであると論ぜられてゐる。正に是れ世

界經濟參謀本部の提唱である。

第三 現代統制經濟の特徴

斯くの如きは、其の實現に幾多の障碍と困難を存するとともに、確に我々の前途に望む光明ある目標とされねばならぬ所であらう。然しながら産業國としての後進日本の現在には、又差當り切實なる要求に基く現實の任務の緊急なるものあることを、斷じて閑却してはならぬ。固より世界經濟の一環として、國際經濟關係の支配の外に超越することを許さぬと同時に、又凡そ所謂資本主義經濟の個別性に基く各國産業經濟相互間の消長明暗に處して、緊要なる差當りの國民經濟發展を期すべく、又期し得べき際、其の統制經濟の現實指導方針が、終局の理想は忘れないけれども、自ら世界的規模を旨とせず、主として國內經濟乃至ブロック經濟の範圍に於て、社會經濟全般の福利増進を期すべきことは、蓋し當然であらう。而して斯くの如きは又我國に限らず、先にも一言した通り、實に現然の世界的傾向に外ならぬ。果して然らば其の實現の形式方法は如何様であるか、章を改めて述べんと欲する所である。

第五章 統制經濟の形態

前章に論じた如く、統制經濟の基礎觀念が、經濟過程の意識的統一に存し、且經濟發達の種々の段階に適用せられることが出來、又各種の經濟的社會的制度と併存することが出來る以上は、自ら統制經濟に、種々の異なる形態を存し得べきは當然である。今、此等の見地よりして、其の形態を四種に區別することが出来る。

一 絶對的社會主義統制經濟(絶對的計畫經濟) 此の形態に依る統制經濟は、經濟生活乃至社會生活の集中統一體系であつて、生産、消費、生活標準、其の他總ての經濟過程を統一的に管理し、全體的計畫に基いて、直接に決定せんとするものである。隨て、生活の平等化、生産手段の社會有、國家の嚴密なる監視を必然に將來する。一言にして盡せば、傳統的なる共產主義又は社會主義の理想に外ならず、極端なる獨裁政の下に於ける強制經濟である。

斯かる經濟形態の存立の能否に付ては、古來幾多の議論がある。原始共產社會の存在を

説く者は、固より寡くないが、未だ其の確認ありと云ふことは出來ない。假令其の存在が事實であつたとしても、如何にして之を、今日の如き大國家組織に適應せしめることが出来るか。而も、増加する人口の豫め測定を許さざる欲望は、必然に、經濟生活の末梢に至る迄の全體的計畫の實現を不可能ならしむべく、又縦し其の實現を可能としても、生産力の最高度の發展と最も豊富且最も公正なる分配を、可能ならしむる所以ではない。實に、絶對的に市場なき社會は、コンパスなき船の運命に委ねられたものと謂ふべきで、如何に其の實現を圖つても所詮、或程度の交易經濟の諸手段、即ち自由競争、反應力ある價格及貨幣の諸手段は、必然容認を餘儀なくされるであらう。空想的社會主義者乃至自稱科學的社會主義者の理想として説く所は、極めて其の實現の容易にして、而も其の人類の幸福に寄與すること多大なるべきことを、誘惑するものがあるけれども、靜に今日の現實に仔細に検討するならば、畢竟一場の白晝夢に過ぎないことは、殆ど識者を俟つ迄もない。現にソウエート・ロシアが、一九二〇年、最高國民經濟會議に依つて、此の絶對的計畫經濟を實施せんと試みたが、計畫の不徹底、能率の著しき低下、繁雜不自由、密賣買横行等、弊害百出、暮年ならずして、前代未聞の企圖全く失敗して、一九二二年三月、早くも、所謂新

經濟政策に後退せざるを得なかつたのは、固より當然の事である。

二 部分的國家社會主義統制經濟(相對的計畫經濟) 此の種計畫經濟は、現にソウエト・ロシアの實施する所であつて、此の制度に於ては、欲望乃至消費慣習は、直接に計畫に依つて、決定せられることなく、生産の過程に依り、將又生産すべき物資の品種の決定に依つて、間接的規正を受けるに過ぎない。即ち、同國に於ける消費者は、諸外國に於ける程、生産に對して、十分なる選擇權を行使し、間接の指圖を與へることは出來ないけれども、其の收入を如何なる方法に依つて消費するかを決するに付ては、相當の自由を有してゐる。

之と同様に、生産も亦必ずしも悉く計畫化されてゐるのではない。其の原料や資金に付、又は幾分其の市場に付て、間接に計畫經濟の影響は受けても、一應獨立して産業を營み、取引を行ひ得る個人企業の範圍が、相當廣く認められてゐる。而して、此等の獨立企業は、固より國の經濟生活の重要部分ではないが、其の生産額は、國內總生産額の重大部分を占め、且却て益々之を増大せんとする措置が、講ぜられて居る程である。

農業の分野に付て見ても、計畫經濟は制限されてゐる。即ち諸種の計畫は、國有農場に

のみ行はれるのであつて、其の他の農業は、單に間接の統制に服するに過ぎない。

ソウエト計畫經濟の要は、生産豫算の組織であつて、之に依つて、全國の重要産業施設を一單位として、政府の決定する發展目的に供せんとするに在る。即ち、近代工業の殆ど全部に亘る幾千の工場は、唯一の豫算に依つて統制せられる。而して、其の他の總ての産業をも、間接ながら、此の全般的計畫に編み込まんとするものに外ならぬのである。斯くの如きは、兎にも角にも、現今世界に於ける最大の經濟管理と謂はねばならない。

然しながら、斯様な、營利主義を一般に排除し、市場經濟を原則として容認しない計畫經濟は、之が運用の基礎たる社會組織の原理の普遍妥當性のないことは、姑く論外として、經濟上に於て、果して所期の目的を達し得べきや否や。ソウエト・ロシアの如き、極めて發達の幼稚な經濟状態に於て、急速なる工業化の發達を必要とせられる場合に在つてすら、尙且容易の事でないことは、我々の見聞に明かであるが、況んや、其の他の諸文化國に付ては、其の實施の極めて困難なるべきこと、云ふ迄もない所である。所詮、此の種計畫經濟も、機械的畫一を強制し得ようとも、有機的組織的運營の美果は、得て之を拘すべくもない。蓋し營利心の滅却は、遠き將來はいざ知らず、我々の實理的なる研究の視野に

於ては、生産乃至經濟活動と、本質的に相容れぬものであり、其の能率に於て、果して、現在の所謂資本主義經濟に優るべきやに付ては、茲に叙説する迄もなからうと思ふ。

三 指導的統制經濟（組織的統制の立場よりする個別的經濟政策、又は經濟の組織的國家的統制） 指導的統制經濟は

- (一) 國家が、自主的の立場で、原則として、經濟の組織的統制を行ふのであるが、
- (二) 現今の經濟社會の基礎たる私有財産制及經濟的自由は、之を混亂すべきでないといふ思想の下に、
- (三) 従前通り、事業集團をして、經濟の直接指導權を保有せしめんことを主張するものであつて、

(四) 自然、國家統制の見地は、組織的であつても、其の統制權の行使は、必要に應じて爲されるので、國家は個々の問題に當面して現實に其の統制的役割を果すに過ぎない。即ち國家統制は原則ではあつても、現はれる經濟政策は個別的ならざるを得ないのである。

前數章に於て廣く統制經濟の趨勢を述べ來つたのは、先づ概ね此の程度の義解を、眼中

に置いたものと見られて妨げない。以前、經濟は自由放任を原則とし、常態として、時に國家が干涉統制を加へる場合があつても、それは、自由なる活動の障害を除き、若は特に自由なる活動を許さぬ場合にのみ、例外的に發動したといふのとは、趣を異にして、例外でなく、變態でなく、國家が意識的、組織的に統制を行ふものである。是れ、即ち指導的統制經濟と謂ふ所以であるが、其の範圍は、可なり廣きに亘るのであつて、同じく此の種の形態に屬しても、實際其の程度は相當に差異があり得る。併し、大體此等の主張は、何れも次の如き三事項の確認を基礎としてゐるものと、見做して妨げなからうと思ふ。

- (一) 利潤動機だけでは、最早、適當な事業指針たり得ない。労働者の安全保障、大衆の購買力増進、乃至國民一般の生活標準の向上等が、併せ考へられなければならない。
- (二) 生産計畫の決定に當つては、生産過剰と失業との防止が、考慮されねばならぬ。即ち全體として産業集團に於て、各企業の生産額の自由決定を制限し、之に服しない者には特別の統制を加ふべきものとする。
- (三) 事業の指導に付ては、内部より統制する方法を以て、外部より統制するよりも遙に時代の要求に適應するものと見做し、政府の指導的統制も、實際上直接には、依然事業集

團の内部的指導に譲らねばならぬとする

要するに、此等の基本觀念は、所謂「生産の人道化」、又は「消費主義の開展」に歸するであらうが、其の主張は、相當根本に觸れるものがあつても、一般に未だ、制度として具體化されるに至らず、精々、現存經濟社會の基礎的制度に革正を試みる所なく、之に一新工夫を加へて、其の故障と缺點の匡救を計るに過ぎないのである。

四 統一的統制經濟（經濟政策の計画的統一、又は社會進歩主義統制經濟） 指導的統制

經濟より更に一步を進め、國家の經濟政策を計画的に統一して、凡て經濟政策は、一大統一的經濟政策の一部として行はるべしとするもの、即ち此の統一的統制經濟である。

從來の事業界の經驗の示す所に依れば、カルテル、事業併合、産業結合等は、其の目的の如何に拘らず、市場獨占の段階に達するや、常に有利なる價格水準維持の爲に、生産制限を行ひ、或は直接に價格の協定を行ふの傾向があつたことは、何れの國に於ても殆ど共通の事實と認められる。假令、所謂産業合理化が遂行せられて、價格を低下し販路を擴大しても、早晩、かやうな低價水準は維持せられなくなる。蓋し、事業は、常に最大利潤獲得の念に支配せられてゐるが故に、所詮、其の價格は、其の購買力ある需要量との關係如

何に依つて、決せられざるを得ない。固より大衆の購買力は、失業者の減少を含めての賃銀及俸給の増額、乃至物價の引下に依つて、之を増大することを得、又商品價格は、技術的方法の改善と、大量生産の發達とに依つて、其の低下を誘致する傾向のあることも疑ないけれども、最大利潤獲得の要望は、此等の過程の十分なる發現を抑止して、生産能率の見地に於て、將又、國民の眞の必要と最小經費との均衡の關係に於て、正當であるべき水準よりは、高價な水準を維持せしめずには置かないのである。

斯様に、各産業が統制的結成を爲しても、各企業者が利潤獲得の念に支配せられる以上、其の統制は、畢竟營利の手段に供せられ、國家が、之に對して、其の統制を指導するとしても、當該産業個々に於ける統制指導を以ては、到底、其の實效を收めることは不可能である。乃ち、國家は、廣く經濟各分野に於ける統制を助成し、指導し、作爲するの必然的過程に、誘導せられるのである。

(一) 茲に於てか、統一的統制經濟は、安全保障と、生活標準の向上を期するが爲、大衆の購買力増進の基礎たるべきものとして、所得の再分配を要求し、之なくしては、現時の難局の一特徴たる蓄積と消費との不均衡を、是正するに由なしとするのである。

而して、其の再分配の方法に至つては、各國の制度及實情に依つて、夫々異なるべきであつて、米國に於ては、或は年俸賃銀とか、或は一週五日、一日六時間の一般勞働制度とか、或は餘暇利用の社會施設の様な事が、考へられるであらうし、歐洲に於ては、社會保險制度殊に健康保險及失業保險の利用等が、問題になるであらう。

要するに、斯くの如くにして、統一的統制經濟は、經濟生活の需要方面を擴張することに努める。即ち、國民現在の消費習慣乃至生活最小限を其の出發點として、之を以て苟も國の生産資源に依つて是非とも満足せしめなければならぬ眞の需要の最小限なりとする。次で第二段として、産業能率の現状に於て生活標準の向上を考慮し、其の實現に努力すべしとするのである。

(二) 一方、本形態の統制經濟は、私有財産制度の根底を覆へすことなくして、雇主及企業家をして、國民的見地より可能なる最善の方途に依らしめる様な、有權的計畫を要求する。併し、專制的方法は之を排斥して、必要の場合にのみ政府の強制權を行使し、全般的統制乃至統一的經濟政策を、次第に實施せんとするものである。

(三) 生産と分配の均衡化は、同時に格價形成の過程に多少の修正を加へなければなら

ない。從來の價格は、需給の力の強弱に依つて決せられ、所謂正當なる價格といふものは、一定し得ないとされたものだが、今や、前述の統制機關は、固より直接價格を定める様なことはしないが、常に一般的に價格形成の要素を調査研究し、各産業に對して、一切の生産資源を利用して國民の眞の需要を充たすに付、相當の利潤は認めるが、出來得る限り低價を以てせんことを要請する。かくて、其の價格は、社會奉仕に對應する所謂社會價格の理想に接近するけれども、又固より、雇主や經營者や勞働者に對して、生産原價の漸減等に應じて特別報酬を與へることを、認めないものではない。

(四) 本統制經濟に於ては、單に特定産業の範圍に止まらず、全經濟組織内に於ける過剰生産能力を回避せしむる爲、資本移動に付ても、例へば資本投下及其の金融方法の監督等に依り、意識的に統制するの要あることを認める。

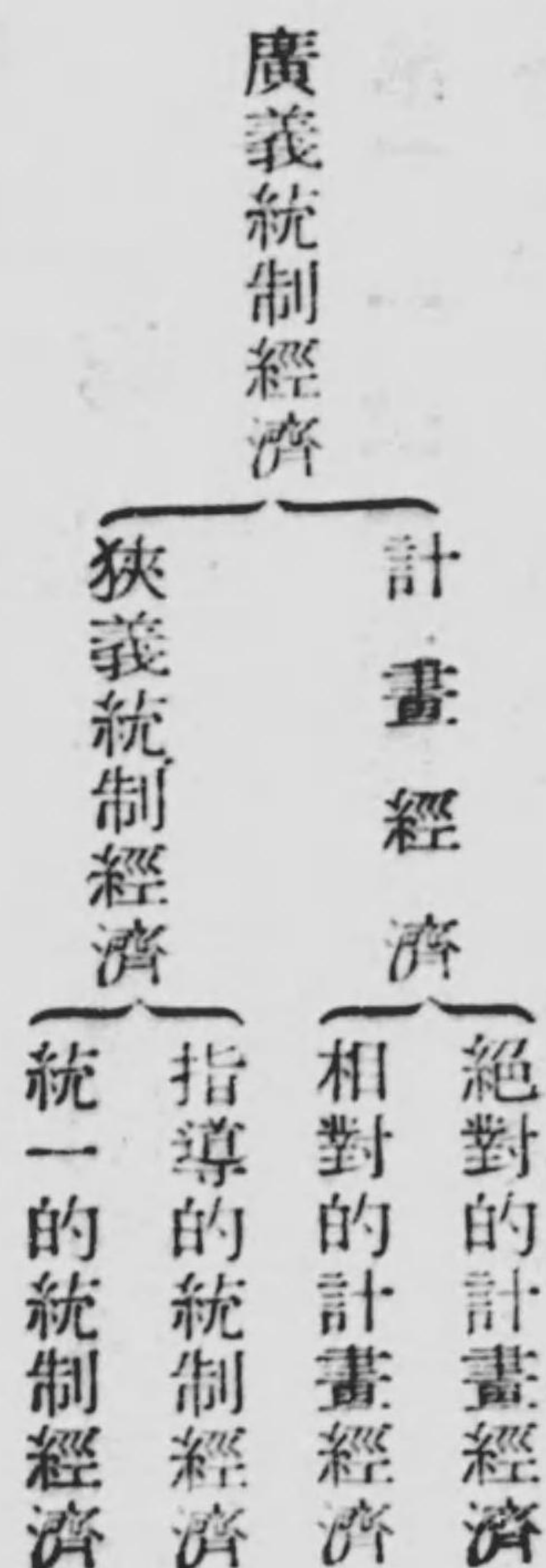
(五) 叙上の如き統一的統制の要求は、自ら、其の統制機關及統制方法を、決定せざるを得ない。即ち、前段の指導的統制經濟が其の經濟的指導を事業家の獨占に委するとは異なり、統一的統制經濟の統制は、其の目的に於ても、其の手段に於ても、國民的職能を充足すべく、隨て統一的なる政府機關を必要とする。蓋し經營と勞働、乃至科學的勤

勞者と技術的労働者とが相俟つて、統一的統制の立案、執行に協力するに於ては、經濟生活の理解も、隨て其の指導方針も、愈々擴充され、益々善化すべきであるからである。統一的統制經濟が斯くの如く、生産と分配乃至消費の均衡化に付、全般的統一的統制を加へるに於ては、或は、前に第二の形態として掲げたる相對的計畫經濟と境を接するに至らないか、との疑問が起るかも知れぬ。然しながら、計畫經濟は、政府の經濟管理を主たる建前とし、隨て直接に企業を拘束し、生産計畫に基いて行動すべきことを強制するけれども、統一的統制經濟に在つては、國民經濟の全般に亘つて統一的統制は行つても、其の内部に多種多様な形式を認め、原則として經濟の管理を行ふものでない。隨て又、大に所謂自由競争を制限し、産業活動を條件附けて大體の方向を指示するけれども、各自の意思を拘束し、行動を規定するものでない。此等の點に於て、二者聊か相接近するものがある様であつて、決して然らず、性質上の差別あることを知るべきである。

伊太利のファシズム統制經濟の如きは、其の最も嚴格なる國家統制が專制的色彩を濃厚ならしめて、此の統一的統制經濟の本旨に悖り、正に或種の計畫經濟に接近せんとするの觀を呈してゐるけれども、其實、其の經濟制度は、組合の創意と自發とによつて貫かれ

た階級調和、國民協力の體制であつて、固より、此の統一的統制經濟の理想的雛型でもなく、又我國に於ける好個の參考形態とするに足りないけれども、兎も角何れの類型に屬せしむべきかと云へば、矢張り此の内に包含せしむべきであらうと思ふ。其の他米國等に於ける自主的企業統制を立脚地とせる統制經濟説が、既に此の範疇に迄進んだものも必ずしも、少くない情勢である。

以上の四形態は、叙上の説明に依つて、觀取せられる通り、自ら之を二種に大別することが出来る。計畫經濟及狹義統制經濟、即ち之である。依て、廣く統制經濟の區分は、之を次の如く、表示することも出来よう。



第六章 統制經濟の實現性

第一 一般的考察

一 叙上の如く觀察して來ると、今や統制經濟は、現下の客觀的情勢に於て、各國共通の必然的傾向であつて、此の世界の波を如何に巧みに乗切るかに依つて、國の繁榮と衰微との分岐を來す、と言つても敢て過言であるまいと思ふ。唯「如何なる統制形態を採るべきか」に付ては、諸國特有の經濟事情に即して、其の決定を見るべきは、當然であつて、之に付ては各國とも、既に確然たる態度を決定して其の進行を圖りつつあるものとは、見ることが出來ない。何れも未だ、産みの悩みを経過しつつある實情に在る。

惟ふに、統制經濟の徹底は、必ずや統一的統制經濟に至るべきこと、上來述ぶる所に依つて、略々明であると信するが、尙其處に各種の見地、各般の事情を考慮して、其の限界を規定しなければならぬ。蓋し、無批判なる制度の採用は、最も危険なる結果を伴ふが故に、何れの國於にても、其の利弊に付、各々特別なる慎重の討究を必要とする所以である。

凡そ經濟の最高指針は、之を國民的文化的見地に於て考察するときは、畢竟、其の勞働者一人當生産高を増加すると共に、其の勞働賃銀を昂上し、且其の勞働時間を短縮することに歸する、と謂ふことが出来る。而して此の指針の下に、全經濟運営を進行せしめることは、實に此の統一的統制經濟に於て、初めて可能となるべき關係に在る。蓋し、前章に述べた通り、統一的統制經濟は、國民經濟の全般に亘つて、其の過程に統一的なる指標を與へ、以て今日既に顯著なる生産と分配乃至消費との不均衡の因を除去せんとするものであるからである。

二 隨て、統一的統制經濟は、所謂計畫經濟とは相異なるけれども、又或る意味に於て、國の全般的見地よりする一種の經濟計畫を成立せしめるに至るものに外ならない。今其の利益を考察すれば、

(一) 統一的統制經濟は、第一に國民經濟の前途に見透しを付けることが出来る。

イ、將來の需要に付ては、其の實際の必要に對して、原料の確實なる生産を保障すると共に、勞働の使用を調制して、購買力を將來に存せしめ、

ロ、新規の生産品及機械の採用に付ては、

(1) 労働者を徐徐に轉移せしめ、且、一産業の突發的不況を防止して、以て就業状態を混亂せしめず、

(2) 新規生産品の販路開拓に順應して舊生産品の供給を制限し、且新規生産方法を徐徐に採用して生産増加を調節し、以て生産状態を混亂せしめない。

ハ、斯くて、生産は市場を保障せられ、労働者は仕事を保障せられ得る。

(二) 又統一的統制經濟は、消費に適合する如く生産を調制する。即ち

イ、將來購買され得べき物資に限つて、其の生産を許容し、

ロ、購買されるものと見込まれた物資の消費を保障し得る丈に、勞銀を供給し、

ハ、現實の事業を遂行するに必要な資金を供し得る様、信用を調制する。

(三) 更に統一的統制經濟は、經濟各方面に對して、最も公正を期する所以である。蓋し

(1)、利潤は需要充足の報酬であつて、決して權利として飽くなき要求を爲すべきものでなく、(2)、貸銀は、生活の必要を支持して、次第に其の程度を昂上するの必要があり、

(3)、隨て又、消費者は、最も有効に物資の提供を受けしめられねばならぬ、といふが如

きは、先づ以て經濟的公正の主眼と謂ふことが出來よう。

而して統一的統制經濟に於ては、

イ、消費者は、生産の無政府に起因する無用なる競争の犠牲となることなく、物資の堅實なる供給を受け得べく、而も其の價格は、出來得る限り、低水準に維持せらるべきであり、

ロ、又生産者に付ても、生産過剰を除去し、業務の恒常性、乃至設備に對する計畫性を確保して、以て前途の不確實に基く損失を減殺し得ると共に、生産者相互間の競争を、其の正當なる範圍即ち物資の生産能率の點に、限局することを得べきである。

ハ、而も労働者にとつては、更に一層の公正を期し得べきであつて、即ち、就業及收入の恒常性が、與へられることとなり、勞資間の分配は、更に衡平なるを得るであらう。

(四) 統一的統制經濟は、又、少くとも現存經濟機構よりも、經濟的であると云ふことが出来る。即ち

イ、先づ生産費を低下することが可能である。何となれば、生産設備の利用は、確實且經濟的となり、適當に機械を採用して勞力を節約することを得べく、且又異常時

に對する考慮を減少することも出来るからである。

ロ、又物資の配給費の低減を圖り得ることも、相當多大なるものがあらう。蓋し、無用の販賣競争は除去され、複雑なる販賣組織は單純化され得べく、輸送機關の利用を、最も經濟的ならしめて、其の運送費の低減は、著大なるものがあり得るからである。尙、小賣業者も諸事情の安定に依つて、商品の大量購入を行ひ得べく、自然又減價見積額の減少等を致して、賣價を低下し得る關係もあらう。

三 以上述ぶる所に依つて、統一的統制經濟の利益は、略々之を認めることが出来ようが之に對する難點の存する所も、亦十分吟味されなければならぬ。

其の第一は、「此の種統制經濟は、畢竟強制を包含し、隨て個人の自由を破滅して、進歩を停止せしめる」と爲す非難である。

然しながら、斯かる議論は、(1)、あらゆる統制經濟を以て、一律にソウェート式計畫經濟に歸するものと爲し、(2)、然も、經濟上の自發創意は、總て、唯無制限なる利潤獲得の具に外ならぬと爲す、二重の誤つた假定に座するもので、寧ろ眞の自由、眞の進歩を仰望する狹義統制經濟には、全く當らぬ所である。現に又、之に近似する公共的産業統制に依

つて、其の經濟的進歩を致しつつある幾多の事實は、我々の眼前に横はつてゐる所ではないか。

其の第二の反對論は、「斯かる統制經濟に於ては、各種の利害相異なる集團及階級が、協同して、其の目的と方途を一ならしめんとするが如きことは、到底企圖し得べからざる不可能事である」と主張するものである。

此の非難は、結局認定の相違で、如何とも致し難い一點であらう。けれども、今日既に雇主及労働者は、其の團體を通じて、相共に會同し、労働條件の協定乃至團體協約の設定等を遂げてゐるではないか。此の勞資各團體が、更に廣汎なる經濟發展の企畫に付て、寧ろ進んで協力を致し、全般的なる一段の進歩を將來すべき國策を、決定するの可能性は、十分に觀取し得られるのではなからうか。又此の間に處して、技術的科學的集團が、全體社會の爲に客觀的な最善なるものの基礎に付て、一致を齎す機會の頗る大なることを認め得るのではなからうか。況んや、茲に國あつて、其の社會の福祉の爲、其の合理的集團的使命に聽かんとするか、將又社會革命に至らんとするか、の岐路に臨むが如き事情を考察するの必要があるならば、其の各種集團乃至階級を平衡せしめる統制經濟の實現は、當

然期待し得べき所であらう。

四 茲に於てか、我々は斯かる統一的統制經濟の實際性を、顧みねばならぬ。

凡そ消費に適合するが如く、生産を調節することは、經濟本來の目的であつて、或程度局部的には、勿論現在と雖も、實施されてゐる所である。唯、經濟事情が、多種多様に於て變化に富み、其の現實を知悉し、將來を見透すことを許さぬが爲に、全般的に及び得なかつた丈である。併し、先にも一言した通り、其の態様に於て多少の差異はあるが、兎も角、伊太利等に於て、此の種の統一的統制經濟を、經驗した所であつて、今や統計其の他の調査の整備、乃至其の技術の進歩に依つて、物資の現在及將來の需要は、計畫不可能の域を脱したと謂ふことが出来る。決して、一概に非實際的なりと斷定し去ることは、出來ないと思ふ。

少くとも、現存經濟社會の複雑性及相互依存の關係が、益々累増する事實に對應して、其の全般的統一的見地に立つて之を指導統制するの必要は、實際に於て、今や次第に確認せられんとしつゝあるではないか。即ち

(一) 國家は、或は直接又は間接に事業主體となつて、企業を經營する(國有又は公有の

施設乃至國營又は公營の企業)の傾向を増大し、且此の場合に於ては、努めて同一又は同種産業をも、統一計畫に準據せしむべき統制の措置を講じ、

(二) 其の他國家は

イ、或は商品の検査、輸送等を國家的管理に移し、

ロ、或は事業に對する補助金交付、其の他の助成の措置を講じて、一定の條件を課し、之に依つて特別の統制を爲し、

ハ、又或は特定の企業又は行爲を禁止し、又は免許を與へる。

等、漸次廣汎なる直接統制權を收めつつある有様であり、

(三) 又國家は、各産業が其の基礎を擴大せんとしつゝある情勢に合流し又は助成して、

イ、輸出組合其の他の如き特定の經濟團體に、其の行政的機能を委任し、

ロ、又はカルテル等に、或種の強制權を付與して、間接に組織的統制を加へつつあり、

(四) 又最も間接的であるが、最も効果ある國家的統制の措置として、

イ、金融統制、及

ロ、租稅政策其の他の財政的政策を講ずること、

愈々盛なるを致してゐる。金融手段を通じてする經濟統制は、英米等の諸國に於て顯著なる所であり、租稅政策に依る經濟統制は、昨一九三三年六月、獨逸ヒットラー内閣に於ける「失業減殺に關する法律」や、最近の米國ルーズベルト大統領の産業復興法（N. R. A.）等に、種々の特別なる例證を、示されてゐる。

而して、此等の統制が、次第に國の全般的統一的經濟政策を組成して、有機的關係を馴致せんとするの傾向を、増大しつつあることは、決して我々の看過を許さぬ所である。

即ち、是れ統一的統制經濟が、何れの日にか、較々普遍的に將來せらるべきことを、物語るものではなからうか。

第二 我國に於ける實現性と其の特色

以上一般的考察を略叙したが、特に我國の如きは、諸國に於ける經濟發展の過程と、相當趣を異にするものがある。諸外國が、營利經濟の自由なる發展段階を、可なり長期に涉つて經て來たのに反して、我國に於ては、産業の保護助長の爲の國家的統制時代より、所謂資本主義的經濟活動の十分なる發展期を終らない裡に、早くも國內國外の情勢よりして統制經濟の要望を聞くに至つただけに、一面に於て、其の實現性が、比較的容易であると

謂ふことが出來ると共に、我國經濟の恒久的發展に付、餘程の注意と、格別の工夫を致して、最も適切なる形態を導かねばならぬ。

況んや、現時の我國經濟事情それ自體が、後にも述べる通り、歐米諸國のそれとは、却て明暗反對の現はれを爲してゐる方面もあり、愈々其の有利なる形勢を促進すべきとき、其の統制經濟が此の特殊相に適應するの必要あることは、云ふ迄もなく、又根本に遡つては、克く我國民性に合致し、以て日本國民の眞實に立脚して、益々之を發揚することを第一義とせねばならぬ以上、我國統制經濟の形態は、徒に各國の響に倣ふべきでなく、慎重攻究の結果、自ら獨自の特色ある清新なるものを、將來せねばならぬことは當然であらう。

乃ち、右に述べたる統一的統制經濟も、今日直ちに之を我國に樹立することは、恐らくは國情が許さぬのではなからうか。其の準備には、相當の年所を必要とするのではなからうか。所詮は、之を望んで、其の理想の下に差當り、主として指導的統制經濟に依るの外ないのではなからうか。即ち我國今日の情勢に於て採るべき統制經濟の形態は、營利主義を根柢に於て認めつゝ、公益的調整を加味する國家的統制の一途より創めるの外ないのであらう。唯、其の調整の具體的方法に付ては、各種の見解があり得べきであるが、何れに

しても、經濟本來の使命に還り、國民の全般的生活の向上を目途として、國家は積極的に經濟分野に進出しなければならぬ。斯くの如くにして初めて、今日要望せられつつある統制經濟の實現は可能となるべく、此の道に依つてのみ、刻下の經濟難局は、打開せられ、進んでは、國社會永遠の彌榮が、將來せられ得べきであらう。其の幾分の詳細は、第三編に於て述べんと欲する所である。

第七章 統制經濟と經濟參謀本部

第一 統制經濟と政治機構改善の要請

斯くの如く、統制經濟は、必然、國家の國民經濟上に占むる地位を、従前に比して、極めて重大ならしめ、政治の任務を益々増大する。即ち、國家は少くとも經濟の分野に於て、ラッサール (Ferdinand Lassalle) の所謂夜警者 (Night-watchman) たるに止まらず、援助し、育成し、奨励し、指導し、且創設するに至つた。隨て、政治の機構は、克く此の新使命に適合しなければならぬことは、勿論であるが、果して、從來の如き議會なり、政府なりで以て、此の重大なる役割が、十分に達せられるであらうか。抑々又、統制經濟は如何なる政治機構の改善を要請するものであらうか。是れ今や、私共の當面する考察の課題でなければならぬ。

言ふ迄もなく、現在文化國の政治機構の特徴は、國民の代表機關たる議會に在る。而して、議會制度は、政綱を民意に問うて、各選挙區より選出せられたる議員を以て構成せら

れ、多數決に依つて、國政の重要事項に付て、意思を決定することを、常例とするが、現下の經濟政策の如き複雑なる問題を政綱として掲げ、選舉民をして、其の是非の判斷を爲さしむるが如きは、それ自體に多分の無理があり、假令然らずとするも、斯様な状態の下に於て、地域的に選出せられたる議員は、固より、普く經濟各方面に亘る切實なる利害と意思とを代表する譯ではなく、又議員自身が、當面の經濟問題に付て、十分なる理解を有することを保障せられるものでない。果して然らば、建設的なる統制方策の樹立は勿論、提案せられたる方策の是非に付ても、社會全體より見て十分且適切なる討議と判斷とを爲すことは、一般に可能なりと斷ずることを得ないのでなからうか。而も議會は、一定期間を限つて開會せられるものであつて、特に我國の如く、議會に常置の委員會を有せざる場合に於ては、緊急なる經濟上の事態の發生に對しては、殆ど何等の貢獻を期待し得ざる實情に在る。隨て、今日重要なる經濟方策の決定、特に其の積極的、創設的方面に於ては、議會の創意に出づるものの極めて寡いことは、否定すべからざる事實であらう。固より、議會政治は、過去に於て善く社會進化の安全辨たる職能を盡して居り、又將來と雖も、一般の政治形式として維持し發達せしむべきことは、勿論であるが、政治に於ける經濟の重要

要性が、益々大となるに従つて、現在の議會制度に、何等かの修正を施すか、或は其の缺る所を補ふ別個の機關を樹立するかの必要が、愈々緊切を致さざるを得ないであらう。一方、政府の機能は如何。統制方策は、固より、廣く經濟全般に亘り、十分なる専門的知識を以て、不斷の調査研究を必要とし、而も其の多くは、數省の所管事項に涉るを常例とする。然るに、各省は、比年増加する日常の事務に忙殺せられながら、猶愈々現下滔々たるパーテイキュリズムの俘虜となりつゝあるを、如何とも爲し難い有様である。斯くては、到底圓滿なる組織的方策の樹立決定を望むことが出來ず、假令其の必要に應じて、時に専門的知識利害を代表する機關を作つて國策を審議させ、閣議に於て統一的なる方策を決定するとしても、多くは、事後に於ける彌縫策か、然らずんば、一時を糊塗する不徹底なる方策に終るの憾なきを保し難いであらう。

經濟の國家統制機構として、現存の如き議會、政府共に、十分なる機能發揮し得ないとするならば、茲に國社會全般の經濟活動の意思と利害とを代表せしめつゝも、經濟的専門知識と能力とを有する人士を集めて、統制方策を調査審議せしむる常置の機關を作り、以て議會なり政府なりの足らざる所を補ひ、經濟上の利害を調和し、國社會全般としての

經濟的福祉を増進せんとするの要求を生ずるのは、極めて自然の勢である。現今各國に於て、經濟會議乃至經濟參謀本部を設置するの必要が盛に提唱せられ、主要なる諸國に於て、其の設置の實現を見るに至つたのは、蓋し、以上の如き要求に基くものであり、統制經濟に對應すべき政治機構の顯現として之を觀察することに依つて、初めて其の趨勢の本質を把握し得べきである。

第二 經濟の政治化か、政治の經濟化か

元來、統制經濟の是非善惡、遡つては、其の完成せる形態に於ける實現の能否は、繫つて、其の政治機構の如何に存するのである。惟ふに、現在の經濟機構が存在し、現行の經濟法則が行はれてゐるのは、それ相當の理由があり、十分なる妥當性を持ち來つてゐるからのことである。然るに、國家が其の經濟過程に、組織的なる統制を加へて、希望するが如き經濟過程を、人爲的に創設せんとするに付ては、必ずや先づ以て、餘程の周到綿密なる攻究を爲さねばならぬのは當然である。而して之が爲には、其の組織的調査研究乃至計畫考案の樹立に任ずる頭腦的組織が、必要とせられる。蓋し、調査及計畫と勢力との機能を分掌せしめることは、近時事業管理の適正を期する要諦であつて、之に依つて調査及計畫は、

部局的見地に捉はれることなく、克く全般的見地に於て、其の輕重緩急を較量識別し得べく、又事務の實施は安んじて敏速に行はれ、隨て、能率を發揮することを得るものとされてゐる。而も、此の頭腦的組織こそ、所謂經濟參謀本部の本然の姿であつて、實に全統制機構の首腦部を成すものである。若し此の組織が最善なるを得ず、一朝其の進路を誤るところがあるならば、其の弊の及ぶ所は、嘗に局部的たるに止まらず、全國民經濟機構を麻痺破壊せしめるに至るであらう。

斯かる重大の意義ある頭腦的組織は、其の組織的統制の事業が、屢々述べたる如く、複雑多岐なる難事であるに、日常の廣汎なる經濟的經驗を必要とするとは勿論、又特に深遠なる經濟的知識を必要するものもあり、所詮は何等かの形に於て現に經濟機能を営みつつある人集の参加に俟たねばならぬであらう。斯くて經濟人を以て組織せらるる適切な頭腦的組織を中心として統制機構が打ち樹てられるならば、是れ畢竟、政治の經濟化と謂はねばならぬであらう。

翻て、統制經濟は、本編冒頭に述べた如く、經濟分野に於ける政治の積極的進出であり、經濟の政治化である。而して又、正に、現然の事實として、愈々其の積極的進展を致さん

としてゐる。然しながら、今や、之が實現の可否は、究竟、其の政治上に於ける組織に繋ることを知る。即ち、政治を經濟化して、初めて克く、經濟の政治化を實現し得、其の成果の美を拘ることが出来るのであつて、前者は、實に後者の前提要件と謂ひ得べく、否更に兩者は、相互に依存する不可離の關係に在らねばならぬ。是れ、現下統制經濟の趨勢に於て、其の政治機構の改善が、最も必要なる所以であり、隨て又、其の極めて十分なる検討を必要とする所以である。

第三 統制經濟政治機構の首脳部

而して、諸國に於ける統制經濟政治機構を概観するに、其の首脳部は、特に經濟方面の知識經驗を有する人士を以て構成することは、略々共通の事實であり、又當に然るべき所であるが、其の構成の形態に於ては、或は政府の御用機關として、其の諮問に應ずる純然たる諮問機關である場合もあれば、或は諮問的機能に加へて、其の機關構成員を經濟の各部門より選出せしめ、代表的機能をも果さしめる所の、代表的諮問機關である場合もあり、更には又國家機關の中樞の一部として、所謂經濟國策の樹立決定を專掌する機關である場合もある。而も尙現下の緊急なる非常の情勢に處し、政府に獨裁的權限を付與し、機

宜に應じて徹底せる統制方策を構するに遺憾なからしめんことを期すると共に、他日緊急状態解消の曉、克く全般的統制を實施する場合に際して、必要なる頭腦的組織として有權的なる制度上の機關を設置せんとしつゝあるものもある。今や我國に於ても、其の必要は目前に迫りつゝあるものと謂ひ得べく、特に我國一般政治組織に適應し、國性、民性に合致する機關の設置が慎重に且敏速に攻究されねばならぬ情勢にある。而して、すでに經濟參謀本部の通語を生じ、此等統制經濟政治機構の首脳部たる頭腦的組織を指稱し、時に或は稍々廣義に解して全般的統制的統制諸機關をも總稱せんとしてゐる。本書も概ね此の通稱に従つて所謂經濟參謀本部の内外に於ける情勢乃至展望に付、以下、編を改めて論述せんと欲する次第である。

第二編 歐米諸國に於ける經濟參謀本部

第八章 經濟參謀本部の形態

一 所謂經濟參謀本部の提唱は、先づ獨逸に於て、ラテナウ、メレンドルフ等に始まると云へようが、其の最初の設置は、一九一七年十二月、革命直後のソウエート露西亞に於て最高國民經濟會議として現はれ、間もなく獨逸及チェツコ・スロバキアに設置せられた。一九二四年以後は、急に其の思想の普及を見、一九二五年以來、錯雜多難なる經濟問題に刺戟せられて、世界諸國相次いで之を設置するに至つた。今や、英、佛、伊の列強は勿論、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビア、スペイン、ポルトガル其の他數多の國に於て、之を有するを見る。米國に於ても、かねて議會に提案せられ、今やルーズベルト大統領のブレイン・トラストに依る獨裁を認めつゝあるも、向後朝野の注意は、此の種制度確立の攻究に致されつつある情勢である。

二 各國に於ける此の種機關の形態は、固より國に依つて異なるものがあり、種々の見地より色々に分類することが出来るけれども、其の機能及構成上通観して、大凡三つの型に區別するのが適當であらう。

(一) 其の第一は、行政組織の中樞機關として、産業統制の有權的計畫を立案するものである。蘇聯邦の勞働國防會議及國家計畫委員會等が即ち之である。伊太利の全國協同組合會議も、大體此の類型に屬せしめることを妨げないであらう。

(二) 其の第二は、各般の經濟分野から代表者が選出され、稍獨立性を有して、政府及議會に對し献策することを主とするもので、代表機關兼諮問機關たる性質を有するものである。獨逸、佛蘭西、チエツコ・スロバキア等の經濟會議の如きは、之に屬する著例である。

(三) 第三のものは、政府の官吏又は其の他經濟方面の有識者を以て組織し、政府に隸屬して、専門的事項に付、諮問に應ずる純然たる任命式諮問機關である。英國其の他の諸國のものは、大部分之に屬するものと見て大過なからう。

三 以下、此等の内、代表的なるものとして獨逸、佛蘭西、伊太利、蘇聯邦及英吉利に

於けるものの梗概を述べよう。中でも獨逸及佛蘭西の經濟會議に付ては、較々詳しく觀察し度いと思ふ。蓋し此等の經濟會議は、今日の時局に於ては、最早微溫的存在視せらるる傾きがあり、獨逸に於ては今や單一國としての政府の獨裁權が、愈々顯著になつて經濟會議の機能の如きは、さして注意せられない有様であるけれども、向後必ずや、恒久的制度として相當普遍化せられ、益々其の改善發達を見るべきものであり、自然、我國經濟參謀本部の設置改善に關して、最も好き參考資料たるべきものと考へられるからである。若し夫れ、現時に於ける米國大統領ルーズベルトのブレイン・トラストに至つては、固より何等制度的の存在を有するものでなく、個人的關係に成る一時の現象に過ぎず、前記機關の第三の型にも至らないものであるけれども、其の密關する統制實施機關と相俟つて、少くとも今日の事實的統制機構としては、或は第一の型にも劣らぬ實力を發揮してゐるものと見ることが出来る。隨て、我國差當りの過渡期に際して、又何等か他山の石たることを得るかも知れぬ。最後に附隨的に、其の大體を紹介しよう。

第九章 獨逸の聯邦經濟會議

獨逸に於ては、憲法第一六五條の規定に基き、直接には一九二〇年五月四日の命令に依り、暫定聯邦經濟會議 (Der Vorläufige Reichswirtschaftsrat) が設置せられ、最近一九三三年ヒットラー政府が、之を解散して、新現に聯邦經濟會議を設置するに至る迄、久しく存続し來つたものである。ヒットラー政府の改造に付ては、未だ必ずしも詳でないものがあり、且畢竟りは暫定經濟會議に基くものであるが故に、研究の必要は、依然として此の暫定經濟會議に係らざるを得ない。

第一 會議の職能

憲法第一六五條の規定が、會議本來の職能を明にしてゐる。第一六五條は次の通りである。

賃銀労働者及俸給被傭者は、企業家と同等の権利を以て、共同して、賃銀及労働条件の調制、並に生産力の全經濟的發展に參與すべきものとす。兩者何れの側に於ても其の

機關及其の聯合は之を承認す。

賃銀労働者及俸給被傭者は、其の社會上及經濟上の利益を保護する爲、職場労働者會議並に經濟地區に依つて分たるる地方労働會議及聯邦労働者會議を以て、其の法律上の代表者とす。

地方労働者會議及聯邦労働者會議は、企業家及其他の關係團體の代表と共に、全經濟的任務を遂行し且社會政策法の實施に協力するが爲、地方經濟會議及聯邦經濟會議を組織す。地方經濟會議及聯邦經濟會議の構成は、總ての重要な職業團體が、其の經濟上及社會上の地位に相應する代表者を有するものたらしむることを要す。

社會政策及經濟政策に關する法律案にして基本的規定を爲すものに付ては、聯邦政府は其の提案に先ち、聯邦經濟會議の意見を聴くことを要す。聯邦經濟會議は、自ら此の種の法律案を建議する権利を有す。聯邦政府は之に對して同意せざる場合に於ても、其の意見を具して、之を聯邦議會に提出することを要す。聯邦經濟會議は、其の議員の一人をして、聯邦議會に出席せしめ、其の法律案に付説明せしむることを得。

労働者會議及經濟會議には、當該指定地區内に於ける事項に付、監督及管理の權限を

委任することを得。

労働者會議及經濟會議の構成及任務、並に此等の會議の他の社會的自治團體に對する關係を定むるは、専ら聯邦に歸屬す。

此の聯邦經濟會議の規定は、當時相抗争した諸政黨の妥協の所産として、各種の思想の折衷であつた爲、聊か抽象に失し漠然たるの嫌がないではないが、要するに、資本家其他の組織に對して、労働者の組織を保障し、此等の經濟各部門に渉る組織の統合機關として、經濟會議なる組織を設け、地域的代表機關なる議會と相協力して、圓滿なる國政に寄與せしめんとしたもので、政府の諮問する重要なる經濟的及社會的法律案は議會に提出する以前に、此の經濟會議の議に付すべきこと、及此の種々の法律案を議會に建議するの權限を有するものと規定したことは、特に注目に値するのである。

然しながら、聯邦經濟會議の設立には、既に此の規定上よりするも明なる如く、極めて困難なる多くの問題を包藏し、之を具現するには、相當長期の準備期間を要し、一方獨逸戰後の經濟難は、政府をして専門家の意見に聽くの必要を痛感せしむるものがあつたので、遂に國民の要望に應じて、一九二〇年五月四日の命令を以て、暫定的經濟會議を設

置するに至つたのである。

隨て、暫定經濟會議は、其の組織、權限共に、憲法第一六五條に定むる所とは、多くの點に於て異り、就中、代表の基礎として地方會議を設けることなくして、直接に設置せられたものである。

第二 會議の構成

本會議は、三百二十六名の議員から成つてゐた。議員は、國の經濟活動部門より、從業者數のみでなく、生産額、投資額、貸銀支拂額、經費、利潤等に依る經濟上の重要度に應じ、又一面、雇主、使用人同數代表の原則に依つて、左の如き分配の下に、概ね産業團體より選出せられた。

議員分配表

第一類別 農業及林業	六十八名
(一) 農業	
イ、雇主	二十二名
1、獨逸農會(大中小農間に差別を設けず)代表者	(十一名)

2、農業に關する各種團體の代表者……………(十一名)

内四名は農業者協會及獨逸地方協會共同代表者、四名は獨逸農民協會聯合會、三名は獨逸農民協會の代表者とす。

ロ、使用人……………二十二名

1、獨逸農業労働者協會……………(十三名)

2、獨逸農林業及葡萄栽培業労働者中央協會……………(五名)

3、全國農林業技術員及團體役員協會及農林業使用人協會

(内農業上の副業代表者を含むべし)……………(三名)

4、大學教育ある農業者の協會代表者……………(一名)

ハ、小農者……………十四名

1、獨逸農業組合全國聯合會及獨逸「ライフアイゼン」組合

總同盟……………(七名)

2、獨逸農民團體中央協會……………(一名)

3、獨逸農業労働協會……………(三名)

4、獨逸農林業及葡萄栽培業労働者中央協會……………(三名)

ニ、農業組合代表者……………四名

獨逸農業組合全國聯合會及「ライフアイゼン」組合總同盟の共同選出に依る

(11) 林業

イ、雇主……………三名

雇主團の推薦に基き山林經營の地方的及専門的異同を顧慮して獨逸國林業評議員之を選出す。

ロ、使用人……………三名

二名は山林労働團體の推薦に依り、一名は獨逸國林業評議會所屬の役員及雇員の推薦に依り獨逸國林業評議會之を選任す。

第二類別 園藝及漁業……………六名

(12) 園藝

イ、雇主……………一名

在伯林獨逸園藝業協會及在伯林獨逸園藝全國協會の選出に依る。

ロ、使用人……………一名

在伯林園藝師及園丁組合、在伯林獨逸國粹園藝師組合及在ケルン獨逸獨立園藝師組合の選出に依る。

(二) 漁業

イ、雇主……………二名

獨逸遠洋漁業組合、獨逸海洋漁業組合及獨逸遠洋沿海漁業者全國組合より共同して選任す。

ロ、使用人……………二名

1、獨逸運輸労働者組合海員部代表者……………(一名)

2、獨逸内水漁業者組合代表者……………(一名)

第三類別 工業……………六十八名

(一) 工業的團體の指名に係るもの

イ、雇主……………二十四名

1、専門的部門を考慮し獨逸工業及産業雇傭者中央協調會よ

り選任、但し炭坑及加里鍍山の部門を除く……………(二十一名)

2、聯邦石炭評議會より選出……………(二名)

3、聯邦加里評議會より選任……………(一名)

ロ、使用人……………二十四名

雇主代表の選出に同じ、但し二十一名の一般代表中には少くとも二名の技術上の使用人を加ふるを要す。

(二) 地域的分配に依り中央機關の指名に係るもの

イ、雇主……………十名

専門的區別の際十分に顧慮せらるるに至らざりし各地方を適當に斟酌して公認せられたる工業及商業代表團體より成る獨逸商工會議所より選任す。

ロ、使用人……………十名

獨逸國工業及産業雇傭者並被傭者中央協調會より選任す。内少くとも二名の技術上の使用人を代表者に加ふるを要す。

第四類別 商業、銀行業者及保險業……………四十四名

(一) 職業的類別に依るもの

イ、雇主……………十四名

1、小賣商業、卸賣商業、貿易業及在漢堡獨逸消費組合大購買會を包含する雇主及使用人中央協調會より選任……………(十名)

2、獨逸銀行及銀行業者中央協會より選任……………(二名)

3、獨逸組合銀行聯合會より選任……………(一名)

4、全國私營保險業協會より選任……………(一名)

ロ、使用人……………十四名

右に準じ中央協調會使用人側より選任す。

(二) 地域的分配に依るもの

イ、雇主……………八名

部門的區別を爲すに當り考慮に漏れたる各地方を適當に斟酌し公認せられたる工業及商業代表團體より成る獨逸商工會議所より選任す。但し其中に必ず商事仲介業(代理商、問屋及仲買業)の代表者一名及小賣業者購買組

合の代表者一名を加ふ。

ロ、使用人……………八名

部門的區別を爲すに當り考慮に漏れたる各地方を適當に斟酌し中央労働協調會より選任す。但し其の内少くとも二名は商業使用人の代表者たることを要す。

第五類別 交通及公企業……………三十四名

(一) 水 運

甲、海上運送

イ、雇主……………三名

獨逸運輸交通業中央協調會並に獨逸船舶仲介及回漕業協會より共同して選任す。

ロ、使用人……………三名

運輸交通業中央協調會より選任す。

乙、内水運送

イ、雇主……………二名

ロ、使用人……………二名
以上は運輸交通業中央協調會より選任す。

(二) 陸上運送

イ、雇主……………二名

ロ、使用人……………二名
以上は運輸交通業中央協調會より選任す。

(三) 遞信

イ、政府代表……………一名

獨逸國遞信官廳高級官吏中より同官廳之を選任す。

ロ、使用人……………一名

獨逸郵便電信従業者伯林中央協會、獨逸郵便電信労働者及手工業者協會並に獨逸官業労働者及被傭人全國組合より選任す。

(四) 鐵道

イ、鐵道及軌道管理者……………三名

1、プロイセン・ヘッセン鐵道官廳代表者……………(一名)

2、右以外の獨逸鐵道官廳高級官吏中より聯邦參議院選任……………(一名)

3、運輸交通中央協會より選任する輕便鐵道及市街鐵道代表者……………(一名)

ロ、使用人……………三名

1、獨逸鐵道従業者協會より選任……………(一名)

2、獨逸鐵道及官業従業者労働組合並に鐵道従業者協同組合より共同選任……………(一名)

3、運輸交通中央協調會より選任する輕便鐵道及市街鐵道労働者代表者……………(一名)

(五) 都市公企業

イ、公吏……………二名

獨逸都市會議より選任す。

ロ、使用人……………二名

官公業労働者協會、獨逸運送労働者組合並に獨逸公業労働者及市街鐵道從業者中央協會より共同して選任す。

(六) 町村組名

イ、公吏……………二名

町村組合代表者中より聯邦參議院之を任命す。

ロ、使用人……………二名

官公業労働協會、獨逸運送労働者組合並に獨逸公業労働者及市街鐵道從業者中央協會より共同して選任す。

(七) 官公營貯蓄及信用機關

イ、管理者……………二名

1、獨逸貯蓄銀行協會より選任する官公貯蓄銀行代表者……………(一名)

2、公營信用機關協會より選任する公營信用機關代表者……………(一名)

ロ、使用人……………二名

1、獨逸官公吏組合より選任する右諸機關使用人代表者……………(一名)

2、自由使用人組合協調會、使用人組合同盟及獨逸使用人労働組合聯合會より選任……………(一名)

第六類別 手工業者……………三十六名

イ、雇主……………十六名

獨逸手工業協會より選任す。

ロ、使用人……………十六名

獨逸工業及産業雇主及使用人中央協調會被傭者側より選任す。

ハ、手工業者組合代表者……………四名

獨逸職工組合聯合會より選任す。

第七類別 消費者……………三十名

1、獨逸都市會議代表者……………(六名)

右の中二名は家主、二名は借家人より選任するを要す。

2、全國都市聯盟代表者……………(二名)

3、獨逸地方大町村會議代表者……………(二名)

第八類別

官公吏及自由職業者

十六名

- 4、獨逸小町村代表者……………(二名)
- 5、在漢堡獨逸消費組合中央協會代表者……………(八名)
- 6、在ケルン・ミュールハイム獨逸全國消費組合協會代表者……………(三名)
- 7、在シヤロツテンブルヒ獨逸一般組合聯合會代表者……………(一名)
- 8、主婦代表者……………(二名)
獨逸主婦協會より選任す。
- 9、家事使用人代表者……………(二名)
家事使用人中央協會より一名、家事使用婦人協會より一名を選任す。
- 10、旅館等雇主代表者……………(一名)
獨逸旅館料理業協會より選任す。
- 11、旅館等使用人代表者……………(一名)
旅館及料理店使用人協會、旅館、料理店及珈琲店使用人中央組合並に獨逸給仕人組合より選任す。

- 1、獨逸官公吏組合及獨逸官公吏經濟組合代表者……………(五名)
 - 2、獨逸技術協會代表者……………(三名)
 - 3、獨逸技藝協會代表者……………(一名)
 - 4、獨逸新聞全國協會代表者……………(一名)
 - 5、獨逸辯護士協會代表者……………(一名)
 - 6、獨逸醫師組合代表者……………(一名)
 - 7、美術家代表者……………(二名)
伯林美術協會一名、ミュンヘン美術家協會より一名を選任す。
 - 8、音樂家代表者……………(一名)
獨逸作曲家組合及獨逸演奏音樂家協會より選任す。
 - 9、著述家代表者……………(一名)
獨逸著述家保護協會より選任す。
- 第九類別 聯邦各地の經濟生活に通曉する經濟専門家に就き聯邦參議院の選任する者……………十二名

第十類別 獨逸國民經濟の發達に特別の貢獻を爲したる者又は其の發

達を促進するに特に適當なる者に就き聯邦政府の任命する者………**十二名**

以上の十類別中、第一乃至第六に屬する雇主及使用人は、横に貫いて二つの階級に再編成され、爾餘の第七乃至第十に屬する者は、第三の中間公衆階級に形成せられた。而して此の三部組織の方が、寧ろ十類別よりも却て重要な意味を持つやうになつた。

而して、會議の事業は、各種の委員會委員として任命せらるゝ百十名の現職議員に依つて行はれた。他の二百十六名の議員は非職で、殆ど其の名刺に經濟會議々員と云ふ肩書を附する権利を持つて居るだけであるが、會議の事業に付て、報告は受け得られる。即ち、會議に議案が提出せられる毎に、其の寫しが各議員に配布せられ、議員は其の問題に付て意見を申出づるの特權を有し、又議案が委員會に於て討議せられた後には、小委員會の活動の概要は、會議員に對して送達せられる。

第三 會議の運用方法

百十名の現職議員は、委員會及數多の小委員會に分屬して、會議の事務を行ふ。委員會中特に主要なるものは、經濟政策委員會、社會政策委員會、財政政策委員會の三つであ

る。就中前二者は、命令に依つて當初より常設委員會たるべき性質を與へられてゐる。此等の各委員會は、會議の現職議員中より、同會議の執行委員會の選出に係る三十名の委員を以て構成せられた。

經濟政策委員會に於ては、雇主が一般に議長となり、社會政策委員會に於ては、労働者が普通此の地位を占めた。會議の管理機關たる執行委員會に於ては、雇主及労働者が、六箇月の期間を以て交互に之を主宰した。

特殊な問題の審議に付ては、此等の委員會は、其の所屬委員の中より、小委員を指名する。小委員會は、會議の三階級—雇主、使用人、公衆—を代表する七人又は九人の委員から成る。技術上の問題又は大した議論のない問題を取扱ふ小委員會は、會議の三階級より一名づつ選出し、三人を以て構成することもある。小委員會は、必要ある毎に設けられ、業務の完了と共に解消せられるものである。

會議の常置の幹部は、事務局長及經濟、社會、財政の各部門を擔當する三名の次長、並に七名の書記から成る。書記は經驗ある經濟學者ではなく、取扱ふ問題に通曉する文官であつた。局長は、政府の小官廳の長官と同様の階級である。其の職務は、政府と會議との

仲介者として、事務を管理するに在る。即ち、政府より會議に提出した一切の議案を受取り同會議の適當なる委員會に送致し、反對に委員會の報告書を政府に送付する。局長其他の會議の職員は、一般文官に適用せらるゝ諸規則に従つて、經濟大臣が之を任命する。會議事務局の職員は、斯様に少數で、特別に高い資格を有しない。之は此等の職員に於て調査を行つたり、特別の業務を行ふことが期待されて居ないが爲である。此等の職員には、單に會議の業務から生ずる管理的乃至書記的の事務が、委せられて居るに過ぎない。特殊な問題は、委員會の處理する所であつて、時に専門家が招聘せられる。

會議の手續は、大體次の通りである。内閣の一大臣が經濟上の法律案を聯邦議會に提出せんとする場合には、其の準備したものを、此の會議の局長に送付する。局長は之を關係委員會の委員長に移牒する。委員會は、時として之を直ちに會議に付議する事もあるが、原則として提案を研究し報告せしむる爲に、小委員會に付託する。小委員會は普通、其の委員の一人をして法律案の報告に當らしめ、且證人及専門家の出席を求めて、其の意見を聽く。

小委員會が討議して可決した場合には、其の報告書の寫し並に討議及證言の摘録を受領

し、議題は討議に付せられる。必要があれば、更に證言及専門家の意見が聽取せられ、最終報告に對する票決が行はれ、勸告が記録せられる。票決は個人別で行はれるが、稍々大きい社會的問題になると、更に三階級別による票決を行ふものもある。報告及勸告は、局長から内閣の當該大臣に送付せられ、當該大臣は之を政府案と一緒に會議に提出する。

第四 會議の對議會關係

此の點に付ては、憲法第六十五條に規定する所とは異り、一九二〇年の命令に依れば、暫定會議は、議會に法案を提出する憲法上の特權を持たない。隨て議會は、政府を通じてのみ、會議の意見及勸告を受け得るに過ぎない。然るに、議會は、必ずしも常に此の機會を利用しなかつたので、屢々會議の業務に付て、何等知る所が無い有様であつた。蓋し、當初から議會は、會議を敵視し、自己の優越性を侵害するが如き特權を、之に與へる事を拒んだもので、漸次、此の態度は變化したが、双方の關係は遂に密接になつたとは云へなかつた。

第五 會議の對政府關係

聯邦參議院は會議の業務に興味を持ち、之と十分に協力して來た。即ち參議院議員は、

よく會議に出席して討議に参加したし、參議院全體としても、會議の意思を尊重し、會議の態度を無視して法律案を通過させる様な事をしなかつた。

政府と會議との關係は直接で、當初は多少軋轢もあつたが、政府は概して、重要な經濟上及社會上の法律案を之に付議して居る。一九二〇年の命令に依れば、曩に引用した憲法の規定する所とは異り、政府は斯くするの義務はなく、權利を有するのみである。併し、經濟會議に對して、斯かる法案を付議したり、多くの問題に付て之を商議したりすることは、得策且必要であると見做して居た。政府は代表者一稀には内閣大臣、多くの場合は事務次官一を委員會の會議に出席せしめた。政府代表者が會議の討議を導いて、ともすれば閉却され勝ちの見解や事實を審議せしめたことも決して稀ではない。

就中、會議と最も密接の關係のあるのは、經濟省である。經濟大臣は、會議事務局局長其他の全職員を任命し、且俸給を定める。又政府を代表して、經濟會議の執行委員會長と書信を往復する。議會の協賛した豫算は、經濟大臣より局長に送付する。經濟省の官僚は、會議の事務を援助する。他面に於て、會議事務局局長は、經濟大臣に對して、約半年毎に、會議の現状及經過を報告する。之は、法律の要求する所ではないが、局長のやり出した事

である。尙序ながら、會議は、委員會の活動、議員の異動、其他議員の參考資料たるべき事實を概説した小冊子を發行してゐた。

第六 會議の豫算

經濟會議の豫算は、當初は行政費の一部としての從屬的地位しかなかつたが、隨分永い政府との折衝の結果、獨立豫算が與へられることとなり、年々聯邦議會に於て協賛せられた。豫算額は、年に依り多少異り、一九二七年には六十五萬マルクであつたが、一九二九年には七十七萬九千マルクに増加し、一九三一年には七十二萬三千マルクに減少した。豫算の約三分の二は、委員及専門家の旅費及報酬に使用された。俸給は比較的少額に過ぎなかつた。

第七 會議の反應

會議は、其の創設以來十餘年の間に、四百餘件の法案を審議した。其の法案の關する問題は、相當廣汎なる範圍に亘り、問題の發生する都度、審議されたものである。一九二〇年には、會議は、當時の食糧供給割當の緊急問題に關するスハ會議開催中、政府の顧問役を務めた。一九二一年一月には、財政改革案を作成し、各様の賠償支拂方法の索引として、

輸出品に關する報告書を準備し、賠償問題に付て、政府に献言した。一九二二—二三年の間には、會議は主として、インフレーション及外國貿易統制の問題を取扱ひ、貨幣安定策に付て、政府に進言した。ドーズ案の討議中には、獨逸をして其の負擔に應ぜしめんが爲に、國際的財政政策に關する一つの綜合案を作成した。一九一四年以後は、種々の産業に關する調査、報告を爲し、重要な課稅方法及労働法制を可決した。又、水路及灌漑問題並に輸出入統制、關稅及住宅に關する方策を攻究した。

會議の事業の一例として、關稅問題、物價問題及労働立法問題に關する活動を、擧げることが出来る。一九二五年に、會議は新關稅率を立案したが、其の後聯邦議會に於て可決され、且會議の勸告の約十分の九は採擇された。新關稅法の通過後、會議は、議會に提議されたる種々の稅率引上案を審議した。此の種の提議は、殆ど皆政府より經濟會議に付託したもので、一九二九年には其の數約百を數へ、會議は之を、一九三〇年中に審議した。其の内約七割五分は却下したが、其の他は何等かの纏りをつけた。

物價問題も、當時獨逸の大問題で、特にカルテル等の價格協定を禁止するの要否に付て、やかましい論議が行はれた。一九三〇年、ブリュニング首相は、此の價格協定問題に付

て、會議の意見を求めた。會議は、斯かる概括的措置に反對して、各種商品に對する夫々の價格を調査するの可なることを勸告した。そこで政府は、會議に對して、鐵、石炭、建築材料及食料品の價格調査を求めた。會議は、數回に渉る調査の後、石炭、鐵の價格は低下すべきであり、食料品の價格協定は禁止すべき旨の勸告をした。尤も此等の勸告は、僅か一部しか實行されなかつた。

社會政策問題に關しては、經濟會議は、特に不健康業務に於ける労働時間の問題に對して、特別の注意を拂つた。特別小委員會は、著々と此の方面の研究を進め、不健康業務の範圍を擴大し、其の労働時間は、國民の健康及保護の爲に、輕減せらるべきことを建議した。

概括して會議の立法上に於ける成績如何、と云ふと、之は世上大に意見の相違ある所で、なかなか一定の斷言を下すことは困難である。一九二〇年の命令が、會議に報告と勸告との機能を與へたに過ぎない事實に依つて、其の立法上の業績は自ら制限せられざるを得なかつた。政府も聯邦議會も共に、一九二〇年以後數年の間は、なほ會議の事業を妨害した。會議が、政府の建物の中に、恒久的事務所を持つに至つたのは、一九二二年以後の事であ

る。會議の報告や勸告をば、一向希望しない政府の大連に對して、其の諒解を得るには意外の年月を要した。會議が獨立の豫算を獲得するに至つたのも、經濟大臣との激論の後であつた。最近迄會議は、議會の敵視的態度に悩まされた。併し、會議が、自ら委員會としての活動に限り、將又、顧問役としての仕事ばかりやつて居るうちに、次第に聯邦議會は、其の嫉視を感じて、協力提携と迄は行かぬが、餘程寛大な態度を示すに至つた。

然しながら、政府が會議の提議を、必ずしも常に信賴しないでも、其の提議を認めて、法案を作成したことは少くないし、又議會も其の立法關係に於て、間接ながら、會議の影響を受けたことは否めない。會議が蒐集した資料と、國の各種經濟團體の意見の解明とは議會の討論の基礎ともなれば、其の決議の案内ともなつた。時に會議が、其の勸告又は報告に、満場一致を見た場合には、議會に於ける議事は、常に其の影響を受けざるを得なかつた。

以上會議の立法關係の業績は、其の本來局限せられた権限からして、所詮、非常に著大なものとは謂ふことを得ないが、會議が獨逸の經濟的、社會的、生活に、積極的役割を務めたことに至つては、一般の齊しく承認する所である。

先づ第一に、會議は、議會の處理しなければならぬ技術的、經濟的問題に關して、多くの實際的意見を提供し、且政府の必要とする情報資料等を蒐集した。

第二に、會議は大なる教育的價值を持つてゐた。秘密會議で行はれる審議や、種々の意見を代表する専門的證人の意見を聴取する方法や、更には一致の勸告案に到達せんとする努力等は、相俟つて自ら、經濟生活の重要事實を闡明する助けとなり、又國の實際的需要と、其の對策の可能的方面とを啓示する力となつた。

第三には、會議の活動は、各方面の人々に、協力的態度を涵養したと云へる。固より、會議が、團體間の抗争や、階級間の闘争を、無くした譯ではない。會議は、産業上の特別な事情を取扱ふ様な、多少専門的な問題に付ては、事實的資料に基いて、克く意見の一致を得たが、もつと大きな問題、特に社會、労働に關する政策の問題に付ては、必ずしも一致の得られなかつたことは、確に否定出來ない。労働者と雇主との間には、屢々意見の衝突があり、二つの報告書―即ち多數報告書と少數報告書―が夫々違つた勸告と共に、提出されたりした。第三者である公衆、即ち消費者は、一つには物價騰貴の虞と、又一つには獨逸經濟の資源に照して、保護的社會政策は行き過ぎだ、と云ふ感じからして、雇主に左

祖することが多かつた。

併し、會議で一致が得られぬにしても、議員間には、十分意見の交換が行はれた。委員の會合は、公開されない爲に、黨派的差別を滅殺する機會が與へられた。投票は、各委員の經濟的地位を反映するとしても、必ずしもそれが最終の過程を示す譯ではない。或委員は、其の代表して居る團體の關係上、報告に賛成の投票をしても、又十分反對側の意見を聽かれた結果、相當自分の見解を改めて、會議外で、其の修正に努めた様なことは、始終見られた現象で、斯くして、雇主も使用人も、相互に譲歩をする様になつて來、又此等個人的接觸に依つて、會議外でも、諸種の重要問題に付て、互に協力を致し得る様になつたことは、明に認めねばならぬ所である。

第八 會議に對する意見

叙上の如く、暫定會議は、相當重要なる事業を遂行し、特に經濟問題の研究、乃至解決に付て、専門家の會議として、會議に缺けてゐる創造力を示して、其の存在の價值を實證したが、竟に、獨逸の國家的生活に於て、其の提唱者が期待した様な地歩を、占むるには至らず、其の地位は猶從屬的に過ぎなかつたと云はねばならぬ。

人に依つては、或は更に進んで、會議を酷評し、顧問的能力に於ても、將又社會的協調の機關としても、殆ど役に立たないとまで、言ふ者もある。會議を以て、能力の低い連中の集りであり、議會各部の寫しに過ぎない、と極言する者もある。會議の議員は、概して、同業組合、労働組合、消費組合の書記、役員等であるから、夫々其の團體の意見を述べねばならず、同時に又聯邦議會に於ける政黨の黨員で、黨の政綱等に背く譯には行かない。尙、會議の構成を、三部門に分つことは、此の事情を更に一層強めて、眞に重要な問題に付ては、労働者と雇主とはお互に相争ひ、第三部門の公衆は、通常雇主側に加擔したと云はれてゐる。

尙又、會議の勸告の基礎とせられる専門家の意見開陳の價值に付ても、次の様な疑問を抱く者がある。「専門家の意見は、委員會の委員が請求する専門家なら、誰の意見でも聽取するのが普通であるけれども、此の請求は、多くは雇主、労働者の中央聯合會の爲す所であつて、此等中央聯合會は、其の内部に、利害關係の違つた團體を、多數に包容して居ることは稀でない。隨て、中央聯合會に依つて、専門家が任命されることは、あらゆる見地が、代表せられ明示せられると云ふ何等の保障にはならぬ。少數者の利益が、無視される

ことは、有り勝ちの事で、其の少数者は、或る集團全體のこともあれば、或る組合全部のこともあらうし、又或は大商會の意見の如く重視されない個々の小雇主であることもあらう。更に、會議の議員は、提出された證據を辨別することは、大概克くやれるけれども、其の注意を喚起されない事實や、或は態と隠蔽されたり、極く小さくごまかされた事實を、摘出すると云ふ様なことは、なかなか大丈夫と保障する譯には行かない。況んや、此等の危険は、意見聴取のやり方で、一層増大せられる。即ち専門家が、お互に他の専門家の意見を聞いて行く内に、時に或は行政部に不評判の意見や、或は自己所屬團體の幹部の反対する意見を、自分が主張してゐたことに、氣がついて怖れを爲してしまふ場合も少くない」と。

其の他、會議に對する非難は、事務官吏の方面からも、起らぬではなかつた。多くの事務官吏、特に内閣各省の高級幹部や、其の補佐官連は、其の所管に屬する問題を、處理することにかけは、減多に會議の委員等に劣るものではないと思つて居た。幸に最近三、四年は、段々軋轢が少くなつて來たけれども、依然此等の官吏中には、當會議に對して、餘り熱意を示さない者もあつた。

以上諸種の非難は、會議の弱點を指摘して、當つて居るものがあるけれども、同時にそれ等の弱點を、随分誇張して居ると見るのが、正當の様である。會議は其の組織の不十分なるにも拘らず、其の活動振りは、なかなか周到であり、賢明であつた。其の態度は極めて客觀的で、總ての集團が、其の意見を正當に表はす様に努めた。討議及投票に際して、經濟的乃至政治的の階級差別が、目に立つたこともないではなかつたが、聯邦議會に比ぶれば、此の點も餘程少なかつた、と認められて居る。

而して當會議が受けた支援は、確に此等の非難を覆して餘りがある。雇主及實業家は、會議に對して、國內集團の代表者を糾合する點、乃至團體的協力の基礎を供與する點に於て、其の價値を強調して居る。雇主側は、會議の報告書に對する政府及議會の注意が、十分でないことを度々憤慨してゐた位である。労働組合員側でも亦、會議を以て、之によつて彼等が、經濟問題に關して、外では減多に得られない情報資料を得ることが出來、又國の經濟政策の樹立決定に、參畫することが出來る機關であるとして、大に其の價値を認め

第九 會議の其の後

暫定經濟會議を正式化する要望は、地方の團體を基礎とすべき所謂下部機構の組織の困難によつて、容易に達せられないが、兎も角も、恒久的機構たるべき經濟會議設置案は、既に一九二六年の議會に提出せられ、其の否決せらるるや、更に一九三〇年の法律案となつたが、又議員數の割當に付て、意見の一致を見ず、遂に其の通過を見るに至らなかつた。今其の法案の要點を述べよう。

聯邦經濟會議法案は、其の組織、權限に関する五條の基本法と、五十四條の施行法とから成つてゐるが、其の暫定會議と異なる點は、議員數の大減少、聯邦議會に對する發案權の付與等を以て、其の著しいものとする。其の構成は、概ね次の如きものである。

第一部 四十八名

第一類

- 十三名 農業、林業及園藝業代表者
- (三名) 獨逸農業經濟會議
- (二名) 聯邦農業組合

第二類

- 十二名 工業代表者
- (二名) 獨逸農民協會聯合會
- (一名) 獨逸農林業者組合全國聯合會
- (一名) 獨逸農民組合及獨逸中小農組合の共同
- (二名) 獨逸林業經濟會議
- (一名) 獨逸園藝業組合
- (一名) 獨逸葡萄栽培業組合

- (八名) 獨逸商工會議所、獨逸全國工業組合及獨逸雇主組合聯合會の共同
- (四名) 同上、但し右八名の代表選出に當りて適當に代表されなかつた聯邦内經濟地區より。

第三類

- 六名 手工業代表者
- 獨逸手工業會議及獨逸全國手工業組合の共同

第四類

七名 商業代表者

(四名) 獨逸商工會議所及獨逸全國卸賣業及貿易業組合の共同

(三名) 獨逸商工會議所及獨逸小賣商組合の共同

第五類

四名 銀行及私營保險業代表者

(三名) 獨逸商工會議所並に獨逸銀行及銀行業者中央協會の共同

(一名) 獨逸商工會議所及全國私營保險業協會の共同

第六類

六名 交通及漁業代表者

(一名) 獨逸商工會議所及獨逸船主協會の共同

(一名) 獨逸商工會議所及獨逸内水航行聯邦委員會の共同

(一名) 獨逸商工會議所並に獨逸運輸業協會及獨逸家具運送運賃共益組合の共同

(一名) 獨逸商工會議所並に獨逸運送業組合、獨逸動力運輸有限會社及獨逸航空業

組合の共同

(一名) 獨逸商工會議所並に獨逸市街鐵道、小鐵道及私鐵組合の共同

(一名) 獨逸漁業組合、獨逸海洋漁業協會、獨逸全國海洋及沿岸漁業者組合、獨逸

鯨漁業協會並に獨逸遠海漁業經濟組合の共同

第二部 四十八名

四十八名 使用人代表者

獨逸勞働總同盟、自由從業員總同盟、獨逸キリスト教勞働組合總聯合、獨逸從業者及勞働者組合總聯合並に獨逸勞働者、從業者及官吏組合聯盟(但し官吏團を除く)より共同して指名する。中に就き、從業員代表が適當の數だけ存在し、農業及林業從業員の代表が、少くとも一人づつ存在することを必要とする。勞働者の代表の中には、農林業勞働者代表少くとも八名及家内勞働者少くとも一名存することを必要とする。

第三部 五十五名

第七類

十一名 都市其他地方團體の代表者

(五名) 獨逸都市會議

(一名) 獨逸全國都市聯盟

(二名) 獨逸町村團體會議

(三名) 獨逸郡會議

第八類

三名 公營保險、信用機關の代表者

(一名) 獨逸自由職業協同組合聯盟、獨逸農業協同組合聯盟、獨逸保險代理店組合及獨逸疾病保險基金組合の共同

(一名) 獨逸貯蓄銀行協會及獨逸公營信用銀行協會の共同

(一名) 獨逸公營生命保險協會、獨逸火災保險協會及獨逸災害責任保險協會の共同

第九類

五名 消費組合及主婦の代表者

(二名) 獨逸消費組合中央協會

第十類

四名 産業組合代表者

(一名) 獨逸全國消費組合協會

(一名) 獨逸消費組合大量購入協會

(一名) 獨逸全國主婦組合協會

(三名) 獨逸農業組合全國聯合會及獨逸「ライフアイゼン」組合總同盟の共同

(一名) 獨逸産業組合聯盟

第十一類

二名 新聞業代表

(一名) 獨逸新聞業協會

(一名) 獨逸新聞全國協會

第十二類

(イ) 二名 官公吏代表

(ロ) 三名 自由職業代表

本法の草案中に記載せる團體の推薦名簿により、聯邦參議院の同意を以て、聯邦議會之を召集す、各團體の推薦名簿には三名を記載するものとする。

第十三類

(イ) 十二名 聯邦各地の經濟生活に通曉する經濟專門家、聯邦參議院が之を選任する。
(ロ) 一名 獨逸國外利益代表、獨逸國外商業會議所聯盟より任命。

第十四類

十二名 獨逸國民經濟の發達に特別の貢獻を爲したる者、又は其の發達を促進するに特に適當なる者、聯邦政府が之を任命する。

即ち議員總數は、曩の三百二十六人が約半減されて百五十一人となつてゐる。代表者の選任を、數個の團體共同によつて行ふ場合を多くし、且使用人代表に付ては、全體として四十八名を選任せしめることにしてゐる。

其他、議員の任期の規定も出來て、三分の一改選の六年と定められ、尙各選出母體たる團體に付ても、六年毎に變更することが出來る様になつてゐる。恒久的機關とせんとする以上、當然の事である。

尙右の常任議員の外に、一定の問題に關し、委員會に召集せられる臨時議員の制度が設けられてゐる。會議の各部、特定の委員會等の推薦に依る者もあれば、會議各部の提議に基き、會議の理事會の請求に應じて、所定の名簿に記載せられてゐる團體から、其の代表者として指名せられる者もある。

委員會に付ては、常設委員會として、經濟政策委員會、社會政策委員會及財政政策委員會の三つを法律案に規定する外、個々の問題に付て、特別委員會の組織せられる場合のあることを明記し、更に新規に、調査委員會を設置することとし、之に廣汎な權限を與へて、獨立の調査を爲さしめ得ることとしてゐる。但し其の委員會の組織方法は、一層政府の勢力を強める様になつてゐる。

會議の權限に付ては、聯邦憲法に掲げられた事項が全部認められて、經濟政策及社會政策に關する、基本的なる法律案は、政府に於て、其の聯邦議會提案に先だち、會議に提出することを必要とし、又會議は自ら、此の種法律案を、聯邦議會に提案する權限を、完全に與へられた外に、立法手續に關する參加が認められて、前記法律案の準備に際して意見を求められることが規定せられ、又聯邦議會の委員會に對して、會議の總會又は委員會の

代表者を、送ることを得る様になつてゐる點等は、最も注意すべき事どもである。

此の恒久的經濟會議設置案不通過の影響もあり、又かねて、暫定會議自身が、その活動を小數の委員に局限して、一九二六年以後は、委員會の會合も公開せず、報告書の公表もしなかつたので、次第に會議の影も薄くなつた。一九三一年七月の經濟恐慌以來、ブリュッセル内閣が、あらゆる政治經濟の指導を、緊急令の連發に委せんとするに至つて、本會議の活動は、聯邦議會と共に、事實上休止の状態となつた。然も、急迫せる經濟問題の解決策を講ずるが爲には、飽く迄も専門家團體の援助を必要とするので、十月二十三日の命令に依つて、應急措置に付政府に協力せしめる爲、ヒンデンブルグ大統領を議長とし、國民のあらゆる階級層より選任した二十五名の顧問から成る、經濟顧問部を設置した。かの經濟の國家管理を内容とする、第四次緊急令は、此の顧問會議の審議に基いて、公布せられたものである。斯くて、暫定經濟會議の任務は、事實上、此の經濟顧問部に移されたのであつた。

然るに、其の後、一九三三年三月に至つて、ヒットラー政府は正式に暫定經濟會議を解散し、新規に聯邦經濟會議を創設した。其の構成は、議員數を六十名と爲し、其の任期を

毎年四分の一退任の四年としてゐるが、其の議員を以て組織せられる常設又は臨時の委員會の外に、大統領又は政府の命令に基いて、別に常設又は臨時の特別委員會が、組織せられ、特別の任務を付與せられることがある様になつてゐる。

最近の新聞紙に依れば、聯邦制は廢せられて、單一國となり、其の一九三四年三月十三日の新法律、獨逸統制經濟準備法は、獨逸國內一切の商工業を十二部門に類別し、第一、鑛山、鐵及金屬製造業、第二、機械、電氣、光學及精機工業、第三、鐵鋼及金屬製品工業、第四、石材及土砂事業、第五、油脂工業及製紙業、第六、皮革及纖維工業、第七、食料品工業、第八、手工業、第九、商業、第十、銀行及信用業、第十一、保險業、第十二、交通業、の各部は經濟大臣の任命に係る指導者の統制に服せしめられることとなつた。即ち獨裁的經濟統制の色彩を濃厚にしたものであるが、實際に於ては、經濟大臣は、若干の一流實業家等を、其の統制上の最高顧問としてゐることは疑のない所であつて、シュミット經濟大臣の此の法律發布の演説は、經濟會議の會堂に於てせられたもので、同會議の首腦部にして各部門の指導者に指名せられた者が、少くない様である。

遮莫、今やヒットラー政府の下に於て、聯邦經濟會議の創設に依つて、十數年來の懸案

であつた暫定經濟會議改革の問題は、兎にも角にも解決されてしまつた譯ではあるが、固より憲法に豫想された様な正式の聯邦經濟會議が、創設せられる運に進んだものではない。寧ろ此の點に於ては、假令所謂下部機構の組織は、依然として解決されなかつたにしても、前述の一九三〇年の聯邦經濟會議法案こそ、其の進むべきであつた方向を示すものであつて、爾來幾多の非常體驗もあり、旁々將來、右法案の其の儘の實現の如きは、到底期待すべきでないけれども、之に依つて以て、暫定會議の缺點が如何なる點に存したか、といふ様な事情も察せられ、我國にとつては、却て最も参考とならうかと思ふ。

第十章 佛蘭西の全國經濟會議

佛蘭西に於ては、獨逸の暫定經濟會議と相並んで、諮問的經濟會議の雛型とせられる全國經濟會議 (Le Conseil National Economique) がある。獨逸に於けるよりも一層職能代表思想の影響を受け、一九一八年、佛蘭西労働總同盟の提議以來、寧ろ常に労働側が、積極的役割を務めて來てゐる。獨逸に於ては、兎も角も、憲法の規定に基いて、國の政治的乃至法律的組織に於ける獨立機關を爲してゐるが、佛蘭西全國經濟會議は、一九二五年一月の大統領令に依りて設置せられ、内閣總理大臣に直屬するものとされて居る。

第一會議の職能

會議は、國の經濟生活に關する諸問題を調査し、其の解決案を見出し、之が採用を官廳に建議するの目的を以て、設置せられ、其の構成は自治的たるべきも、其の權限は諮問的性質のものなることは、一九二五年大統領令第一條の明規する所である。

會議は、現在三種の事業を爲す權限を有する。即ち

第一に、會議は専門的性質の報告を爲す。必ずしも緊急問題に限られたことなく、國內的又は國際的に重要であると認める經濟問題ならば、何でも之を問題にすることが出来る。

第二に、會議は、任意に又は大臣の要求に應じて、顧問的意見を提出する。總理大臣は、之を採用すると否とは、自由であるが、一箇月以内に、之に對して回答を致さねばならぬ。

第三に、會議は勸告を爲す。勸告は、出席議員の三分の二の投票に依り可決された上、總理大臣に送付されねばならぬ。總理大臣は一箇月以内に、之に對して執つた處置に付、閣議に報告するか、或は再審議の爲に會議に勸告案を返送せねばならぬ。

第二 會議の構成

佛蘭西政府は、獨逸の經驗に鑑みて、全國經濟會議を大規模にしないことにした。一九二四年、エリオ内閣の労働大臣ジュスタン・ゴダール (Justin Godart) が、労働總同盟の提案に基いて、設置した準備委員會では、八十人より成る會議を提議したが、一九二五年の命令は、議員數を僅か四十七人にすることに規定した。尤も、其の外に、會議の各議員は、二人の代理者を定めて置くので、其の結果、全員は百四十一人になる譯である。尙、

正議員の任期は、二年と定められてゐる。

會議の組織の基本原則は、國民の經濟上及社會上あらゆる活動的要素を代表するものでなければならぬと云ふことであつて、其の要素を、三部類に分つて、一般公衆及消費、資本並に労働として居る。即ち四十七の議席の中、九個は一般公衆及消費に、八個は資本に、三十個は労働に、割當てられてゐる。議員は、各部類に於て、最も代表性を有する團體から選出されるのであるが、其の代表的團體の表は、労働大臣が調製し、關係各大臣協議の上、政府が之を決定し、其の團體に對して、總理大臣から、會議に選出すべき代表者の數を通告することになつてゐる。各部類は、更に數個の小部類に分れ、此等の小部類の中には、又往々數個の團體が代表されることになつてゐる。尙、最も代表性を有する團體の指定に關して、紛議を生じたときは、其の裁決權は會議に屬する。

其の會議議席の配分を示せば次の通りである。

- 一、一般公衆及消費……………九 名
- イ、消費組合及購買者聯盟……………三 名

- ロ、市長團體及自治體協會……………二名
- ハ、公共事業利用者……………二名
- ニ、父母及相互扶助組合……………二名
- 二、資本……………八名
- イ、工業資本及商業資本……………三名
- ロ、不動産……………二名
- ハ、銀行、取引所、保險及貯蓄銀行……………三名
- 三、労働……………三十名
- イ、智的労働及教育……………三名
- 1、智的労働者聯盟……………(二名)
- 2、全國教員組合……………(一名)
- ロ、管理……………十一名
- 1、工業…フランス生産總同盟……………(三名)
- 2、農業…農業組合總同盟……………(三名)

- 3、商業……………(二名)
- 全國貿易委員會……………(一名)
- 四組合聯合會……………(一名)
- 4、交通……………(三名)
- 大鐵道管理委員會……………(一名)
- 生産者協同組合協議會……………(一名)
- 公益事業、電氣組合聯合……………(一名)
- ハ、貸銀労働者……………十四名
- 1、文官、全國文官同盟……………(二名)
- 2、技術家、智的労働者同盟……………(二名)
- 3、筋肉労働者……………(十名)
- 工業、労働總同盟……………(五名)
- 商業、労働總同盟……………(一名)
- 農業、労働總同盟……………(一名)

交通、労働總同盟……………(二名)
 キリスト教労働組合聯盟……………(一名)
 二、手工業者、二組織團體に對し……………二名

斯くの如く、會議の中で最も大きな部類は、労働であるが、其の實「管理」の代表は、雇主自身か又は雇主の利害と一致する人であるが故に、會議の現在の構成に於ては、雇主及労働者の代表者は先づ同數であると謂つてよい。三十人の労働代表者中、賃銀労働者は、十四名の代表者を有するが、此の中、監督的、技術的地位の者を除くと、僅か十人になり、其の中九人が労働總同盟に依つて選出される。聯合労働總同盟として知られてゐる共產主義團體からは、其の主張によつて、代表者を出さない。斯くて、労働組合は少數派である。隨て、全國經濟會議に提出される議案は、屢々、智的労働者、消費者、相互扶助組合其の他類似の團體の代表者に依つて、其の運命を決せられる。然しながら、佛蘭西經濟會議は、獨逸の様には、職業的利益を横斷して社會的階級を分けて居ないし、又多くの組合等の表の中から選擇せられた代表諸團體は、佛蘭西の經濟的、社會的生活の斷面を、よく示すも

のと見られてゐる。

第三 會議の運用方法

會議の法律上の地位は、一九二五年以來變化しないが、活動の方法は、經驗の結果段々進歩してゐる。先づ、佛蘭西經濟會議は、獨逸の會議に反して、頻りに總會を開催してゐる。一九二五年の命令は、毎年四回、十日間の會期を以て、定期會議を開催すべきことを規定してゐるが、實際はそれ程は開いてゐない。一九二六年には一月、二月、五月の三回、二七年には四月、十一月の二回、三一年には二月、六月の二回であつた。常に、特別委員會に於て慎重に準備された報告書を、審議したものである。

總會は、會議の最高機關であつて、一切の報告書を審議し、報告に對し議決を行ふ。經濟會議の議長は、内閣總理大臣が、其の官職に因つて就任するのであるが、其の他會議の役員は、總て、總會に於て選舉せられるのである。

總會と總會との間には、其の事務は、事務局と常任委員會に依つてなされる。事務局は局長一名、次長一名、書記官二名、編輯書記三名、事務員七名、合計十四名より成り、内閣の中に、特別の事務所を有してゐる。其の事務は、(一)經濟會議及種々の委員會の會合

の準備、召集、(二)可決された報告書及勸告書の發送並に(三)庶務を行ふに在る。尙(四)時局經濟情報の事務をも行つてゐる。之は主として、會議で審議される種々の經濟問題に關係ある事項を、英語、佛語、獨語、伊語及スペイン語の新聞其の他から、摘録することである。

常設委員會は、會議の四名の副會長並に十名の委員及十名の代理者から成る。固より總會に於て選ばれる。常設委員會は、問題の發生する都度、特別委員會を任命する。過去數年に於て、農業、輕工業、重工業に付、各特別委員會があつたが、先年設置された合理化委員會も、此の特別委員會である。此等の委員會は、一般に多數で、苟も議員は、其の希望さへ致せば、自動的に委員になるのである。

各特別委員會は、一般に提出された問題を報告する爲の報告者を任命し、其の報告を待つて、之を審議し、之に承認を與へるか又は變更を加へた後、常設委員會に付議する。而して常設委員會は、之を調査審議し、總會に提出する最終報告書を作成する段取になつてゐる。然しながら、緊急調査を必要とする問題になると、特別委員會には付議せずして、直ちに常設委員會で審議するのが、通例である。

特別委員會及常設委員會は、會議所屬の専門家又は外部の専門家を、招聘することが出来る。二、三年前から、政府各省關係の専門の文官に、報告書の準備を託する傾向がある。常設委員會に於ても、特別委員會に於ても、成るべく、投票を避けて、一般的の纏りをつける様に努力してゐるが、時として、意見の相違が甚しくして、其の不可能なる場合がある。斯かる場合には投票が行はれ、少數投票側は、其の態度及不賛成の理由を述べる權利を與へられる。其の陳述は、報告書の脚註として記載される。總ての報告書は、公文書として官報に掲載されるが、特別委員會に於ける討議は、公表されない。

常設委員會の報告書は、總會に提出される。總會は、會議の事務局長が、之を召集し、概して一日乃至三日に亘り、總理大臣又は經濟大臣が議長になる。會議の議員及代理者は悉く出席する權利がある。即ち百四十一人出席出来る譯である。然し投票權を有する者は、僅か四十七人の正議員のみである。總會に於ては、黨派根性を除去する様、有らゆる努力が拂はれてゐるが、時々激しい論議が行はれることもある。

第四 會議の對議會關係

佛蘭西の會議は、獨逸の會議に反して、法律の提案に付ては、抽象的權限すら持つてゐ

ない。一九二四年の委員會が提出した最初の會議設置案には、此の法案提出權も、下院に於て意見を述べ得る權限と共に認められてあり、又同時に、若し會議が繼續して二回、三分の二以上の投票に依つて勸告を可決した場合には、政府は、之を下院に提出し、其の審議を求めねばならぬ、といふこと迄提議されてゐた。然しながら、佛蘭西政府は、此等の思想を以て、非立憲的にして、且政府の自由を束縛するものと爲し、凡て之を認めなかつた。一九二五年の命令は、經濟會議を、全然諮問的性質のものとした。

他の方面に於ても、佛蘭西の會議は、獨逸のそれに比し權限が狭い。即ち、政府は、起草中の法案を、會議に提出する義務は負はないのである。命令の定むる所は、唯政府は會議に對し、其の議案を起草し下院に提出した後に於て、會議の参考となるべきものを、「情報」を目的として提出すべし、として居るだけである。經濟問題に關する法律は、參考の爲に、會議に送付されねばならぬことになつてゐるが、固より議會に提出された後に於てのみ行はれるものである。斯くの如く、會議は全く立法上の權限を、付與されてゐないのである。

第五 會議の對政府關係

會議と政府との關係は、立法に關しては、便宜前項に包括して述べた通りであるが、其の政府各部に對する關係に付ては、特別の規定が設けてあつて、官廳の特權は侵害しない様にしながら、密接な接觸を保たしめられてゐる。即ち、大臣、政府委員及議會の主務委員會は、會議の諸會合に代表者を出す權限を有する。尤も、會議の方では、政府代表者の出席を要求する事は出來ず、大臣又は議會の委員會に對して、會議の代表者の意見の聴取方を要求することも出來ない。唯其の意見を聴取せられんことを希望することが出来るのみである。此の外、各大臣は、苟も其の所管事項が會議の問題となつた場合には、夫々二名の専門家を任命する權限が、付與されて居て、此の専門家は官職に依り當然議席を有することになる。佛蘭西國防最高會議も亦此の會議に代表され、又國際勞働事務局理事會に於ける佛蘭西政府代表も一の議席を有してゐる。

第六 會議の豫算

會議は法律上に於けると同様、財政上に於ても獨立の地位を有してゐない。其の管理費は、會議の所屬する内閣の豫算から支出せられる。

一九三一年四月一日より三二年三月三十一日に至る三一年度の會議の豫算は、七十萬七

千五百十フランであつた。此の金額の中、十七萬二千九百十フランは事務局の俸給に充てられ、殘額の五十三萬四千六百フランは専門家、委員の俸給及資料の蒐集の費用等に用ひられた。會議の議員は、其の出席する各會合毎に四十フランの支拂を受ける。常設委員會の委員は、會議中、日當四十フランの支拂を受ける。専門家は時間給で支拂はれる。

第七 會議の反應

會議が組織されて最初に付議された問題は、全國的住宅難であつた。會議は、常設委員會の四度の會合に亘り、且一九二五年六月乃至一九二六年二月の數回の總會に於て、此の問題を研究し討議した後、政府に對し、小額家賃住宅の建築助成に關する提議を含む勸告を提出した。政府は、此の勸告に基いたものではなかつたけれども、結局、議案を下院に提出することになつた。

會議が審議した第二の經濟問題は、一九二六年に於ける脅威的不景氣及失業問題であつた。極めて短期間に、會議は、三種の公共土木事業―即ち、(一)即時に建設すべきもの、(二)恐慌が一時的のものでないことが明瞭となつた場合に着手すべきもの、及最後に(三)長期の不景氣の場合に採るべき非常措置―に依つて、失業救済をする全般的計畫を樹立し

た。併し、一九二六―二七年の迅速なる佛蘭西の經濟復興は、遂に何等此の計畫を實行するの必要をなからしめた。

次に會議は、一九二七年から一九三〇年の間は、主に國家生産施設に關する精密な經濟調査に没頭した。本調査は、國の産業施設の改善に關し、原料需要、機械、勞力供給、市場及生産力を研究したもので、其の大部の報告書は、佛蘭西の國民經濟状態に關し、多大の貴重な資料を包含してゐる。政府は、數回に亘つて之を議會に提出し、其の審議を求めたが、翌三一年中にも、遂に其の實際に施行されたものはなかつた。

其の後、會議は、産業合理化問題を研究し、主要産業改善に關する一般計畫を樹立する目的を以て、其の調査を進めてゐる。

此の外、經濟會議は、時々各省より、特殊の問題に關して、専門的勸告を求むる爲に、諮問を受ける。常設委員會の會合乃至總會の會合で、専ら、此等の要求に應じて作成すべき勸告を討議したことは、決して少しとしない。例へば、一九三〇年四月の總會に於ては、工部省からの要求に應じて、鐵道敷設計畫の改正に關する報告を、海務省の爲に、造船業に關する報告を、總理大臣の要求に應じて、冷蔵設備に關する報告を審議した。此等の報

告及勸告に依つて、經濟會議が、佛蘭西政府の行政部に影響を及ぼしたことは、確に認めねばならぬと思ふ。

今日迄の處では、會議の立法上に及ぼした影響の微弱なことは、一般に認められてゐる所である。會議は今迄に、議案を作成したことも無ければ、議會に提出する議案の作成に相談を受けたこともない。政府委員及議會委員會が、會議の意見を聴取したことも無いし、又會議と何等連絡したこともない。此の方面に於ける會議の事業は、殆ど一般公衆に知られてゐない所で、會議の一擁護者の言葉の中にすら、會議は「未だ辛うじて生存してゐる」と言はれてゐる位である。

會議の主なる効果は、社會的、經濟的政策の樹立に資する調査を行ふことに存し、其の立法上の効果の缺乏は、此の行政部の顧問としての効果に依つて補はれる。佛蘭西に於ける經濟生活は、其の重要な部分が、政府の行政の下に支配されてゐるから、會議の影響は、必ずしも明白に指摘することは出来なくても、相當重要なものであつたことは確かである。

尙又會議は、明に、非常時に對應して専門家の進言を動員する絶好の機關である。數年

前、佛蘭西が再び重大な失業問題に當面するや、政府は、再度、會議に諮問を發し、公共資金を最も有効に土木事業に使用して、國の生産力を増進するが爲、國家生産施設に關し、實際的提議を致されんことを要請した。

第八 會議に對する意見

佛蘭西に於ては、特に雇主側は、當初、會議に付て大いに疑懼の念を抱いてゐた。會議の觀念其のものから問題にしてかかつてゐたが、特に會議が労働側に左右されることを懸念してゐた。即ち、労働者が重要な役割を演ずる結果は、會議に於ける優越なる勢力を、労働總同盟に與へてしまひはしないかと懸念し、又最も代表性を有する團體の指定が、政府に付與される結果は、徒に會議をして政府に追従せしめはしないかと心配した。

會議が設置されてからも、雇主側の代表者は、會議の事業に付て常に懐疑的であり、労働代表と親和する所が少かつた。其の後、雇主の態度は一變し、今日では、盛に會議に關與してゐる者も相當あるけれども、依然雇主側一般としては、會議の有用なことは認めても、其の今日の組織が労働者に偏重することを主たる理由として、會議を非難することを止めず、隨て、其の構成を、もつと雇主側に都合好く變更せんことを、要求してゐる有様

である。

労働團體側は、當初から、會議に賛成してゐる。尤も一九二五年の命令は、其の要求とは相當かけ離れたもので、労働總同盟の書記長ジュオー (Jouhaux) は、其の失望を宣して、(一)會議が、顧問的職務しか與へられてゐない點、(二)政府が、經濟法案起草に付て、會議に關與せしめる義務を負つてゐない點及(三)會議が法案を議會に提出することに依り、又は議會の委員會で意見を述べ得ることに依つて、直接に議會と交渉することの出来ない點を擧げた。然し労働總同盟は、其の妥協的措置を承認し、之を以て労働階級の爲に有用と認め、又從來常に労働階級が其の必要を認め來つた調査及報告の機關と見做した。爾來、労働總同盟は、此の態度を維持し、會議の事業に積極的役割を務めた。固より會議が、労働運動に必須の重要性を有するものとは考へられないが、少くとも労働運動上一の新なる武器となるものと認められた。蓋し、之に依つて労働者が、經濟問題を研究し、經濟政策の樹立に参加し、且概して有用なる雇主側との接觸を爲すの機會を與へられるからである。

労働者側が不満とする所は、(一)會議の可決する勸告の不適當なること、(二)會議の權

限の狭少なること及(三)其の構成の不十分なる點に存するのであつて、會議を以て、議會以上の機關とするには望む所でないけれども、經濟問題を審議する一種の特別機關にして立法上の提案權を有するもの、となるの日の來らんことを希望してゐるのである。

消費者の代表者は、會議を以て、調査としての作用以外に、經濟上の種々の利害關係を、一所に齎して、事務的に、而も丁寧に審議することを得しめるのに、大に役立つものと認めてゐる。會議に於ける諸團體間の意見の相違は、表面に現はれて、ひどい不和を醸したこともあるけれども、概して其の傾向は、一致協力に向つてゐる。會議が、共產主義者に依つて、大企業の支配の下に於ける「階級協調」の機關として、非難される所以は、實に此に存するのである。

尙、會議を非難する者に、一種の評論家、著述家等がある。論者は會議を進展せしめて計畫機關たらしむべし、とする者であつて、少人數ながら、大雜誌等との關係やら、書物の發行などに依つて、相當勢力を有つてゐることを見逃してはなるまい。

唯、此等は極めて少數の例外であつて、會議が克く其の價値を實證し、今後もなほ存続すべきことは、佛蘭西に於て會議に對する意見一致する所であると謂つてよい。

第九 會議改革案

存續の承認は發達を伴はねばならぬ。既に一九二七年ポアンカレ (Poincaré) は、會議に恒久的な法律上の地位を與へんとする法律案を、下院に提出した。其の改革は、未だ實現せられたことを聞かないけれども、何れ時日の問題である。其の改善の希望が略々那邊に存するかは、一九二七年の議案の概要に、其の一斑を卜することが出來よう。

一九二七年の佛蘭西全國經濟會議の設置、組織及職能に關する法律案が、現制度を改めんとした事項の内、其の構成に關する主なるものは、議員數を増して四十七人から百五十人とした點、及種々の經濟的、社會的團體に對する議席配分を變更した點である。蓋し、如何に少數を可なりとしても、四十七人では國の種々なる利害關係及團體を、十分に代表し得ない、といふ實感に基くものであつたらう。其の配分は、概ね次の通りである。

- 一、生産に關與する團體及機關……………八十名
- イ、不動資本……………十名
- 1、農業—農會に依り代表せらるる者……………(三名)

- 2、工業—商業會議所に依り代表せらるる者……………(三名)
- 3、都會地の土地—地主會議所に依り代表せらるる者……………(二名)
- 廉價住宅會議所に依り代表せらるる者……………(一名)
- 4、國有土地—國有土地局に依り代表せらるる者……………(一名)
- ロ、原材料、成品、動力……………三十名
- 1、農業組合總同盟……………(二名)
- 2、農業各部職業團體……………(十二名)
- 3、工業生産總同盟……………(二名)
- 4、工業各部職業團體……………(十二名)
- 5、國有工業……………(二名)
- ハ、生産に關與する労働……………四十名
- 1、農業及工業労働者總同盟……………(四名)
- 2、農業労働者……………(十名)
- 3、工業労働者……………(十名)

- 4、手工労働者……………(二名)
- 5、生産協同組合……………(一名)
- 6、公共勞務者團體……………(二名)
- 7、智的労働者同盟……………(二名)
- 8、技師、學者、經濟學者及法律家……………(六名)
- 9、衛生及人種改良に關する機關……………(一名)
- 10、徒弟及技術教育に關する機關……………(一名)
- 11、移出民、移入民及職業紹介に關する機關……………(一名)
- 二、交換、通信及運輸に參加する團體及機關……………**四十八名**
- イ、貨幣及信用……………**九名**
- 1、發券銀行……………(二名)
- 2、不動産信用及貯蓄機關……………(二名)
- 3、發券銀行以外銀行……………(二名)
- 4、取引所……………(一名)

- 5、信用組合……………(一名)
- 農業信用組合……………(一名)
- 工業、商業及手工業信用組合……………(一名)
- ロ、通信及運輸機關……………**十二名**
- 1、郵便、電信、電話、ラヂオ……………(二名)
- 2、新聞……………(二名)
- 3、土木……………(二名)
- 4、鐵道運輸……………(二名)
- 5、陸運……………(一名)
- 6、内水運……………(一名)
- 7、海運……………(一名)
- 8、空運……………(一名)
- ハ、商業……………**九名**
- 1、卸賣商業……………(三名)

- 2、仲買及小賣商業……………(三名)
- 3、外國貿易……………(三名)
- ニ、交換、通信及運輸に従事する労働者……………十八名
- 1、金融機關、取引所及銀行關係……………(五名)
- 2、通信及運輸關係……………(八名)
- 3、商業關係……………(五名)
- 三、各種消費を代表する團體及機關……………二十二名
- イ、消費者の一般的利益……………八名
- 1、縣……………八名
- 住民三十萬以下のもの……………(一名)
- 住民三十萬を超え五十萬以下のもの……………(一名)
- 住民五十萬を超ゆるもの……………(一名)
- 七一又縣……………(一名)
- 2、自治體……………(一名)

- 住民二千以下のもの……………(二名)
- 住民二千を超ゆるもの……………(一名)
- 巴里……………(一名)
- ロ、私的消費者團體……………六名
- 1、消費組合……………(二名)
- 2、消費者及購買者聯盟、借家人組合等……………(二名)
- 3、旅行協會……………(二名)
- ハ、貯蓄、共済組合及保險會社……………六名
- 1、貯蓄銀行……………(一名)
- 2、共済組合……………(二名)
- 3、保險會社……………(一名)
- 4、社會保險局……………(二名)
- ニ、國家豫算……………二名
- 1、納稅組合……………(一名)

2、豫算編成當局……………(一名)

其の各部屬に於ける代表者の選定は、特に法定せられてゐるものもあるが、一般には、最も代表性を有する團體から選出せられるので、其の團體は、關係大臣の提議に基き、内閣總理大臣の署名ある命令を以て指定せられる。

尙議員の任期は、六年とし、三年毎に半數退任のことになつてゐる。

會議の權限に付ても、幾分積極的に定められ、特に法律案及命令案に付意見を徴せられ、又は其の起草を求められることのあることを明規してゐる。

其他、農業、工業、商業及運輸、労働組合並に財政の五問題に關し、各常設委員會が設定せられることとなり、其の組織方に付ても、特別の規定が設けられてゐる。尙又總會の回数も、年四回を改めて、十二月及六月の二回と定められてゐる。蓋し、實際の經驗に基く改案であらう。

第十一章 伊太利の全國協同組合會議

第一總說

伊太利に於ける經濟參謀本部は、全國協同組合會議(Consiglio Nazionale delle Corporazioni)である。伊太利組合國家の基礎は、「團體的労働關係」に關する一九二六年四月三日の法律、組合省の設置に關する一九二六年七月二日の法律及此の全國協同組合會議に關する一九三〇年三月二十日の法律であると謂ふことが出來よう。協同組合會議は、組合省の一部分であり、組合國家の機構の最高部門である。

元來伊太利組合國家は、其の組合國家形成の單位を組合に置き、凡そ労働者、雇主、自由職業者等各種類の經濟集團に對しては、一定地域に於て、一個の組合があり、苟も其の職業に従事する人は、登録組合員たると否とを問はず、組合費の釀出を強制される。組合は、國家の承認に係り、其の豫算、規約、組合吏員の選舉等に關して、國家の監督及統制の下に置かれる。雇主及使用人は、別々の組合を組織し、其の組合は更に全國的聯合の下

に統一される。

先づ第一階段の組合は、特定の生産種類に依つて、地方的、又は全國的に、聯合組合 (Federazioni) を構成し、此の第二階段の聯合組合は二以上の種類を結成し、自然二種以上の企業又は特定の生産部門を代表する總聯合組合 (Confederazioni) を作る。之が即ち第三階段であるが、更に其の最高の階段は全國總聯合組合 (Confederazioni Generali) であつて、之は法定せられた生産部門に付てのみ認められてゐる。農業、工業及手工業、商業、陸運及内國水運、海運及空運並に銀行の六産業部門に付、夫々雇主及雇用人各別の全國總聯合十二と、自由職業者及藝術家の全國總聯合と、總數十三だけである。

此の聯合組合の系統は、謂はば縦の組織であつて、全く經濟的職能を目的とするものであるが、之に對して横の組織とも謂ふべきものが、即ち協同組合 (Corporazioni) であつて特定の生産部門に付て、雇主及使用人が、全國的に結成するものである。雇主及使用人各別對立の組合でなくして、生産の總ての要素を包含し、其の協力を實現すべき組合であつて、特定生産部門の代表者たり、統制規定の發布權を有する國家機關である。労働者の精神的肉體的發達と共に生産の増加を期する所の職業紹介其他の諸機關は、此の協同組合

の監督に屬する。此等の協同組合の總括的中樞機關が、即ち全國協同組合會議である。

第二 會議の地位及性質

全國協同組合會議は、元と一九二六年の勅令を以て規定せられたが、其の後實際に運用せられず、一九三〇年三月二十日の法律に依つて、初めて現行制度の成立を見たもので、其の開會に當り、ムッソリニ (Mussolini) は「此の會議は、我經濟にとつては、軍隊に於ける參謀本部の地位にあり、計畫を樹立し、經濟活動の統轄を爲す頭腦である。」と云つてゐる。寔に、協同組合會議は、労働統制のみならず、經濟關係一般の統制に關する組合國家の中樞機關であつて、更に又組合國家に於ける政治と經濟との連結機關でもある。組合國家の將來は、一に繫つて、此の機關の運行如何に在る、と謂つても過言ではあるまい。

會議は、國家の機關であり、總ての活動は、首相によつて統制せられる。其の召集は、直接首相に依り又は其の同意に基いて行はれ、其の主宰も、亦首相自身か其の代理者に依つてせられる。然も會議は、代議機關であり、各職業の利益代表者のみならず、國家經濟の凡ての力の代表者を包含する。其の構成上、雇主と雇用人とは、平等に代表權を有するが、職業の利益代表以外に、行政的、技術的、政治的要素の代表せられることが、即ち此

の會議を目して、政治と經濟との融合を實現せしめるものであると爲す所以である。會議は、又極めて伸縮性を有し、時として總會も開くが、又數個の分科會が、夫々單獨に又は共同して開かれることもある。分科會の構成も、首相の命令に依つて變更することが出来る。

第三 會議の機關及其の構成

會議の機關は、分科會及小分科會、常設特別委員會、總會並に協同組合中央委員會より成る。分科會構成者の總數は、百二十四名を算せられ、總會の議員定數は、最大百五十名とする。

會議は、全國總聯合組合の組織に對應して、七つの分科會に依つて構成せられる。即ち

- (一) 農業分科會
- (二) 工業及手工業分科會
- (三) 商業分科會
- (四) 陸運及内國水運分科會
- (五) 海運及空運分科會

分科會は、生産の各部門の代表を包含し、労働者と雇主の双方は、等分の代表権を有するが、自由職業及藝術分科會は、固よりその例外を成す。

小分科會は、工業小分科會及手工業小分科會、海運小分科會及空運小分科會並に自由職業小分科會及藝術家小分科會の如きものであつて、問題によつては、分科會と同等の権限を有し、分科會と別個に遂行することを得るものとされてゐる。

分科會又は小分科會は、或は單獨に、或は二個以上結合して開會せられ得る。

常設特別委員會は、純技術的乃至一般的性質を有する單獨事項等、特殊問題に付て、組合大臣の提案に基き、首相の命令に依つて構成される。第一回は協同組合會議の議事規則作成の爲に設けられ、業を終へて解散されたが、第二回に、労働法改正の爲の委員會が、第三回に、外國貿易、關稅及通商條約委員會が構成されてゐる。

總會は、問題が組合組織の全般的規定に利害關係を有する場合等、法律に定むる所に依つて、召集せられる。各職業七部門の代表者の外に、組合大臣、農林大臣、内務大臣、フ

アツシスタ黨書記長、特定の社會福利團體の代表者並に關係各省高級官吏其他專門家技術家を以て構成せられる。組合の代表者は其の團體から指名されるが、其の任命は、首相の提議に基き勅令を以てしなければ有効でない。會議の議長は首相で、首相又は其の代理者としての組合大臣が、會議を召集する。毎年二回の定期總會の外に、臨時總會の開催せられ得ることが規定されてゐるが、實際には總會の開かれたのは、一九三〇年、三一年、三二年共、各一回の様である。

分科會又は常設特別委員會の決議は、總會に報告せられることを必要とし、總會は、適當と認むる注意を爲すことが出来る。

協同組合中央委員會は、會議の事務を執行し、總會の召集されない場合に於て、緊急を要する事項に付、之に代ることを以て其の任務とする。其の構成者は、組合大臣、農林大臣、内務大臣、アツシスタ黨書記長、組合省次官、各全國總聯合組合總裁、特定の社會福利團體の總裁及組合會議書記長である。事實上は、此の機關が極めて重要である。

第四 會議の職能

會議の職能は、大體、顧問的職能と、規定的職能とに分つことが出来る。

先づ、其の顧問的職能を通觀すれば、經濟及財政上の問題に關する法律は、會議に提出するを要し、又會議は、其の發案權をも有する。會議は、協同組合の設置を促進し、且國家的生産の利益を確保しなければならぬ。會議は又、組合大臣の諸決定に對する訴額を受理、裁決する。其の他、廣く組合的結社の扶助的活動に關する事項、生産、文化及藝術の連絡向上の爲にする協同組合機關の活動に關する事項等を擧げることが出来る。

次に其の規定的職能としては、會議は、經濟上の諸規則を制定し、地方的機關を通じ之を実施する權限を有する。其の諸規則は、或は團體的労働關係の規律に關し、或は組合的結社の扶助的活動の連絡統一に關し、或は又組合的結社に依つて代表せられる生産の各種類の間に於ける集合的經濟關係の規律に關する。これは、協同組合の統制を自律に俟たんとする趣旨に外ならぬ。

併し、規定的職能も、首相自身によつてか、少くとも首相の同意に基いて、會議に與へられるのであつて、會議の如何なる決議と雖も、首相は之を拒否するの權を有する。

第十二章 蘇聯邦の經濟參謀本部

第一總說

蘇聯邦に於ける經濟參謀本部は、勞働國防會議 (Council of Labour and Defense, Rat für Arbeit und Verteidigung) 及國家計畫委員會 (State Planning Commission, Gosplan) である。勞働國防會議に於て、聯邦經濟全般の根本方針が決定せられ、之に基いて、國家計畫委員會が、經濟建設計畫の具體案を樹立する。其の施行は、各人民委員部の任務であつて、その施行の監視役として、實施委員會が存する。所謂經濟參謀本部は、蘇聯邦に於て、其の最も強力なる機關の一模型を供せられるのであつて、單なる顧問的地位に立つのではなく、實際に經濟計畫を立て、經濟活動を指導する、眞の綜合的統制機關を成すのである。

第二 勞働國防會議

此の會議は、人民委員會會議 (內閣) の一委員會たるの性質を有し、外務人民委員及軍務人民委員の外、經濟關係の各人民委員並に國家計畫委員會議長及國立銀行總裁を以て構成せ

られ、議長は聯邦人民委員會會議の議長 (首相) が之に當る。實際上に於ては、寧ろ人民委員會會議の上に立つ機關の如くに活動してゐる。元來は、専ら國防に關する一切の問題を處理する目的を以て、一九二二年末の聯邦第一回總會に於て、創設されたものであるが、蘇聯邦獨特の政治と經濟との組織上の密關からして、間もなく、全聯邦國民經濟の總括的統制機關になつたものである。

現在此の會議の任務は、概言すれば、經濟生活全般の指導を完うし、且國防上必要なる諸方策を講ずることに存する。之を列舉して見れば、次の様なものである。

- (一) 經濟計畫及財政計畫の審議と其の實行。
- (二) 國防諸問題の審議と軍備改善措置の執行。
- (三) 國民經濟の諸部門 (財政、工業、商業、運輸等) の調査、審議及其の改善措置の執行。
- (四) 經濟及國防に關する聯邦人民委員部 (各省) の業務指導。
- (五) 諸共和國「經濟會議」並に國家計畫委員會其他の勞働國防會議附屬諸常任委員會の直接的指導。
- (六) 國家諸機關及諸共和國間の財産處分問題の解決。

(七) 以上の権限關係に於て、法律的性質を有する規則を發布すること及各人民委員部發布の總ての經濟關係法令を確認すること。

第三 國家計畫委員會

右の勞働國防會議の下に在つて、所謂統一的五ヶ年計畫を立案する機關は、國家計畫委員會 (Gosplan) である。本委員會は、勞働國防會議附屬諸機關中最も重要なる地位を占め諸經濟委員會の總ての經濟計畫を統一決定し、之に伴つて全聯邦國民經濟の統一的經濟計畫を立案し、且各種經濟部門相互間の連絡調和に任ずるものである。

本委員會は、一九二二年二月 (V. I. U. Lenin) の直接指揮の下に設置せられたもので、約四十名の委員を以て構成されたが、一九二三年七月、其の面目を改めて以來、大に計畫經濟の指導的活動を行ひ、一九二五年には所謂統制數字の第一回作成を示して、兎にも角にも計畫經濟の建設を具體的に表明し、一九二七年以後は、聯邦に於ける有らゆる經濟計畫活動の指導權を、完全に其の手に收めると共に、其の構成も亦大改革を加へられた。其の統轄に屬する諸計畫機關を別にして、此の中央委員會の仕事に従事する者の數は、一九二七年に於て、四百七十名を算し、其の中指導的幹部を構成する者は、二十數名で其

の過半は技師であると云はれてゐる。

本委員會の構成は、同國諸機關の例に洩れず、本來頗る複雑であるが、而も斯様に數次の改革變遷を重ねてゐるので、なか／＼精確を期し難いが、一九三〇年度に就て見れば、大凡そ次の様である。

イ、幹部會

小幹部會 (議長及四人の議長代理を以て構成される。人民委員會 (内閣) の任命に係る。)

學術幹部會 (學術専門家を以て構成される。)

ロ、事務局 (庶務室及圖書室等)

ハ、組織局 (學者派遣部、合理化部、計畫遂行指導方法研究部等)

ニ、統計計數局

ホ、社會經濟局 (豫算及財務部、交換部、國內景氣部、勞働部)

ヘ、生産局 (合同工業部、化學工業部、林業部、農業部、運輸部、運賃經濟部)

ト、建設局 (道路自動車部、都市部、一般建設部、建設技術部)

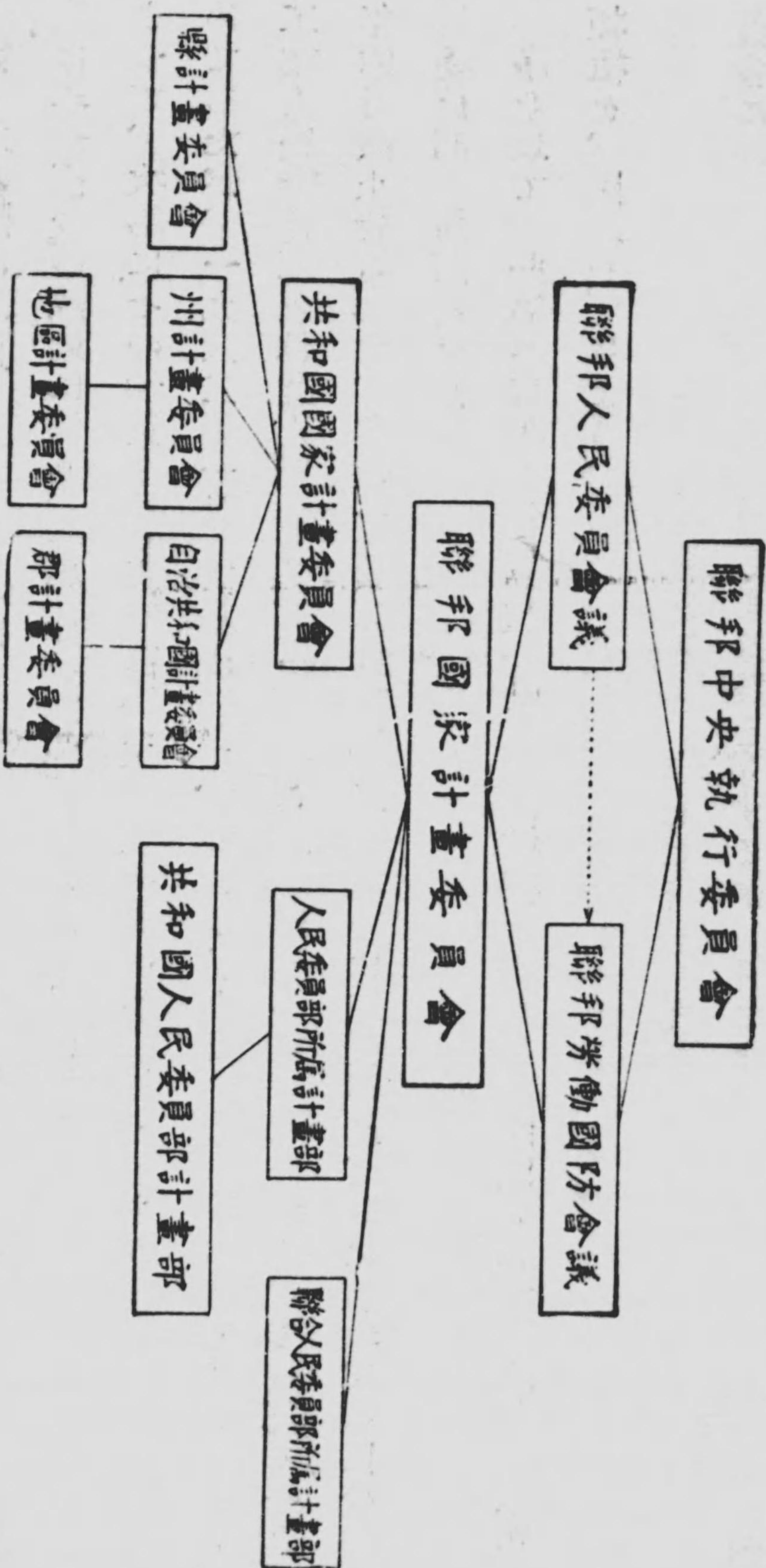
- チ、生産技術再建局（地質調査部、技術政策合理化部、投下資本效用調査部、水運水産部）
- リ、動力局（燃料部、電化部、一般動力部）
- ヌ、地區經濟局（各地方部等）
- ル、科學文化局（科學部、文化部）
- ヲ、地層研究委員會
- ワ、世界經濟局
- カ、經濟調査研究所
- ヨ、聯邦動力委員會

此の外、各共和國國家計畫委員會、關係人民委員部所屬計畫部、聯合人民委員部所屬計畫部、大地方行政官廳所屬計畫部等の、三はば下級計畫機關があり、各共和國國家計畫委員會には、更に夫々下級地區計畫機關を存するが、凡て中央の國家計畫委員會の全體の計畫の内に、有機的に包括される關係に在ること勿論である。

第四 諸機關一覽

左に一覽に便する爲、叙上の蘇聯邦計畫經濟諸機關を表示しよう。

ソヴェエト聯邦計畫經濟諸機關表



第十三章 英吉利の經濟諮問會議

第一總説

英吉利現時に於ける經濟參謀本部とも認めらるるものは、經濟諮問會議 (Economic Advisory Council) である。一九三〇年一月二十七日の勅命に依つて設置せられたもので、其の職能は、主として、政府に對して専門的助言を爲すことに存し、臨時的施設といふ譯ではないが、法制上獨立した機構ではない。

然しながら、自由主義經濟の選手權國、英吉利に於て、兎にも角にも統制經濟的機構が設けらるるに至つたことは、確に時勢の然らしむる所であり、而もその最も有力なる主張者が自由黨であつたことも、奇なるが如くにして決して然らず、却て其の妙味の存することを感ぜしめられねばならぬ。即ち自由黨は、一九二八年に出した「英國産業の將來」と題する報告書中に於て、内閣直屬の經濟政策委員會の設置を提唱し、(一)其の構成は有力閣僚其の他を以てし、(二)經濟財政に關する政策は、先づ以て此の委員會の審議に付する

こととし、(三)此の委員會の附屬として、經濟參謀本部を置き、資源開發の組織的包括的政策を作成すると共に、各省業務の調整を爲すことを目的として、(1)不斷に帝國の政策及産業等に關係する經濟問題を調査研究し、(2)政府及議會の要求する統計其の他の資料を總括完成し、(3)内外經濟情勢に對して、政府及委員會の注意を喚起し、(4)經濟難打開の方策を献策すること等を、其の任務と爲さしむべきことを主張したのである。

労働黨からも、經濟會議の建設及金融機關の統制に關するパーミンガム案なるものが、提出せられ、又ギルド・ソシヤリズムの主張者たるコール (G. D. H. Cole) も、其の著「後十年間の産業政策」中に於て、統制經濟に關する提案を存し、議會内に常設統制委員會を設置すべしとの主張を致した。

斯くて、マクドナルド内閣に於て、此等の提案には相當の隔りを持つけれども、本經濟諮問會議の設立を見るに至つたのである。

第二 會議の目的及權限

本會議の目的は、(一)經濟問題に關して政府に意見を提供すると共に、(二)常に(1)國內及植民地の商工業發展の可能性を調査し、(2)英吉利の繁榮に關して、金融其の他の方策の

效果其の他國內經濟、植民地經濟及國際經濟の趨勢を攻究するに在る。首相マクドナルド (Ramsay MacDonald) は此の法案の提出に際して云つた。「吾人は、國民の經濟狀態を改善せんと欲する。吾人は一言にして云へば、産業國家の凡てに付て考へ且活動する腦髓を造ることを提案する。」と。

本會議の權限は、隨分局限されてゐて、各大臣の事務及責任に關與しないことは固より、何等行政的權限を有してゐない。(一)會議は、全く總理大臣の指令に基き、且政府事務部局と連絡して活動せねばならぬ。(二)其の仕事の主なるものは、(1)新しい法律案其の他有らゆる經濟問題に關して、報告書を作成する。(2)隨て又其の報告書を準備するが爲、諸種の情報資料を蒐集する權限を有し、且(3)諸問題を審議するに際し専門家として活動し得べき、主なる工業者、商業者、金融業者、勞働指導者及學者等の表を作成すること等である。

第三 會議の構成及運用

會議の議長は總理大臣で、議員は大藏大臣、樞密院議長、商務大臣、農務大臣及必要に應じ總理大臣に依つて召集される其の他の大臣で、専門家、經濟學者等も、特別任命に依つて議事に參與する。

此の特別任命に係る議員は、利害關係を有する産業又は金融資本の代表者、英蘭銀行代表者、勞働組合代表者、經濟諮問會議設立建言者代表、會計士及經濟學者等で、約三十名を算する。何れも學識經驗を有する一流の人士であるが、其の經濟學者の中には、サー・アーサー・パルフォア、ジー・デイ・エツチ・コール、ジェー・エム・ケインズ及ダブリュー・エム・シットリン等である。

事務局長及二人の事務官が會議の事務を執行する。事務局長は、以前ケンブリッジ大學經濟學部に居たエツチ・デイ・ヘンダーソン (Hubert D. Henderson) である。

會議は、議長たる總理大臣が必要に應じ何時にても、之を召集することが出来る。議長は又、繼續的委員會又は特別委員會を任命することが出来る。

本會議の事業及報告書は、公表されない。會議の決議の執行等に責任を持つものは、固より政府のみである。

第十四章 米國に於ける實際上の經濟參謀本部

第一總説

一九三三年の春、フランクリン・ルーズベルト氏 (Franklin D. Roosevelt) が、北米合衆國大統領に就任して以來、同國の異常なる經濟危機は、大統領をして、未曾有の非常手段を講ぜしめ、其の難局打開の新措置は、兎にも角にも、成敗賛否の如何に拘らず、世界の偉觀を呈してゐる。其のル氏の新政、米國一九三三年の維新こそ、即ち世に所謂 "The New Deal" であつた。一九三二年の選挙戦當時より、ル氏の世に問うたアメリカ經濟再組織案の發現である。(此のニウ・デールといふ流行語は、大統領選挙戦當時ル氏並にモーレー氏及ローゼンマン氏 (Rosenman) の合作に係り、當初ル氏は、其の大統領候補受諾演説を "A new deal" と云ふ語を以て結んだものであつたが、ハーバート・スウォーブ氏 (Hervert Bayard Swope) が、公衆心理上其の言葉の時代向き迫力を讀へて、圖星を射た標語として一般に打込むべきことを主張して以來、ル氏も頻りに之を用ふる様にな

り、之と共に次第に "The New Deal" となつた。其の言葉の基く所は、蓋し氏の政治思想上の二恩帥、二大前大統領の標語に在るので、即ちテオドール・ルーズベルト氏の進歩主義の標語 "The Square Deal" とウインドロウ・ウイルソン氏の衆民主義の標語 "The New Freedom" の結合に成つたものである。

ル氏新政の指導方針は、元と「中央より僅か左へ」といふのであつて、此の標語が、氏の選挙戦當時より屢々公に宣言せられた所であり、其の組閣も亦、此の方針を表現する様に、自由と保守、長老と新進の取合せより、地域的配分に至る迄、あらゆる方面の均衡が保たれてゐる。然しながら、固より是れ一の試験的方針に過ぎないのであつて、其の内閣の聯合提携も、其の實、一の強靱なる絆によつて縛られてゐる。其の絆こそは、即ちル氏一人に對する忠實の念に外ならぬのであつて、閣員十中の八は、皆氏が年來の盟友であり、隨て其の集權、獨裁は、氏が竊に自ら恐れた如く、何時左に急轉することがあつても、其の内閣の結合に對して、さして影響することのない様な彈力性を持たしてゐるのである。而して其の維新の内容は、即ち主として經濟方面に存し、而も健全なる自國國民經濟の樹立を以て、優先第一の要義とせねばならぬことを強調するものである。一九三三年三月四

日の大統領就任演説は、特に此の點を宣明してゐる。茲に於てか、大統領就任早々、經濟上の非常手段が、自由に、大膽に、且敏速に、所謂 N. R. A. として天下の耳目を聳動してゐる、國家復興施設 (National Recovery Administration) が、實施せられてゐる所以である。

然しながら、斯の如く、ル氏をして獨裁的なる大統領振りを發揮せしめるに付ては、如何に氏の政治的手腕が巨大であつても、特に民主國アメリカに於て、そこに何等かの理由がなくてはならぬ。其の根本こそ、蓋し氏の背後に於けるブレイン・トラスト (The Brains Trust) に存すると見るべきであらう。

第二 ルーズベルト大統領の「ブレイン・トラスト」

ルーズベルト氏は、今や歴代大統領中最も獨裁的なる大統領と稱せられてゐる。固より氏の政治的手腕は、既に紐育州知事時代から、定評のある所であり、其の巨腕を以てすれば、大統領の重大なる職責も、彼にとつては、大した重荷とは感じないに違ひない。蓋し氏は紐育州知事時代から、良友に恵まれてゐて、其の顧問たり相談役としての協同的意見を基礎として、政策を樹立するに努め、以て之が實施に當つてゐた。一九三二年の大統領

選挙戦當時、既に氏のブレイン・トラスト (The Brains Trust) と稱せられる若干の取巻き連中の活動は凄しいものであつた。大統領就任以來、氏の經濟非常時に處するの施設、所謂新政は、必ずしも世論の賛する所とならず、或は寧ろ氏の國家復興施設 (National Recovery Administration) は失敗であると稱してゐる者もあるが、其は兎も角、此の大規模なる N. R. A. を樹立運用するに付ては、彼の取巻き連中が、大なる役割を演じつつあることは、確實にも、又明白である。(ブレイン・トラスト、正しくはブレインズ・トラスト (Brains Trust) といふ名稱は、一九三二年の晩秋、紐育タイムスのゼームス・キラン氏 (James M. Kieran) が初めて、用ひた所であつて、氏が最初ブレインズ・デパートメント (Brains department) と謂つたのを、更に縮めたものである。ルーズベルト氏自身も、之を使用し、其の取巻き連中にもそれで通つてゐるが、其の後、一般新聞雜誌では、ブレイン・トラスト (Brain Trust) として通用する様になつた。)

ブレイン・トラストは、勿論、制度的存在を有するものではない。ブレイン・トラストの中樞と謂はれた國務次官補モーレー氏 (Raymond J. Moley) は、其存在すること自體すら否定してゐる。然しながら、モーレー氏を初めとして、タッグウェル氏 (Rexford G.

Tugwell) ヴーネル氏 (Adolf Augustus Berle) の如きが、此の N. R. A. に占めた役割は顯著なる事實であり、諸氏の多くは、何れも政府に何等の本職を有することなき大統領の友人であることを思へば、ブレイン・トラストの存在は、疑ふべくもない。

唯、ブレイン・トラストの中に包含せらるる人物も、見る人に依つて異なり、明確なる範圍がある譯ではないことは、其の性質上當に然るべき所であらう。今普通世人が目して、此のブレイン・トラストのメンバーと爲す人々と、其の人物の一斑を紹介しよう。

モーレー氏は、若くして大學教授となり、退職後、一時犯罪の研究及刑事政策に關して著名となり、後コロンビア大學の公法學教授と爲つた。移民問題、都市問題等にも造詣が深いのみならず、實際的政治手腕をも持つてゐて、ルーズベルト大統領の選挙戦には、始終氏に隨伴して、貢獻する所が、頗る多かつたと謂はれる。ル氏の大統領就任後は、國務次官補と爲つたが、一九三三年九月辭職した。大統領の最大の補助者として、其の N. R. A. 運動の畫策に力めた。

タツグウェル氏は、コロンビア大學講師で、哲學者、社會學者として知られ、ニューリパブリックの特別寄書家であつた。ル氏の大統領就任後農務次官補となつた。モーレー氏

とは大學の同僚である。モーレー氏が、ブレイン・トラストの存在を否定してゐるに反し、氏はブレイン・トラストが嘗て存在したことを肯定し、之が恒久的的制度でなかつたことを遺憾としてゐる。氏は、アメリカの經濟機構は、完全なる再組織を必要とすること、新らしき機構は、外來の信條に求め得られないことを、確信してゐる。十九世紀の向見ずな個人主義的經濟の限界に達した現代社會に於ては、大規模な事業結合が支配的とならねばならぬが、唯其の前提として是非とも、全民衆に對する富の公正なる分配を保障するやうな國家の統制がなければならぬと主張してゐる。ルーズベルト大統領の統制政策の思想的基礎は、此の邊にうかがはれるのではないかと思ふ。

パール氏は、若くして英才の聞え高く、ハーバード大學出身者で、現在コロンビア法料の教授である。氏は、夙に大統領選挙戦當時より、聯邦金融、鐵道問題、銀行及會社統制に關するエキスパートとなつた。ルーズベルト大統領は、彼を一時キューバの財政顧問として派遣したことがある。一九三二——三三年の議會に於ては、銀行法、新擔保法、國民復興法等の起案に執筆した。ル氏大統領就任後も直接政務の局に當るを欲せず、後に復興金融會社鐵道顧問となつた。

以上の三氏は、モレー氏は四十六歳、タツグウェル氏は四十一歳、パール氏は僅に三十八歳に過ぎない壯年元氣の學者であるが、何れも所謂ルーズベルト革命にはなくてはならぬ重要人物である。此の外に新制度の産出に力を盡す人としては、左の如き人々がある。

ダグラス (Douglas) 豫算局長

ホーエ (Louis Howe) モレー、ダグラスと共に大統領の所謂枕頭内閣員

パーキンス (Miss Frances Perkins) 労働卿

ジョンソン (Hugh S. Johnson) 産業復興局長官

イツクス (Harold L. Ickes) 内務卿

ワラス (Henry A. Wallace) 農務卿

ピーク (George N. Peek) 農業調整局長官

右の外フアーレー氏 (James A. Farley) の如く、寧ろ政治執行の方面に、一層重要な人々は特に此に掲げないが適當であり、其の他ル氏の新しき實驗の意義に理解を有するもなほ較々中心的地位を占むるに至らない多數の人々も、右の一團と同列にしないがよからうと思ふ。

尙、諸々の専門家及自由思想を抱く社會學者が、新問題の發生毎に、ブレイン・トラストを形成してゐる。即ち農業問題に関するブレイン・トラストとして、左の諸氏を擧げることが出来る。

ウイルソン (M. L. Wilson) モンタナ農業大學教授

エゼキール (Mordecai Ezekiel) 農務省顧問

マイヤース (William J. Meyers) 前コーネル大學教授、農務省顧問

オリファント (Herman Oliphant) 前ジョンズ・ホプキンス大學教授

ミーンズ (Gardiner C. Means) コロンビア大學教授

ビーン (Louis Bean)

バブコック (Howard E. Babcock) 前コーネル大學教授

ホーエ (Frederic H. Howe)

又金融問題に付ては、

スプラッグ (O. M. W. Sprague) 前ハーバード大學財政金融教授

ワーレン (Warren) コーネル大學教授、「商品弗」制の權威

ロジャリス (James H. Rogers) ハール大學經濟學教授
又 N. R. A. に関しは、

ザックス (Alexander Sachs)

ウォルマン (Leo Wolman)

ホワード (Earle Dean Howard)

右の外學者連中が各方面に存在する。其の主なるものは、次の通りである。

デツキンソン (John Lickinson) 前ペンシルバニア大學法學教授、商務次官

ルビン (Isador Lubin) 前ミシソリー大學經濟學教授、労働省統計局長

スプローン (W. M. W. Splawn) 前テキサス大學經濟學教授

モルガン (Arthur E. Morgan) テネシー河流域管理委員長

モルガン (Harcourt A. Morgan) テネシー河流域管理委員

又二十人餘の法律家を擧げること出来よう。就中主なるものは左の人々である。

リッチベルグ (Donald Richberg) 産業復興局顧問

フランク (Jerome Frank) 農業調整局顧問

フランクフルター (Felix Frankfurter) ハーバード大學法學教授、法律界の元老、次の

諸氏の推薦者

アチェソン (Dean G. Acheson) 大藏次官

リリエントール (David E. Lilienthal) テネシー河流域管理委員

ランドイス (James Landis) 聯邦商務委員

ブレーン・トラストに屬する此等の人々は、各種各様の思想及専門を代表するけれども、大體、社會の現状を改善して、組織的統制的國家を齎さんとするものであつて、少くとも二つの共通の特徴がある。即ち(一)アメリカの此の實驗に對して熱意を有すること及(二)其の實驗の進展に對して弛みなき批判を加へること、之である。

之を要するに、ルーズベルト大統領が、經濟非常時局に際して、議會からして、各種の廣汎なる獨裁權を與へられて居り、其の執行として、革命とまで云はれる、新しい社會的、經濟政策を斷行してゐるが、其の背後には各方面に於ける智能専門家の精銳の集團があつて、其の考案に基いて彼の大事業が、行はれてゐるのである。之が即ち、米國聯邦政府に於て未だ嘗て例を見ない所謂ブレーン・トラストであつて、實際上頭腦參謀本部とも

謂ふべき經濟計畫機關を、構成してゐる次第である。

第三 最高復興會議

所謂經濟參謀の言葉に従へば、米國に於ては、ブレイン・トラストを語れば足るのであるが、此の實際上の計畫機關に對して、之が實施統制の機關に付て、其の梗概を述べることは、必ずしも蛇足ではないであらう。況んや、ブレイン・トラストが、唯實際上の存在に過ぎない丈に、その構成者は、他面に於て政府の統制機關を組成してゐることがなかなか多いのである。而して其の執行統制機關は、即ち最高復興會議 (Supreme Recovery Council) である。

ルーズベルト施政は、大戰當時のウイルソンと相並んで、其の集權獨裁、他に比類を見ないものであるが、新しき經濟は、自ら新らしき陣立を必要とし、一九三三年七月大統領は、最高復興會議 (Executive Council for National Recovery) を設けた。其の毎週火曜の會議は、即ち其の日の定例閣議となつた。委員二十一名中、從來官職を持つた經驗のある者は僅かに六名、從來の民主黨員亦十名に上らず、大多數は、所謂一九三二——三三年の「新政」(The New Deal) に至る迄は、全く社會の周知の名士ではなかつた。是れ即ち

大統領が、國民と共に、未知の偉人を見出さんとする待望の表現であつたに外ならぬ。左に其の委員を一瞥しよう。又如何にブレイン・トラストに屬する人々が、此に活躍してゐるかを知らることが出来よう。

(一) ウツデイン (William H. Woodin)

財務卿。當時アメリカ車輛及鑄造會社社長で、紐育銀行等の取締役をやつてゐた實業家であつて、ウォール街の中樞には多大の敬意を拂はれて居たが、嘗て官職に就いた經驗はない。元と共和黨に屬したが一九二八年之を脱して、アルフレッド・スミス氏を助け、其の後熱心なるルーズベルト黨となつた。未曾有の危機に際して成功を収め、大統領の懇望に依つて、病を推して猶奮闘を續けてゐる。

(二) ダグラス (Lewis W. Douglas)

豫算局長。三十九歳、大學教授であつたが、アリゾナより民主黨代議士に選ばれた。行政治質の最も優れた人で、特に其の政治的勇氣は第一等の人物である。豫算局長となつて、最初の豫算大査定成功は、忽ちにして議會に名聲を擧げ、新施設に甚大なる貢獻を致してゐる。

(三) ファーレー (James A. Farley)

郵務卿。四十五歳、精力絶倫、而も人を引き付ける力の偉大なる人格の人である。所謂地方政治家であつた氏は、ルーズベルト氏の選挙戦に當つて、其の選挙事務長となつたが、一九三二年民主黨に於て、なほ新参政治家を以て目されてゐた。其の間、氏は常に政治問題の専門的攻究家として精進してゐたが、而も傑出せる行政的手腕の持主で、又其の民主黨の黨勢増大に致した貢献は頗る大なるものがある。

(四) パーキンス (Miss Frances Perkins)

労働卿。ルーズベルト氏が紐育州知事時代に、労働局長を勤めた婦人で、其の有能なる活動は、從來常に伴食を以て目されて居た労働卿の地位を、一躍殆ど閣内最上位の邊りにまで高めた。

(五) イックス (Harold L. Ickes)

内務卿。元とシカゴ選出進歩的共和黨員として「孤獨の狼」と云はれたが、シカゴ、イリノイス以外には殆ど知られなかつた。一九三二年ルーズベルト氏の選挙戦に参加し、ル氏大統領となるや、突忽として内務卿の地位を與へられ、所謂ダークホースとして臺

閣に入つて數月、最も力ある政治家として其の名聲を擧げ、適材を適所に配するに妙を得、内務行政のみならず、石油事業其他の統制に當つて、八面六臂の活動を致してゐる。好く人と談するが、又闘つて決して屈せず、而も諧謔洒脫の人として、内閣を賑はしてゐる。早くも次期大統領の候補者として噂されてゐる。

(六) ジョンソン (Hugh S. Johnson)

産業復興局長兼土木局長官、内閣委員。氏の閱歴は、前記數氏と異り、殆ど有らゆる方面に著聞する第一人者で、一九三二年共和黨を去つて、ル氏を援け、其のブレイン・トラストの一員となつたが、一九三三年に至るまで、何故臺閣に列しなかつたか、今に人の解し得ぬ謎とせられる程である。ル氏組閣の當初内務卿の地位を以て擬したが、受けなかつた。併し産業復興法の最初のドライブは、流石に氏によつて、いみじくも爲された。

(七) ホーア (Louis McHenry Howe)

大統領秘書官長。二十一年間ルーズベルト氏の秘書たり、女房役として、形影相伴ふ觀を示した人、今猶依然舊の如く其の身邊を離れない。其の永年の希望は、唯々ル氏の大統

領就任に存したが、其の實現せらるるや、氏は旬日にして資源保育民團の創設に成功し、ブレイン・トラストの一員として、其の左翼に位するやに觀ぜられる。

(八) ピーク (George N. Peek)

農務調整局長官。元とイリノイスの農具製造家であつたが、農業の地位を工業に對等ならしめんとするの熱情より、政治運動に入り、共和黨員となつたこともあるが、一九三二年の大統領選挙戦にル氏の爲に奮闘した。其の農業と、兼ねて工業に關する體驗と能力は、ル大統領施政の一員たることを要請せられ、粗朴なる六十歳の野老は、今や未曾有の革命的事業に精進して、其の辣腕を發揮してゐる。

(九) ワラス (Henry A. Wallace)

農務卿。四十五歳、代々アイオワの農場雜誌發行者で、元と進歩的共和黨員であつた。文學哲學の造詣深く、而も經濟學者たると同時に、立派な實際的經濟家で、其の行藏は宛然所謂大學教授の模型である。

(十) モルゲンソウ (Henry Morgenthau)

農村金融局長官。氏も亦農場雜誌の發行者で、落付きのある勤勉な實務家、兼ねてル

ズベルト黨で、官に就いて以來も、頗る地味で、而も最も有能な活動振りを示してゐる。

(十一) フェチナー (Robert Fechner)

資源保育民團指令。何等學歴なき労働者出身の労働指導者で、總て常識でやつてゐる。

(十二) ホプキンス (Harry L. Hopkins)

聯邦非常救済局長官。社會事業家として名あり、ル氏紐育州知事の際、其の新設に係る臨時紐育非常救済局の局長たらしめられた人、其の主張を統計に基礎づけるが、而も快活にして直接法的な俊敏の人。

(十三) イーストマン (Joseph B. Eastman)

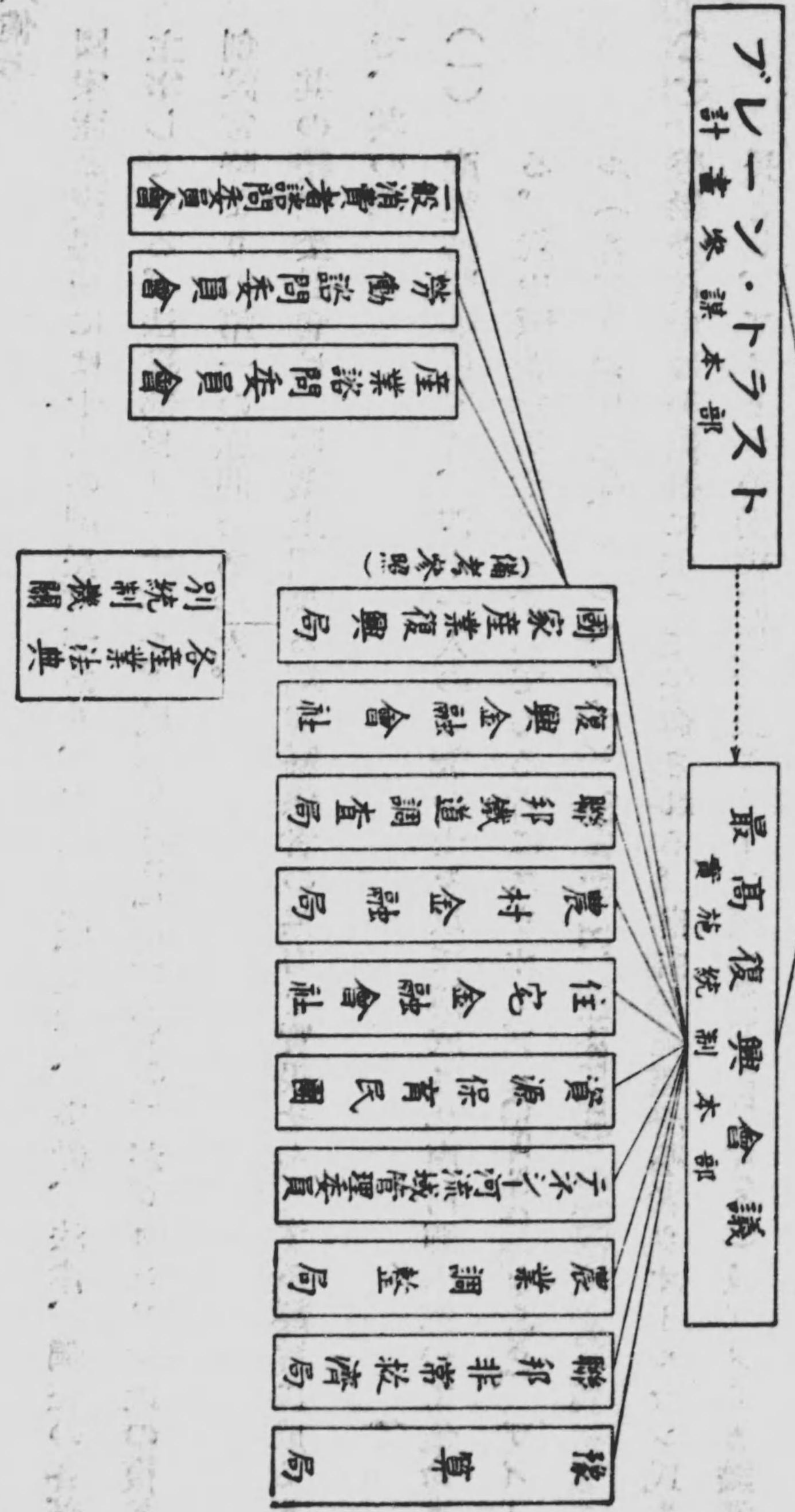
聯邦鐵道調整局長官。多年鐵道運輸に對して政府が完全なる責任を執るべきことを主張した人、即ち出でて其の運輸再調整の難問題解決の責任者となる。然も鐵道業者は一向恐慌を來たさなかつた。蓋し、氏が鋭いやかましやではあるが、全面的觀察をする聰明の人であるといふことを知つてゐたからである。

以上五大臣八長官の外、他の五大臣商務卿ローパー氏 (Daniel C. Roper)、法務卿カミ
ンダス氏 (Homer S. Cummings)、國務卿ハム氏 (Cordell Hull)、陸軍卿ダーン氏 (George

H. Dern) 及海軍卿スワンソン氏 (Clude A. Swanson) 並にテネシー河流域管理委員長
 モルガン (Arthur E. Morgan) 復興金融會社社長ジューンズ (Josse H. Jones) 及住宅金融
 會社長ステイブソン (William F. Stevenson) の三氏を以て、總員二十一名を構成して
 ゐる。

此の最高復興會議の目的は、政府各省及復興計畫關係諸機關の總てを聯絡統一し、以て
 復興計畫を圓滑有效に遂行せんとすることに存するのであつて、所謂 N. R. A. 時代は
 此の一九三三年七月——詳しくは七月十九日——に始まるのである。而してかの有名なる
 國家産業復興法に依る産業復興局は、決して全經濟領域に渉る統制機關ではなくして、此
 の最高復興會議の下に於て、他の各種の機關と相俟つて、産業部面の復興の執行に當る機
 關に外ならないのである。試みに、以上諸機關の地位關係を表示して見よう。

ルーズベルト大統領



(備考)

國家産業復興局には十人の副長官があり、内四人は、産業、労働、法律、調査の各部を主宰してゐる。法律部長リッチベルグ氏 (Donard Richberg) がジョンソン氏の復興局創設當時よりの第一の顧問であつた。

其の諮問委員会は、産業上相異なる利害関係者の協力を實現せんとする趣旨に成るもので、其の内

(一) 産業諮問委員会は、四十一人の有能の士を以て構成され商務卿に依つて任命される。就中顯著なる活躍を示してゐる者にスウオープ (Gerard Swope)、テイーグ (Walter Teagle)、キルスタイン (Louis E. Kirstein) の諸氏である。

(二) 労働委員会は労働卿に依つて任命される。自由主義經濟學者ウォールマン氏を議長とし、アメリカ労働總同盟會長グリーン氏 (William Green) 及アメリカ鑛業労働者組合長レウイス氏 (John L. Lewis) を其の股肱としてゐる。

(三) 一般消費者諮問委員会は、商務卿及労働卿より提出せられる名簿の中より、復興局長官自ら選擇組み合はするもので、ラムゼー夫人 (Mrs. Mary Rumsey) を議

長としてゐる。

何れも政策問題に付、復興局長官に助言を與ふるに止まらず、規約を精査し、意見を調和して、之を提供することを其の職能とされてゐる。

第三編 經濟參謀本部の展望

第十五章 經濟參謀本部の將來概論

第一節 諸國經濟參謀本部の實績批判

第一總説

諸國に於ける經濟參謀本部の輪廓は、前編に描いた所であるが、其の實際上獲た成績如何を討ぬれば、何れも、未だ試験期の域を脱せず、其の全面的効果は、之を將來に期待するの外ないであらうと思ふ。概して批判を下すべくんば、必ずしも、當初豫期せられた程の成果を擧げ得なかつたと、言ふのを相當とするであらう。

一 消極的見地よりする批判 固より、之に對する批判は、此等機關に對する各人個々の立場に依つて、甚しく所見を異にすべきは當然である。即ち

(一) 經濟組織には、自ら一定の法則が内在するが故に、統制經濟といふが如き人為的

第三編 經濟參謀本部の展望

第十五章 經濟參謀本部の將來概論

第一節 諸國經濟參謀本部の實績批判

第一總説

諸國に於ける經濟參謀本部の輪廓は、前編に描いた所であるが、其の實際上獲た成績如何を討ぬれば、何れも、未だ試験期の域を脱せず、其の全面的効果は、之を將來に期待するの外ないであらうと思ふ。概して批判を下すべくんば、必ずしも、當初豫期せられた程の成果を擧げ得なかつたと、言ふのを相當とするであらう。

一 消極的見地よりする批判 固より、之に對する批判は、此等機關に對する各人個々の立場に依つて、甚しく所見を異にすべきは當然である。即ち

(一) 經濟組織には、自ら一定の法則が内在するが故に、統制經濟といふが如き人為的

政策を以て、其の法則を改變し、所期の過程を將來せんとすることは、所詮不可能であると、斷定する人々に取つては、元より總て何等の價值を認められないであらう。

(二) 又當初より、此等機構の多くのものに通じて、其の基礎條件たるべき職能代表乃至經濟協調の思想を否定する者に在つても、略々前同斷であらう。

(三) 特に諮問的會議に付ては、

イ、議員乃至政府の機能の缺點は、各々其の機關の改善に依つてのみ、匡正せらるべきであつて、新なる機關を設くるの要なしと、爲す者は、會々二三諮問的會議の實績の芳しくないことを、當然視し、且特に之を高調するであらう。

ロ、又或は逆に、斯かる機關は、之に立法權其の他最も有力なる權限を與へて、從來の意思機關の根本に觸れる改造を伴はねば、何の役にも立たないと、爲す者に於ては、權限の狭小なる諮問的會議の如きは、所詮用を爲さぬとするの所信を、固めるのみであらう。

二 積極的見地よりする批判 更に、概して此等の機關を必要とし、且望ましとする者の間に於ても、其の思想上の根據は、決して單一でないだけに、隨て之に應じて、此の實

績に對する觀察が、亦自ら種々の相違を致すのは、敢て異とすべき所ではない。

(一) 或は其の根據を、佛國のサンデイカリズム、英國のギルド・ソシヤリズム、又は北米合衆國の I・W・W・主義と云ふ様な、産業的社會主義に置く者は、其の産業的經濟的生活の再組織を目的とする社會生活の理想を、實現せんとするの手段として、之を考察し、蘇聯邦乃至伊太利に於けるが如き類型の、有權的機關の將來を想ふかも知れぬ。

(二) 或は之と反對に、ピスマークを始めとして、往年の獨、伊、諸國の保守黨の如く、中世的職業團體會議の思想に固執する政治的保守主義に、基礎を置く者は、寧ろ之を以て、地域的代表議會政治の進展を抑止し、産業的分子の政治參加の機會を擴充せんとするの手段として、獨佛に於けるが如き諮問機關に、望みを囑しもしよう。

(三) 又或は、職能集團代表主義に基く政治改造論に立脚する人々に在りては、兎も角も、此等機關の出現を以て、機械的國家より機能的國家に進む一階梯として、其の將來を期待するに違ひない。

(四) 其の他、當面の實際政治改善論者に至つては、必ずしも、一定の思想上の立場に